

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月29日
【事業年度】	第57期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）
【会社名】	株式会社ウッドワン
【英訳名】	WOOD ONE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中本 祐昌
【本店の所在の場所】	広島県廿日市市木材港南1番1号
【電話番号】	0829（32）3333（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 今田 裕志
【最寄りの連絡場所】	広島県廿日市市木材港南1番1号
【電話番号】	0829（32）3333（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 今田 裕志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第53期	第54期	第55期	第56期	第57期
決算年月		平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
売上高	(百万円)	68,945	70,220	88,797	91,851	74,717
経常利益又は 経常損失()	(百万円)	2,191	433	3,125	419	411
当期純利益又は 当期純損失()	(百万円)	2,225	2,983	4,817	1,183	11,121
純資産額	(百万円)	38,898	35,329	48,752	43,171	17,403
総資産額	(百万円)	110,751	110,763	143,520	132,016	106,971
1株当たり純資産額	(円)	816.91	750.22	880.53	775.53	369.37
1株当たり当期純利益又は 当期純損失()	(円)	45.55	64.32	102.45	25.22	238.19
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	45.53	-	102.13	-	-
自己資本比率	(%)	35.12	31.90	28.85	27.44	16.12
自己資本利益率	(%)	5.89	8.04	12.56	-	-
株価収益率	(倍)	20.18	12.44	9.76	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,121	2,129	7,291	1,563	5,987
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	5,809	6,525	5,379	1,865	3,356
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,220	1,958	772	261	2,901
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	4,412	2,032	4,610	4,238	4,362
従業員数	(名)	3,252	3,193	4,599	4,510	3,929

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 第54期及び第56期、第57期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、潜在株式は存在するが1株当たり当期純損失であるため記載していない。

3 純資産の算定にあたり、第55期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用している。

4 第56期及び第57期の「自己資本利益率」及び「株価収益率」については、当期純損失であるため記載していない。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第53期	第54期	第55期	第56期	第57期
決算年月		平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
売上高	(百万円)	65,952	67,346	69,657	61,776	64,207
経常利益又は 経常損失()	(百万円)	2,494	489	1,654	228	462
当期純利益又は 当期純損失()	(百万円)	1,350	101	886	752	423
資本金	(百万円)	7,324	7,324	7,324	7,324	7,324
発行済株式総数	(株)	49,209,846	49,209,846	49,209,846	49,209,846	49,209,846
純資産額	(百万円)	33,493	32,569	32,928	30,655	29,600
総資産額	(百万円)	73,407	73,583	82,440	76,436	77,908
1株当たり純資産額	(円)	703.21	691.52	699.35	653.97	630.66
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	(円)	15.00 (6.00)	12.00 (6.00)	12.00 (6.00)	12.00 (6.00)	10.50 (6.00)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失()	(円)	27.14	1.13	18.86	16.04	9.06
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	27.14	1.13	18.80	-	-
自己資本比率	(%)	45.63	44.26	39.89	39.96	37.79
自己資本利益率	(%)	4.07	0.32	2.70	-	-
株価収益率	(倍)	33.86	707.96	53.02	-	-
配当性向	(%)	55.27	1,057.03	63.63	-	-
従業員数	(名)	1,577	1,574	1,550	1,533	1,670

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 第53期の1株当たり配当額15円は、創業70周年記念配当3円を含んでいる。

3 純資産の算定にあたり、第55期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用している。

4 第56期及び第57期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、潜在株式は存在しているが1株当たり当期純損失であるため記載していない。

5 第56期及び第57期の「自己資本利益率」、「株価収益率」及び「配当性向」については、当期純損失であるため記載していない。

2【沿革】

当社（昭和25年8月8日設立、昭和49年4月1日商号を岩根林業株式会社より株式会社住建産業に変更、さらに平成14年10月商号を株式会社ウッドワンに変更）は、昭和49年4月1日株式額面を50円に変更することを目的として旧株式会社住建産業等5社を吸収合併したが、当社は休眠会社であったため、企業の実態は被合併会社である旧株式会社住建産業等5社が合併後もそのまま存続しているのと同様の状況にある。従って、以下の記載については特に指摘のない限り実質的存続会社である旧株式会社住建産業等5社に関して記載している。

年月	摘要
昭和10年5月 昭和27年4月	元取締役会長中本勇が広島県廿日市市（当時 佐伯郡吉和村）に個人による木材業を開始 元取締役会長中本勇が发起人となり資本金700千円で有限会社中本林業を設立、代表取締役社長に就任
昭和31年10月	本社および工場を広島県廿日市市串戸一丁目3番6号に移転
昭和32年5月	床板（フローリング・ボード）工場を新設し内地ブナ材によるフローリングの生産開始
昭和42年7月	合板工場を新設し、わが国初の4m超大型合板プラントによる長尺合板縁甲板（フロンク）の製造販売を開始
昭和44年3月	株式会社中本林業より、株式会社住建産業（旧）に商号を変更
昭和48年9月	株式会社住建産業（旧）が豊橋工場を新設し、米材による製材品の生産開始
昭和49年4月	株式額面を500円から50円に変更することを目的とし、休眠会社であった岩根林業株式会社に株式会社住建産業（旧）、株式会社住建合板、中本木材工業株式会社、株式会社住建防腐、東和商事株式会社を吸収合併し、同時に商号を株式会社住建産業と変更し再発足
昭和49年11月	蒲郡工場にてLVLによる造作材の生産を開始
昭和53年12月	大阪証券取引所市場第二部及び広島証券取引所に株式上場
昭和54年11月	東京証券取引所市場第二部に株式上場
昭和55年10月	本社にて造作材工場を新設し、LVL（平行積層合板）による階段等の造作材生産開始 豊橋にて集成材工場を新設し、階段等の造作材生産開始
昭和59年8月	本社にて洋風造作材工場を新設し、生産開始
昭和60年9月	本社地区に配送センター用倉庫新設、株式会社北海道住建、株式会社中国住建（現 連結子会社）を設立
昭和62年9月	東京、大阪両証券取引所市場第一部に指定替え
昭和63年2月	現在所在地に本社屋新築、移転
昭和63年8月	本社にてドア工場を新設し、生産開始
平成2年6月	日商岩井株式会社（現 双日株式会社）とのニュージーランド現地合弁子会社、JUKEN NISSHO LTD.（現 JUKEN NEW ZEALAND LTD.）を設立（現 連結子会社）
平成3年4月	本社にて収納システム工場を新設し、生産開始
平成4年5月	豊橋にてドア工場を新設し、生産開始
平成6年4月	豊橋にてプレカット工場を新設し、生産開始
平成7年4月	日商岩井株式会社（現 双日株式会社）との中国現地合弁子会社、住建日商（上海）有限公司（現 住建（上海）有限公司）を設立（現 連結子会社）
平成8年10月	茨城県坂東市（当時 岩井市）に関東事業所を新設し、事業開始
平成11年12月	フィリピン子会社JUKEN SANGYO（PHILS.）CORP.を設立（現 連結子会社）
平成14年10月	株式会社住建産業より、株式会社ウッドワンに商号を変更
平成14年12月	中国子会社木隆木業（上海）有限公司（現 沃達王木業（上海）有限公司）を設立（現 連結子会社）
平成15年10月	住建木材工業株式会社、株式会社北海道住建の2社を当社に吸収合併
平成16年9月	中国子会社沃達王国際有限公司を設立（現 連結子会社）
平成18年10月	I G C株式会社を設立（現 連結子会社）
平成18年12月	I G C株式会社が、平成18年12月27日付公開買付け及び平成19年3月1日付株式交換により、住宅設備機器メーカー株式会社ベルテクノの全株式を取得し、株式会社ベルテクノ他12社を完全子会社化
平成20年2月	株式会社ベルテクノが新設分割により株式会社ベルキッチン（現 連結子会社）、株式会社ベルキッチンインターナショナル（現 連結子会社）、株式会社ベル染色を設立
平成20年4月	I G C株式会社が保有している株式会社ベルテクノ及び株式会社ベル染色の全株式をB Tホールディング株式会社へ売却
平成21年2月	株式会社ウッドジョイ（現 連結子会社）が、株式会社ジューケン特販を吸収合併

3【事業の内容】

当社グループは当社及び子会社19社から構成されており、事業は住宅建材事業及び住宅設備機器事業を主たる事業としている。

当社グループの主な事業内容は以下のとおりであり、各事業区分はセグメント情報の区分と同一である。

住宅建材事業

植林を含む山林経営、合板床板・造作材などの木質総合建材の製造及び販売をしている。

(主な関係会社) 当社及び(株)中国住建、JUKEN NEW ZEALAND LTD.、沃達王國際有限公司、JUKEN SANGYO (PHILS.) CORP.、沃達王木業(上海)有限公司、住建(上海)有限公司、(株)ウッドジョイ

住宅設備機器事業

厨房機器・洗面機器・浴槽機器などの製造及び販売並びに修理をしている。

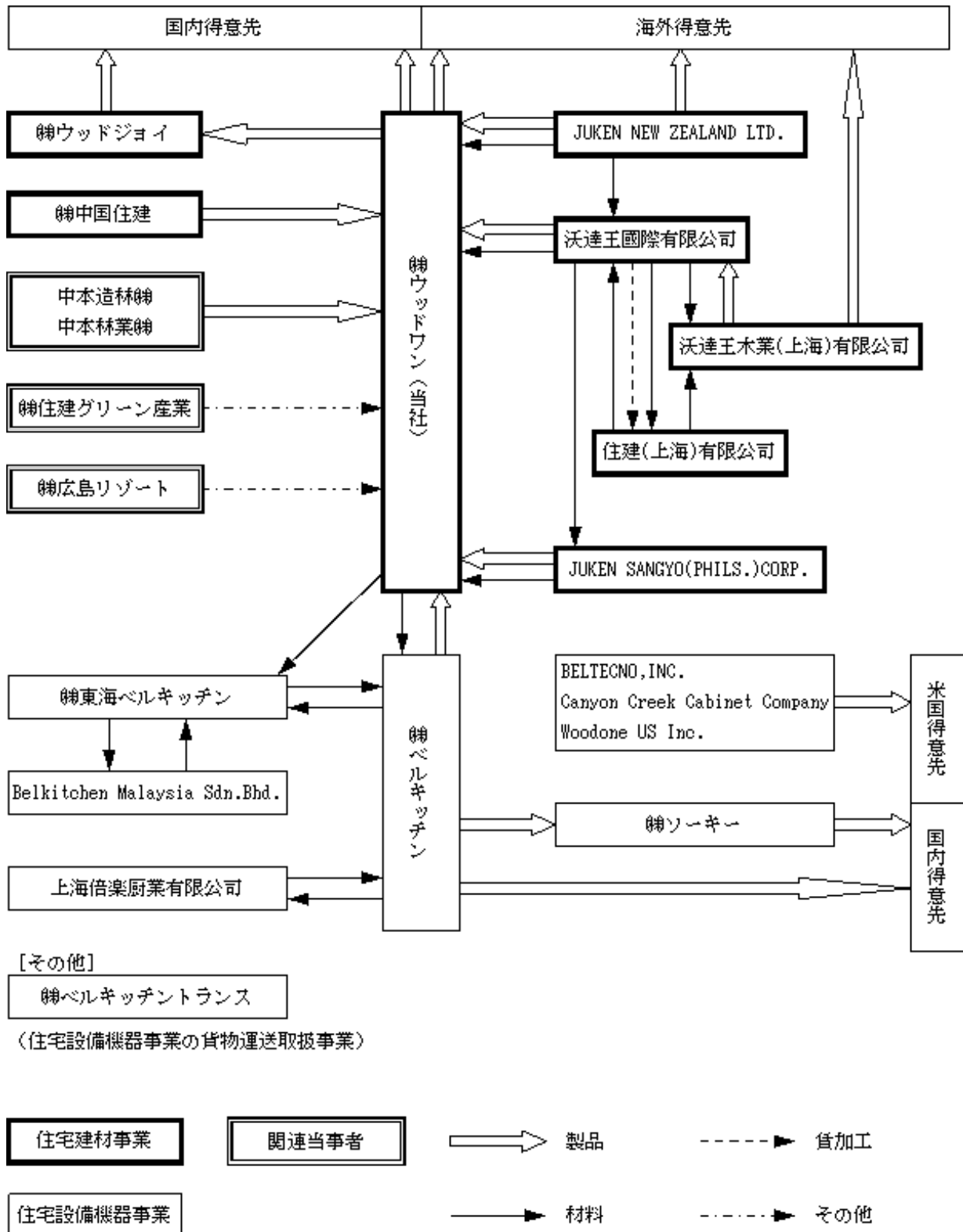
(主な関係会社) (株)ベルキッチン及び(株)ベルキッチンインターナショナル、(株)東海ベルキッチン(旧(株)東海ベルテクノ)、Belkitchen Malaysia Sdn.Bhd.(旧 Beltecno Malaysia Sdn.Bhd.)、Canyon Creek Cabinet Company、上海倍楽厨業有限公司(旧 上海百特諾厨衛設備有限公司)

(1) なお、当連結会計年度より、事業の種類別セグメントのプラント事業を除外している。変更の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(セグメント情報)」に記載のとおりである。

(2) 当連結会計年度において以下の子会社が商号を変更している。

現商号	旧商号	変更日
Woodone US Inc.	Sokee Corporation	平成20年4月30日
(株)東海ベルキッチン	(株)東海ベルテクノ	平成20年6月24日
(株)ベルキッチントランス	(株)ベルテクノトランス	平成20年6月24日
Belkitchen Malaysia Sdn.Bhd.	Beltecno Malaysia Sdn.Bhd.	平成20年7月25日
上海倍楽厨業有限公司	上海百特諾厨衛設備有限公司	平成21年2月4日

事業の系統図は次のとおりです。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出 資金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の所 有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) JUKEN NEW ZEALAND LTD. (注) 1, 2, 9	ニュージーランド オークランド市	百万ニュー ジーランド ドル 251	・植林を含む山林経営 ・木製品等の基材及び 構造材の製造	85 (85)	当社製品の構造材及び基材の製 造委託 当社より資金援助及び債務保証 役員の兼任 5名 (うち当社従業員2名)
住建(上海)有限公司 (注) 1	中華人民共和国 上海市宝山区	百万米ドル 7	集成材、木製内装建材 の製造	100 (100)	当社製品の基材の製造委託 当社より債務保証 役員の兼任 6名 (うち当社従業員2名)
沃達王木業(上海)有限公司 (注) 1, 2, 7	中華人民共和国 上海市嘉定区	百万米ドル 9	木質内装建材の製造	100 (100)	当社の木質内装建材の製造委託 当社より債務保証 役員の兼任 6名 (うち当社従業員2名)
JUKEN SANGYO(PHILS.)CORP (注) 1, 2	フィリピン共和国 スービック	1,488	構造材の製造	100 (100)	当社製品の構造材の製造委託 当社より資金援助及び債務保証 役員の兼任 5名 (うち当社従業員3名)
沃達王國際有限公司 (注) 2, 7	中華人民共和国 香港特別行政区	百万香港 ドル 450	海外子会社の統括及び 海外での資材調達並び に販売	100	当社への資材供給 役員の兼任 3名 当社より債務保証
株式会社中国住建	島根県 鹿足郡吉賀町	50	木質床板の製造	100	当社製品(床板)の製造委託 役員の兼任 4名
株式会社ウッドジョイ (注) 8	広島県 廿日市市	10	エクステリアの販売・ 施工	100	当社エクステリア製品の販売 当社より資金援助 役員の兼任 4名 (うち当社従業員1名)
有限責任中間法人ウッドワン セキュリティーズホールディ ングス (注) 10	広島県 廿日市市	79	株式会社に発行する新 株予約権の取得・保有 ・処分	100	当社の企業価値防衛策で発行し た新株予約権の割当先 役員の兼任 2名
I G C 株式会社 (注) 6	広島県 廿日市市	100	有価証券の取得及び保 有	100	投資目的会社 役員の兼任 4名
株式会社ベルキッチン (注) 1, 2, 6	愛知県 一宮市	10	住宅設備機器の製造、 販売及び施工	100 (100)	当社への住宅設備機器供給 役員の兼任 3名 (うち当社従業員1名)
株式会社ベルキッチンイン ターナショナル (注) 1, 4, 6	愛知県 一宮市	10	(注) 5	100 (100)	役員の兼任 4名
株式会社東海ベルキッチン (注) 1, 6	岐阜県 瑞浪市	100	厨房機器等の製造	100 (100)	役員の兼任 4名 (うち当社従業員1名)
株式会社ソーキー (注) 1, 6	愛知県 名古屋千種区	150	厨房機器等の販売	100 (100)	役員の兼任 3名 (うち当社従業員1名)
株式会社ベルキッチンラン ス (注) 1, 6	岐阜県 美濃市	50	貨物取扱事業及び厨房 機器並びに給排水衛生 機器の配送、施工及び 修理	100 (100)	役員の兼任 4名 (うち当社従業員2名)
BELTECNO,INC. (注) 1, 4, 5, 6	米国ワシントン州 モンロー市	百万米ドル 6	(注) 6	100 (100)	役員の兼任 3名
Canyon Creek Cabinet Company (注) 1, 4, 5, 6	米国ワシントン州 モンロー市	百万米ドル 0	キッチンキャビネット の製造販売	100 (100)	役員の兼任 3名
Woodone US Inc. (注) 1, 4, 5, 6	米国ワシントン州 モンロー市	百万米ドル 0	キッチンキャビネット の販売	100 (100)	役員の兼任 1名 (うち当社従業員1名)

名称	住所	資本金又は出 資金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の所 有割合 (%)	関係内容
Belkitchen Malaysia Sdn.Bhd. (注) 1, 6	マレーシア セランゴール州	百万リン ギット 3	厨房機器部品の製造	100 (100)	役員の兼任 3名 (うち当社従業員2名)
上海倍楽厨業有限公司 (注) 1, 6, 7	中華人民共和国 上海市松江出口 加工区	百万米ドル 3	厨房機器部品の製造	100 (100)	役員の兼任 4名 (うち当社従業員3名)

(注) 1 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有である。

- 2 特定子会社である。
- 3 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している子会社はない。
- 4 株式会社ベルキッチンインターナショナルは、米国の住宅設備機器事業を目的としたBELTECNO,INC.、Canyon Creek Cabinet Company、Woodone US Inc.の持株会社である。
- 5 BELTECNO,INC.は、Canyon Creek Cabinet Company及びWoodone US Inc.の議決権を100%所有している持株会社である。
- 6 I G C 株式会社は、平成20年4月22日付でI G C 株式会社の普通株式を当社が追加取得したことにより、当社の100%子会社となった。また、これに伴いI G C 株式会社の子会社である株式会社ベルキッチン及び子会社10社に対する当社の議決権比率が100%(間接)となった。
- 7 沃達王國際有限公司は平成20年12月2日及び平成21年2月17日にそれぞれ1百万米ドルを、上海倍楽厨業有限公司(株式会社ベルキッチン100%子会社)は、平成20年12月5日に1百万米ドルを沃達王木業(上海)有限公司に対して増資し、沃達王木業(上海)有限公司の資本金は、5百万米ドルから9百万米ドルとなった。
- 8 株式会社ウッドジョイは、平成21年2月1日付で、当社100%子会社である株式会社ジューケン特販を吸収合併している。
- 9 当社は、JUKEN NEW ZEALAND LTD.に対して、平成21年3月16日に191百万ニュージーランドドルのデットエクイティスワップによる増資を行い、JUKEN NEW ZEALAND LTD.の資本金は、60百万ニュージーランドドルから、251百万ニュージーランドドルとなった。
- 10 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の施行により「中間法人法」が廃止されたことに伴い、有限責任中間法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスは、平成21年5月25日開催の定時社員総会においてその名称を「一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス」に変更している。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
住宅建材事業	3,364
住宅設備機器事業	565
合計	3,929

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員である。また、嘱託契約の従業員を含み、パートタイマー及び派遣社員は除いている。
- 2 従業員数が前連結会計年度末に比べ581名減少したのは、主として平成20年4月22日付で、プラント事業の株式会社ベルテクノ及び株式会社ベル染色の株式の全てを売却し、連結の範囲から除外したことによるものである。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,670	37.5	12.1	4,446

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員である。また、嘱託契約の従業員を含み、パートタイマー及び派遣社員は除いている。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。

(3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はない。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発し平成20年9月の米国大手証券会社の破綻以降、世界的な金融市場の混乱や為替相場の変動が实体经济に影響を与え、急速に企業の業績が悪化した。また、雇用の削減により個人消費が伸び悩むなど景気後退が鮮明になった。

住宅業界においては、平成19年6月に施行された改正建築基準法による新設住宅着工戸数の激減は、一巡し、持家に関しては、一部明るさが見えはじめたと思われたが、平成20年9月以降の世界的な金融不安から、再び平成20年10月以降の持家の新設住宅着工戸数は前年比を下回り、先行きは更に不透明感を増してきた。

このような厳しい環境下、当社グループは、当連結会計年度より木質建材から住宅設備機器までの窓口を一本化したお客様への利便性とサービスの向上、住宅建材事業と住宅設備機器事業との営業・物流拠点の統廃合、新商品の開発やショールーム戦略などシナジー効果の実現をめざしている。

また、ショールームのリニューアルを広島・新宿をはじめとして全国で順次行った。木質建材でコーディネートされたルームにウッドワンブランドのキッチン・バス・洗面化粧台を組み込みみトータルコーディネート提案に適した空間に改装し、リニューアル商談会の実施をした。

その結果、連結売上高は、74,717百万円（前年同期比18.7%減）、営業利益1,308百万円（前年同期比4.1%増）、経常利益411百万円（前年同期は経常損失419百万円）、当期純損失11,121百万円（前年同期は当期純損失1,183百万円）となった。

なお、当連結会計年度末において主に為替等の急激な変動に伴い未決済為替予約取引の評価損5,034百万円、外貨建借入金で発生した為替損失9,054百万円を為替差損として特別損失に計上した。また、連結子会社であるIGC株式会社が所有する株式会社ベルテクノ及び株式会社ベル染色の株式売却により1,235百万円の子会社株式売却損を特別損失に計上した。よって前連結会計年度の業績には、プラント事業を行っていた株式会社ベルテクノ及び株式会社ベル染色が含まれていたが株式売却により、当連結会計年度より連結業績には含んでいない。

事業の種類別セグメントは、次のとおりである。

住宅建材事業

住宅建材事業は、当連結会計年度において内装ドア「ソフトアート」シリーズに3新柄を追加、従来の普及タイプフローリングに比べて一枚の化粧単板の長さ・巾ともに2倍の大きさの銘木フローリング「コンビットモノ4尺タイプ」、無垢フローリングに従来の「自然塗料仕上げ」に加え新たなラインナップとして「耐すり傷」性能を持った「ジュピーノ6尺うづくりタイプ」などの新製品の投入・拡販に努めた。また同時に生産・販売体制の見直し、在庫管理や物流体制の見直しなど諸施策を実施し、コストダウンを推進したが、新設住宅着工戸数の減少もあり、住宅建材事業の売上高は、61,900百万円（前年同期比8.2%減）、営業利益1,760百万円（前年同期比32.8%増）となった。

合板床板

売上高は、11,253百万円と前年同期と比べ949百万円（7.8%）の減収となった。

主に大衆商品の床材の販売が低迷し、前年同期に比べ減収であった。また自然の無垢材を基調としたジュピーノシリーズや傷のつきにくい加工を施した高機能の床材などの販売は、前年同期に比べ微増となった。

造作材

売上高は、34,697百万円と前年同期と比べ1,428百万円（4.0%）の減収となった。

無垢を基調とし自然塗料で仕上げたジュピーノシリーズの拡販に努めた。デザインドアの「シンプルコレクション」は好調であったが、その他の階段・ドア・収納などの造作の販売が低迷し、前年同期に比べ減収となった。

その他

売上高は、15,948百万円と前年同期と比べ3,160百万円（16.5%）の減収となった。

主に国内は木軸、構造材・床版等の販売は厳しく前年同期に比べ減収となった。

住宅設備機器事業

住宅設備機器事業は、キッチン・洗面・浴槽を中心とした事業部門である。当連結会計年度においては、キッチン扉に床や建具と同じ木質素材や木質柄シートを使用し、リビング・ダイニングに合わせてキッチンまでトータルコーディネート可能なトータルスタイリングキッチン「スイージー」を発売した。また、その「スイージー」シリーズとコーディネートが可能な洗面化粧台や浴室内部の壁パネル色を木質柄にできるシステムバス「美湯」シリーズを発売したが、米国及び国内の市場低迷の影響もあり厳しい結果となった。住宅設備機器事業の売上高は12,816百万円（前年同期比25.6%減）、営業損失452百万円（前年同期は営業損失208百万円）となった。プラント事業を行っている株式会社ベルテクノ及び株式会社ベル染色の株式を平成20年4月22日に全て売却したことにより、当連結会計年度より事業の種類別セグメントから当該事業を除外している。

所在地別セグメントの業績はセグメント間の内部取引を含めて次のとおりである。

日本

売上高は、64,804百万円と前年同期と比べ12,693百万円（ 16.4% ）の減収、営業利益は8百万円（前年同期は営業損失104百万円）となった。

米国

売上高は、5,846百万円と前年同期と比べ2,979百万円（ 33.8% ）の減収、営業利益は、235百万円と前年同期と比べ449百万円（ 65.7% ）減益となった。

ニュージーランド

売上高は、12,399百万円と前年同期と比べ4,061百万円（ 24.7% ）の減収、営業利益は535百万円と前年同期比365百万円の増益となった。外部への売上高が3,960百万円であったが、円高による為替換算上、前年同期と比べ1,494百万円（ 27.4% ）減収となった。

中華人民共和国

売上高は、6,286百万円と前年同期と比べ1,123百万円(21.8%)の増収、営業利益は36百万円（前年同期は営業損失1百万円）となった。

その他の地域

売上高は、4,439百万円と前年同期と比べ170百万円（ 4.0% ）の増収、営業利益は249百万円（前年同期は営業損失44百万円）となった。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローについては、営業活動により5,987百万円増加し、投資活動により3,356百万円減少し、財務活動により2,901百万円減少した。この結果、現金及び現金同等物は123百万円の増加となり、期末残高は4,362百万円(前年同期比2.9%増)となった。

営業活動により得られた資金は、5,987百万円となり、前年同期に比べ4,424百万円の増加となった。収入の主な内訳は、減価償却費4,028百万円、たな卸資産の減少額1,939百万円である。

投資活動により使用した資金は、3,356百万円と前年同期に比べ1,490百万円の増加となった。主な投資内容は国内及びニュージーランド子会社における維持更新のための設備投資及び山林の投資等に2,105百万円、連結子会社であるI G C株式会社の株式取得に2,999百万円支出し、投資活動により得た資金は投資有価証券の売却による1,056百万円である。

財務活動により減少した資金は、2,901百万円となり、前年同期に比べ3,163百万円の減少となった。主に銀行借入の返済によるものである。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメント	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) (百万円)	前年同期比(%)
合板床板	8,469	15.5
造作材	19,117	7.3
その他	14,183	7.4
住宅建材事業 計	41,770	9.1
住宅設備機器事業	6,438	30.5
合計	48,209	12.7

(注) 1 金額は製造原価により表示している。

2 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

3 セグメント間取引については、相殺消去している。

4 当連結会計年度において、プラント事業を行っていた株式会社ベルテクノ及び株式会社ベル染色の株式を売却したことにより、当該事業を除外している。なお、前連結会計年度におけるプラント事業の生産実績は、5,893百万円(事業の種類別セグメント合計は、61,110百万円)である。

(2) 受注状況

当社グループの生産は見込み生産を主体とし一部受注生産を行っているが、その比率は僅少であるため、記載を省略している。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメント	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) (百万円)	前年同期比(%)
合板床板	11,253	7.8
造作材	34,697	4.0
その他	15,948	16.5
住宅建材事業 計	61,900	8.2
住宅設備機器事業	12,816	25.6
合計	74,717	11.7

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
三井住商建材(株)	12,073	13.1	10,658	14.3
住友林業(株)	9,381	10.2	9,725	13.0

3 セグメント間取引については、相殺消去している。

4 当連結会計年度において、プラント事業を行っていた株式会社ベルテクノ及び株式会社ベル染色の株式を売却したことにより、当該事業を除外している。なお、前連結会計年度におけるプラント事業の販売実績は、7,189百万円(事業の種類別セグメント合計は、91,851百万円)である。

3【対処すべき課題】

翌連結会計年度においても、日本経済は、国内外の景気の悪化等を背景に、引き続き消費の低迷とともに新設住宅着工戸数も厳しい状況が続くものと思われる。

このような中、当社グループは、今後も引き続き木質建材から住宅設備機器までの窓口を一本化したお客様への利便性とサービスの向上、住宅建材事業と住宅設備機器事業との営業・物流拠点の統廃合、新商品の開発やショールーム戦略などシナジー効果の実現をめざしていく方針である。

当連結会計年度において全国44箇所のショールームを、従来の単品商品の展示から、当連結会計年度に発表したウッドワンブランドのキッチン・バス・洗面化粧台を内装建材とともに新たに組み込んだトータルコーディネート提案に適した空間に順次改装した。これによりウッドワンブランドの木質建材と住宅設備機器は、他の建材メーカーや住宅設備機器メーカーと差別化したコーディネートが可能な商品として提供できるようになった。当該ショールームを有効活用し、引き続き住宅建材事業と住宅設備機器事業との製造部門間の技術交流も積極的に行い業務の効率化、コスト削減に努め、新商品の投入を通じて今後の業績として現れるものと思われる。

また、新たな海外販売先の開拓など国内外での販売網の拡充等、積極的な営業展開を進める。

当社グループは、平成18年に改正された「グリーン購入法」により「木材、木製品は、合法性、持続可能性のあるものを購入する」とする措置が追加されたことに対応して、平成21年3月に当社の連結子会社であるJUKEN NEW ZEALAND LTD.において、ニュージーランド国内に保有する全森林で森林管理協議会（FSC：Forest Stewardship Council）の森林管理認証（FM認証）を取得し、併せてLVL等木製品を製造する同国内の1次加工全工場加工流通の管理（COC）認証を取得した。これにより、7割を占めるニュージーランドからの調達材が認証材となる。さらに、平成22年3月をめぐり、2次加工以降の工程を担当するフィリピン共和国、中華人民共和国、日本の6工場でのCOC認証を取得し、最終商品に認証マークを表示し、他社との差別化を図る。

今後、更にニュージーランドの山林資源を有効活用して海外及び国内市場に環境循環型の木材資源の安定供給に努めていく所存である。

株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家による自由な取引が認められており、当社取締役会は、特定の者による大規模な買付けに応じるか否かの判断は、最終的には、株主によってなされるべきと考える。

しかしながら、昨今の上場株式の大規模な買付けの中には、株式を買い集め、濫用的な会社運営を行い、多数派株主として自己の利益を追求することのみを目的とするものであったり、株主に当社の株式の売却を事実上強要し、または、株主を真の企業価値を反映しない廉価で株式を売却せざるを得ない状況におくような態様によるもの等の企業価値ひいては株主の共同の利益を著しく損なう株式の大規模な買付けも見受けられる。

当社の経営に関しては、当社グループが永年に亘り築きあげた林業及び総合木質建材製造並びに住宅設備機器製造の経験、知識及び情報についての適切な理解及び顧客、取引先や地域社会からの信頼が不可欠であり、かかる理解や利害関係者からの信頼なくしては、当社の企業価値の正確な把握及び今後の企業価値向上のための施策の策定、並びにその成果の予測等は困難であると考えている。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、そのような当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解したうえで、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を中長期的に確保または向上させることを真摯に目指す者でなければならないと当社は考えている。従って、当社の企業価値の源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せず、上記のような当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模な買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えている。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」という。)の実現に資する取組みとして、以下の各取組みを実施している。

(a) 中期経営計画等

当社は、子会社とともに、「業界一流のメーカーとして、本業を極め、本業に徹し、一流の商品をお客様にご提供することを通じて、社会の発展に貢献する」を経営理念として、林業、並びに、建材の加工・製造、住宅設備機器の加工・製造及び建築部材の設計・生産を行う総合建材製造業に従事し、顧客ニーズに沿った商品開発に注力するとともに、自然環境の保護と社会の発展に貢献すべく企業活動を展開している。

近年、環境問題に対する意識が高まるにつれて、木の伐採に対する否定的な意見が多くなっており、確かに、二酸化炭素を吸収する森林の減少は大きな問題である。しかしながら、正しい林業とは、森林を減少させるものではなく、定期的な植林・間伐・伐採を繰り返す「輪伐施業」によって森林を若々しく保つ行為である。当社グループはこうした理念の下、常に正しい林業のあり方を実践してきた。まさに、林業とはエコロジー産業であるという自負とともに、当社は企業活動を続けてきたものといえる。

また、当社は、伐った木を無駄なく使いたいという思いから、建材の加工・製造や建築部材の設計・生産を行う総合木質建材製造業としても事業を発展させてきた。ここでも、地域共生や高齢化社会、シックハウス症候群というさ

さまざまな社会的課題に直面したが、常に積極的な姿勢で問題解決に取組み、時代に先駆けた解決策を提示してきた。

そして、当社は、これからの厳しい競争時代に着実に業績を伸展させるべく、中長期的経営戦略として、()森林資源を保全する法正林施業(植林、育林、間伐、伐採)を採用したニュージーランドの育林事業により安定した原材料を確保し、()貴重な資源を更に活かす為、高度な木材加工技術の更なる向上を図り、()国内外の製造ネットワークを更に整備し、効率的な運営とコスト低減を図り市場競争力を高め、()高齢化社会とともに、バリアフリー等の人に優しい住宅作りが進む中、顧客ニーズに沿って、安全・健康をテーマとした商品の開発・拡販に努め、()中華人民共和国の発展に伴う住宅需要増加を見込み、中華人民共和国も含めた日本以外での海外販売の拡大、ブランド力ある商品の製造・販売に努めていく。

(b) コーポレート・ガバナンスの状況

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社の経営理念を実践していく為、経営に対する考え方、仕事への取組み姿勢、判断の基準等をまとめ経営トップを含めた全従業員の日々の規範とし、高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成に努めており、今後さらにこの規範等の充実、整備を進めていく方針である。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

(ア)会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社は、監査役制度を採用している。5名の監査役(内社外監査役3名)により、取締役及び執行役員の職務執行について、厳正な監視を行っている。

また、当社取締役会は、平成21年3月31日現在8名の取締役で構成され、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行状況の監督を行うため、原則月一回の定例の当社取締役会を開催している。また、経営効率を向上させ、取締役及び使用人の職務の執行を効率的かつ機動的に行うために、関係取締役及び関係各部署の幹部をメンバーとする経営統括会議を原則毎週開催している。

毎事業年度の経営計画については、全社計画を策定し、各部署において具体策を立案及び実行している。また、業務執行の強化及び経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入している。

内部統制については、取締役及び全ての使用人の職務が適法かつ適正に行われるため及び高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成を図るため、権限、情報管理、コンプライアンスやリスクに関する各種規程やルール等を整備運用し、当社監査役等と連携して推進している。さらに、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みを強化する。

会計監査は平成19年4月より西日本監査法人に依頼して、定期的な監査の他、会計上の課題については随時確認を行い、会計処理の適正性に努めている。また、顧問契約に基づく顧問弁護士より法律問題全般について必要に応じて助言と指導を受けている。

なお当社と当社の社外監査役の人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はない。

(イ)リスク管理体制整備の状況

当社の全体のリスク管理を推進するため、リスク管理担当の役員を置いている。担当役員は取締役総務人事部長がこれにあたり、総務人事部が中心となり全社的なリスク管理体制の構築、運営、リスク管理に関する内部監査の実施等を行っている。各部門においては、顕在的リスク及び潜在的リスクの検証を行い、リスク現実化の未然防止策及びリスク現実化の際の対応策等を策定している。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を確保し、又は向上させるために平成20年6月27日開催の株主総会において第二回信託型買収防衛策(以下「信託型防衛策」)と第三回事前警告型買収防衛策(以下「事前警告型防衛策」)の導入について承認を得ている。買収等に対して対抗措置の発動が必要であると判断される場合には、原則として信託型防衛策が選択されるが、買収等の態様、租税法その他の法令上の制約等に鑑み、信託型防衛策に代えて事前警告型防衛策が発動されることがある。従って信託型防衛策に基づく対抗措置と事前警告型防衛策に基づく対抗措置が同時に発動されることはない。なお信託型防衛策及び事前警告型防衛策の導入の目的及びスキームに関しては、当社のホームページ(http://www.woodone.co.jp/ir/pdf/20080527_baisyubouei.pdf)のIR情報に掲載している平成20年5月27日付「第二回信託型買収防衛策及び第三回事前警告型買収防衛策の導入に関するお知らせ」で閲覧することができる。

4【事業等のリスク】

本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は、当連結会計年度末現在において判断したものである。

1. 有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、後述のようなものがある。

(1) 業績の変動要因について

原材料価格の変動による影響について

住宅建材事業は、床材を主体とした二次加工合板の製造および造作材等木質建材製品の加工販売を主要な事業としており、原材料である木材については主にニュージーランドからの輸入によっている。

住宅建材事業における木材の調達リスクおよび価格変動リスクを軽減するため、ニュージーランドの子会社 JUKEN NEW ZEALAND LTD.において山林経営を行っているが、市況変動等の要因（国際的木材価格の変動）によって木材の価格が変動した場合には住宅建材事業の業績に影響を与える可能性がある。また、住宅設備機器事業においても、主材料として使用しているステンレス鋼の国際的市況の著しい価格変動が当該事業の業績に影響を与える可能性がある。

為替変動による影響について

当社グループにおいては、上記に記載のJUKEN NEW ZEALAND LTD.からの木材の仕入れに関しては決済条件を円建としており、当社においては為替の変動による影響は受けないものの、ニュージーランドドルの変動によって、JUKEN NEW ZEALAND LTD.において為替差損益が発生する可能性がある。このリスクを回避するため長期為替予約を行っている。また、ニュージーランドからの木材を中華人民共和国の子会社で加工し、輸入している製品に関しての決済条件は米ドル建としており、米ドルの変動によって当社において為替差損益が発生する可能性がある。これらは、連結決算上為替換算する過程での為替相場の変動によっては当社グループの業績に影響を与える可能性がある。また、海外子会社の借入金についても、会計通貨以外の借入通貨による借入金において為替換算による損益が発生する可能性がある。

(2) ニュージーランドにおける事業内容及び業績・資産の推移について

当社グループはニュージーランドにおいて、JUKEN NEW ZEALAND LTD.を通じてニュージーパイン等の植林を含む山林経営を行っている。

山林経営は木材市況変化への対応力を高めると同時に原材料調達の安定化や部材調達コストの低減に役立っている。山林経営については、立木の伐採可能量の増加に対応して設備投資が必要となっている。そのため、連結キャッシュ・フローにおいては、投資活動により使用する資金の多くはニュージーランドにおける投資に充当している。

所在地別セグメントによるニュージーランドに関する内部取引を含む売上高、営業利益、資産の推移と当社グループ連結ベース（内部取引消去後）は以下のとおりである。

（ニュージーランドの売上高、営業利益、資産の推移）

		平成17年3月期 (百万円)	平成18年3月期 (百万円)	平成19年3月期 (百万円)	平成20年3月期 (百万円)	平成21年3月期 (百万円)
ニュージーランド	売上高 (注)	16,201 (13,282)	15,149 (12,393)	19,103 (14,462)	16,461 (11,006)	12,399 (8,439)
	営業利益又は 営業損失()	190	80	1,402	170	535
	資産	40,229	38,655	45,938	45,616	38,441
連結	売上高	68,945	70,220	88,797	91,851	74,717
	営業利益	3,384	801	3,821	1,257	1,308
	資産	110,751	110,763	143,520	132,016	106,971

(注) 売上高下段の括弧内数値はセグメント間の内部売上高又は振替高である。

残高については単位未満切り捨てにより表示している。

(3) 有利子負債依存度について

当社グループにおいては、設備投資資金については主に借入金により賄っており、主としてニュージーランドのほか、米国、中華人民共和国、フィリピン共和国への設備投資を行っている。そのため、借入金に対する依存度が高くなっており、当社グループにおける有利子負債依存度は、平成20年3月期末53.48%、平成21年3月期末60.79%となっている。

当社グループにおいては、今後は償却額の範囲内での投資に留め借入金の減少を図る方針であるが、今後の金利動向等金融情勢の変化によっては当社グループの業績に影響を与える可能性がある。

(有利子負債残高、有利子負債依存度の推移)

	平成17年3月期 (百万円)	平成18年3月期 (百万円)	平成19年3月期 (百万円)	平成20年3月期 (百万円)	平成21年3月期 (百万円)
総資産	110,751	110,763	143,520	132,016	106,971
純資産額	38,898	35,329	48,752	43,171	17,403
有利子負債残高	56,048	60,544	71,677	70,598	65,025
自己資本比率(%)	35.12	31.90	28.85	27.44	16.12
有利子負債依存度(%)	50.61	54.66	49.94	53.48	60.79

(注) 期末有利子負債残高は、社債および借入金の合計額である。

残高については単位未満切り捨てにより表示している。比率については四捨五入により表示している。

2. 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象

当社は株式会社広島銀行をエージェントとするシンジケートローン方式によるタームローン契約(平成21年3月31日現在借入金残高3,375百万円)を締結している。当該契約には財務制限条項が付されており、各年度の決算期末日における当社の貸借対照表における固定比率を150%以下に維持する条項及び経常損益の2期連続損失にならないように維持する条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない時は、期限の利益を喪失する可能性がある。

当社は、平成21年3月期決算において、連結子会社の主に為替評価損失の影響による純資産の減少補填をデットエクイティスワップで増資したことにより、当該財務制限条項の一つである決算期末日における当社の貸借対照表における固定比率を150%以下に維持する条項に抵触した。

当該状況を解消するために、「第2. 事業の状況、7. 財政状態および経営成績の分析、2. 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」に記載のとおり、エージェントである株式会社広島銀行を含め参加金融機関8行と期限の利益喪失の請求猶予に関する交渉の結果、上記の固定費比率150%以下に維持する条項の見直しとなり、平成21年3月期決算において期限の利益喪失請求をしないことの承諾を得た。

この結果、当事業年度末において、継続企業の前提に関する重要な不確実性は存在しないと判断している。

5【経営上の重要な契約等】

当社は、平成20年4月22日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるI G C株式会社の普通株式を追加取得することにより同社を完全子会社化し、同社株主との間で株式譲渡契約を締結すること、I G C株式会社の完全子会社である株式会社ベルテクノ及び株式会社ベル染色の普通株式の全てを売却し、買主との間で両社に関する株式譲渡契約を締結することを決議した。

1 株式取得及び売却の理由

当社は、連結子会社であるI G C株式会社(当社議決権所有割合53.3%)を通じて、平成18年11月20日より株式会社ベルテクノに対して公開買付けを実施後、平成19年3月1日をもって同社を子会社化している。当社は、同社をグループ化後、両社の強みを活かして機動的かつ効率的な経営体制を構築すべく、平成20年2月1日を期日として、I G C株式会社のもとプラント事業(建築設備機器)を営む株式会社ベルテクノを分割会社として、プラント事業(染色整理機械)を営む株式会社ベル染色、住宅設備機器事業を営む株式会社ベルキッチン及び株式会社ベルキッチンインターナショナルを承継会社とした会社分割を行った。

当社としては、I G C株式会社を完全子会社とし、住宅建材事業と住宅設備機器事業の更なるシナジーを図るべく意思決定の一体化及び当社グループと事業内容が相違し、かつ今後のグループとして相乗効果が望めないプラント事業(建築設備機器及び染色整理機械)の整理を目的として、I G C株式会社の普通株式の追加取得、株式会社ベルテクノ及び株式会社ベル染色の株式を売却することを決定した。

2 株式取得及び売却の内容

(1) 株式取得の内容

株式を取得する会社の名称、事業内容、規模
名称 I G C株式会社
主な事業内容 有価証券の取得及び保有に関する事業
資本金 100百万円
取得先、取得株式数及び取得前後の所有株式の状況
異動前の所有株式数 8株(議決権所有割合53.3%)
取得株式数 7株(取得先内訳：鈴木洋氏5株、鈴木喬氏2株)
異動後の所有株式数 15株(議決権所有割合100%)
株式取得の時期 平成20年4月22日
取得金額 2,999百万円

(2) 株式売却の内容

異動する子会社の概要
名称 ()株式会社ベルテクノ(特定子会社) ()株式会社ベル染色
主な事業内容 建築設備機器事業 染色整理機械事業
資本金 2,137百万円 10百万円
株式譲渡先の名称
B Tホールディング株式会社
譲渡先、譲渡株式数及び譲渡前後の所有株式の状況
()株式会社ベルテクノ
異動前の所有株式数 7,490,873株(議決権所有割合100%)
譲渡株式数 7,490,873株(譲渡先：B Tホールディング株式会社)
異動後の所有株式数 0株(議決権所有割合0%)
()株式会社ベル染色
異動前の所有株式数 200株(議決権所有割合100%)
譲渡株式数 200株(譲渡先：B Tホールディング株式会社)
異動後の所有株式数 0株(議決権所有割合0%)
株式譲渡日 平成20年4月22日
譲渡金額 1,000百万円

6【研究開発活動】

当社グループは、「住もう方のための理想的な環境・健康・品質の創造」を実現するために、古くから人間の生活と深く関わってきた木材の特色を活かす工夫をして、人や健康に優しい製品作りをすることを基本方針としている。特に、当社グループで植林から伐採まで計画的に管理し、森林管理協議会（F S C：Forest Stewardship Council）から森林管理認証（F M認証）を受けた森林で育てた、ニュージープインを最大限活用することは地球環境保全にも寄与するものである。住宅構造躯体に始まり、内装建材、住宅設備機器に至るまで、より一層環境に配慮し、お客様のニーズにあった製品の研究・開発に努めていく所存である。

当連結会計年度における研究開発費の総額は349百万円である。

(1) 住宅建材事業

ニュージープインを中心に、無垢材の良さをより活かすための加工・処理・塗装に関する研究、木材・木質資源の用途拡大・高機能化に関する研究、安全・安心・快適な生活空間を提供する製品の開発等を行っている。研究開発は基礎・応用研究を担当する研究開発部門、製品開発を担う企画部門、生産部門で実施しており、当連結会計年度における主な成果として次の例が挙げられる。

ニュージープイン無垢材の特徴を活かした「息吹シリーズ」の拡充、無垢フローリング「ジュピーノシリーズ」への「うづくりタイプ」の投入など、木のよさを実感できる製品の充実化を進めてきた。また、快適な生活空間の提案として、ホルムアルデヒド対応やV O C対応の継続は勿論のこと、高級感のある1枚単板を使用した4尺フローリングを販売した。さらに、地球環境保護、熱帯林保護への配慮から、床材用の合板を南洋材合板からニュージープインを使用した合板「エコプラスベース」への切替えを進めている。

この結果、支出した研究開発費は247百万円である。

(2) 住宅設備機器事業

住宅建材事業と同様に、「人」と「住まい」と「木」をベースにし、床材や内装建具、収納部材とセット提案できるキッチンの製品開発に努めている。

具体的には、リビングと簡単にコーディネートできるキッチンとして、トータルスタイリングキッチン「S u : i j i（スイージーイー）」を発売した。こちらの製品は、住宅建材事業の床材や建具面材とあわせた無垢や銘木柄の扉を揃えている。

キッチンとリビングの境界が曖昧になってきており、キッチンもリビングの垂直面として考え、リビングの建具や家具と面材を揃えることが簡単にできるようになった。

特に、無垢ニュージープイン扉には、浮造り加工を施しており、本物の素材感・木質力を感じていただくことができ、健康志向で自然素材を使った住宅を好むお客様には好評を得ている。

今後も消費者のニーズを的確に捉え、インテリア提案、住まい方提案のできる製品開発をすすめていく方針である。

この結果、支出した研究開発費は102百万円である。

7【財政状態及び経営成績の分析】

本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は、当連結会計年度末現在において判断したものである。

1. 提出会社の代表者による財政状態及び経営成績に関する分析・検討内容

(1) 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められた会計基準に基づき作成されている。この連結財務諸表作成にあたって、当連結会計年度の財政状態、経営成績に影響を与える重要な会計方針の採用及び見積もりを行っている。

当社は過去の実績や提出日現在時点での状況に基づく合理的な見積もりと判断を行っているが、実際の結果は見積もりと異なる場合がある。

(2) 財政状態の分析

当連結会計年度末における連結財政状態は、前連結会計度に比べ、資産は25,044百万円減少し、負債は723百万円増加し、純資産は25,767百万円減少している。主な要因は、平成20年4月22日に連結子会社であるI G C株式会社が所有する株式会社ベルテクノ及び株式会社ベル染色の株式売却による資産と負債の減少と為替等の急激な変動により、未決済為替予約に伴う為替予約勘定の負債科目が増加し為替差損が増加したことによるものである。

主な内訳科目として、前連結会計年度と比べ、受取手形及び売掛金3,917百万円、たな卸資産4,765百万円、有形固定資産14,585百万円、無形固定資産1,700百万円減少し、投資その他の資産が1,654百万円増加している。負債は借入金及び社債が5,572百万円減少し、為替予約が11,628百万円増加している。純資産の減少は主に利益剰余金と少数株主持分の減少によるものである。

(3) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローについては、営業活動により5,987百万円増加し、投資活動により3,356百万円減少し、財務活動により2,901百万円減少した。この結果、現金及び現金同等物は123百万円の増加となった。営業活動により得られた資金は、5,987百万円となった。収入の主な内訳は、減価償却費4,028百万円、たな卸資産の減少額1,939百万円である。

投資活動により使用した資金は、3,356百万円となった。主な投資内容は国内及びニュージーランド子会社における維持更新のための設備投資及び山林の投資等に2,105百万円、連結子会社であるI G C株式会社の株式取得に2,999百万円支出し、投資活動により得た資金は投資有価証券の売却による1,056百万円である。

財務活動により減少した資金は、2,901百万円となった。主に銀行借入の返済によるものである。

(4) 経営成績の分析

当連結会計年度における連結売上高は、74,717百万円（前年同期比18.7%減）、営業利益1,308百万円（前年同期比4.1%増）、経常利益411百万円（前年同期は経常損失419百万円）、当期純損失11,121百万円（前年同期は当期純損失1,183百万円）となった。

住宅業界においては、平成19年6月に施行された改正建築基準法による新設住宅着工戸数の激減は一巡し、持家に関しては、一部明るさが見えはじめたと思われたが、平成20年9月以降の世界的な金融不安から、再び平成20年10月以降の持家の新設住宅着工戸数は前年比を下回り、先行きは更に不透明感を増してきた。

このような厳しい環境下、当社グループは、当連結会計年度より木質建材から住宅設備機器までの窓口を一本化したお客様への利便性とサービスの向上、住宅建材事業と住宅設備機器事業との営業・物流拠点の統廃合、新商品の開発やショールーム戦略などシナジー効果の実現をめざしている。

住宅建材事業は、新製品の投入・拡販に努め、同時に生産・販売体制の見直し、在庫管理や物流体制の見直しなど諸施策を実施し、コストダウンを推進したが、新設住宅着工戸数の減少もあり、住宅建材事業の売上高は、61,900百万円（前年同期比8.2%減）、営業利益1,760百万円（前年同期比32.8%増）となった。

売上構成として、合板床板は、主に大衆商品の床材の販売が低迷し、前年同期に比べ減収であった。また自然の無垢材を基調としたジュピーノシリーズや傷のつきにくい加工を施した高機能の床材などの販売は、前年同期に比べ微増となったが、前年同期と比べ7.8%の減収となった。造作材は、無垢を基調とし自然塗料で仕上げたジュピーノシリーズの拡販に努めた。デザインドアの「シンプルコレクション」は好調であったが、その他の階段・ドア・収納などの造作材の販売が低迷し、前年同期に比べ4.0%の減収となった。その他の住宅建材は、主に国内は木軸、構造材・床版等の販売は厳しく前年同期に比べ16.5%の減収となった。

住宅設備機器事業は、キッチン・洗面・浴槽を中心とした事業部門であり、当連結会計年度においては、キッチン扉に床や建具と同じ木質素材や木質柄シートを使用し、リビング・ダイニングに合わせてキッチンまでトータルコーディネート可能なトータルスタイリングキッチン「スイージー」を発売した。また、その「スイージー」シリーズとコーディネート可能な洗面化粧台や浴室内部の壁パネル色を木質柄にできるシステムバス「美湯」シリーズを発売したが、米国及び国内の市場低迷の影響もあり厳しい結果となった。住宅設備機器事業の売上高は12,816百万円（前年同期比25.6%減）、営業損失452百万円（前年同期は営業損失208百万円）となった。

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は22,478百万円となり、前年同期と比べ3,326百万円(12.9%)減少した。主に当連結会計年度よりプラント事業を除外したことによる。またその他の減少科目は、広告宣伝費の減少、住宅建材事業と住宅設備機器事業との営業・物流拠点の統廃合による運送費及び賃借料等の減少である。

特別損失として主に為替等の急激な変動に伴い未決済為替予約取引の評価損5,034百万円、外貨建借入金で発生した為替損失9,054百万円を為替差損として計上した。また、連結子会社である I G C 株式会社が所有する株式会社ベルテクノ及び株式会社ベル染色の株式売却により1,235百万円の子会社株式売却損を特別損失に計上した。

なお、当連結会計年度よりプラント事業を行っていた株式会社ベルテクノ及び株式会社ベル染色の株式を売却したことにより、当該事業を除外している。

2. 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社は、「第2. 事業の状況、4. 事業等のリスク、2. 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象」に記載のとおり、株式会社広島銀行をエージェントとするシンジケートローン方式によるタームローン契約(平成21年3月31日現在借入金残高3,375百万円)を締結している。当該契約には財務制限条項が付されており、各年度の決算期末日における当社の貸借対照表における固定比率を150%以下に維持する条項及び経常損益の2期連続損失にならないように維持する条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない時は、期限の利益を喪失する可能性がある。

当社は、平成21年3月期決算において、連結子会社の主に為替評価損失の影響による純資産の減少補填をデットエクイティスワップで増資したことにより、当該財務制限条項の一つである決算期末日における当社の貸借対照表における固定比率を150%以下に維持する条項に抵触した。

当該状況を解消するために、エージェントである株式会社広島銀行を含め参加金融機関8行と期限の利益喪失の請求猶予に関する交渉の結果、上記の固定費比率150%以下に維持する条項の見直しとなり、平成21年3月期決算において期限の利益喪失請求をしないことの承諾を得た。

この結果、当事業年度末において、継続企業の前提に関する重要な不確実性は存在しないと判断している。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資額は、2,100百万円であり、主として住宅建材事業において、JUKEN NEW ZEALAND LTD.の生産設備及び山林投資等に1,229百万円行っている。

2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び関係会社）における主要な設備は、以下のとおりである。

(1) 提出会社

平成21年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)	
			土地 (面積㎡)	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	工具器具 及び備品	リース資 産		合計
技術開発部 (広島県廿日市市)	住宅建材事業	その他設備 (製品開発、品質 管理)	21 (3,214)	127	16	18	-	184	33
支店・営業所	同上	販売設備	209 (7,340)	205	1	258	-	673	539
広島県 本社製造部 本社工場 (廿日市市)	同上	合板床板、階段加 工、室内ドア、収納 機器、その他造作 材等製造	2,750 (87,517)	1,737	1,490	63	-	8,022	500
本社事務所 (廿日市市)	同上	その他 (事務総括)		567	0	1,124	19		124
本社物流センター (廿日市市)	同上	倉庫		215	5	47	-		68
愛知県 東海製造部 蒲郡工場 (蒲郡市)	同上	合板床板、その他 の合板製造	290 (39,799)	174	371	3	-	840	85
豊橋工場 (豊橋市)	同上	集成材、プレカッ ト、室内ドア、内壁 材、その他造作材 等製造	2,342 (147,397)	535	514	19	-	3,847	198
東海物流センター (豊橋市)	同上	倉庫		405	1	29	-		46
茨城県 関東事業所 (坂東市)	同上	倉庫 プレカット	1,872 (43,756)	994	84	28	-	2,980	73
岩手県 東北プレカット工場 (紫波郡紫波町)	同上	プレカット	85 (16,470)	106	3	1	-	196	2
北海道 北海道物流 (夕張郡栗山町)	同上	倉庫	89 (23,406)	80	8	1	-	180	2

(注) 1 投下資本の合計は帳簿価額によっており、建設仮勘定は含まない。

2 現在重要な休止中の設備はない。

3 上記の他、連結会社以外からの主要な賃借設備の内容は、下記のとおりである。

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
本社事務所 (広島県廿日市市)	住宅建材事業	コンピュータ関係設備	217	349
		コンピュータソフト	7	14
		フォークリフト	0	2

(2) 国内子会社

平成21年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				土地 (面積㎡)	建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	その他	合計	
(株)中国住建	工場 (島根県鹿足郡 吉賀町)	住宅建材事業	木質床板製造 設備	94 (16,080)	21	52	0	169	17
(株)ベルキッチン	本社 (愛知県一宮市)	住宅設備機器 事業	その他施設 (福利厚生施設 等を含む)	830 (22,365)	103	1	-	934	22
	工場 (愛知県一宮市)	同上	厨房、洗面機器 製造設備	953 (16,285)	2	-	-	956	102

(注) 1. 投下資本の合計は帳簿価額によっており、建設仮勘定は含まない。帳簿価額のうち「その他」は、主として工具、器具及び備品である。

(3) 在外子会社

平成21年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				土地 (面積㎡)	建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	その他	合計	
JUKEN NEW ZEALAND LTD.	工場 (ニュージーランド オークランド 市)	住宅建材事業	山林経営 木製品等 製造設備	1,356 (132,600,568)	3,234	7,270	17,648	29,510	836
住建(上海) 有限公司	工場 (中華人民共和国 上海市宝山区)	同上	集成材 木製内装建材 製造設備	- (82,672) (注) 3	288	256	135	679	380
JUKEN SANGYO (PHILS.)CORP.	工場 (フィリピン共和 国 スービック)	同上	構造材の製 造設備	- (91,578) (注) 3	625	473	5	1,104	306
沃達王木業 (上海)有限公司	工場 (中華人民共和国 上海市嘉定区)	同上	木質床板製 造設備	- (84,759) (注) 3	334	395	36	766	145
Canyon Creek Cabinet Company	工場 (米国 ワシントン 州モンロー市)	住宅設備機器 事業	キッチン キャビネット 製造設備	368 (65,560)	795	486	62	1,713	292
Belkitchen Malaysia Sdn.Bhd.	工場 (マレーシア セラ ンゴール州)	同上	厨房機器部 品製造設備	- (9,329) (注) 3	11	78	1	91	43
上海倍楽厨業 有限公司	工場 (中華人民共和国 上海市松江出口加 工区)	同上	同上	- (14,687) (注) 3	122	6	8	136	43

(注) 1 投下資本の合計は帳簿価額によっており、建設仮勘定は含まない。

2 現在重要な休止中の設備はない。

3 賃借設備である。

4 その他は主として工具器具及び備品である。なお、JUKEN NEW ZEALAND LTD.の「その他」には「立木」
17,594百万円が含まれている。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度末（平成21年3月末）現在における重要な設備の新設等の計画はない。

(2) 重要な設備の除却等

当連結会計年度末（平成21年3月末）現在における重要な設備の除却等の計画はない。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	196,839,384
計	196,839,384

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成21年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年6月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	49,209,846	49,209,846	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	49,209,846	49,209,846	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりである。

株主総会の特別決議日（平成14年6月27日）		
	事業年度末現在 （平成21年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成21年5月31日）
新株予約権の数	57個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	57,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 740円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～ 平成23年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有する自己株式を代用するため、資本への組入れはない。	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 権利の譲渡、質入れ及び相続は認めない。
各新株予約権の一部行使はできない。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。

株主総会の特別決議日（平成15年6月27日）		
	事業年度末現在 （平成21年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成21年5月31日）
新株予約権の数	123個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	123,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 910円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日～ 平成24年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有する自己株式を代用するため、資本への組入れはない。	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 権利の譲渡、質入れ及び相続は認めない。

各新株予約権の一部行使はできない。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。

株主総会の特別決議日（平成16年6月29日）		
	事業年度末現在 （平成21年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成21年5月31日）
新株予約権の数	135個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	135,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1,020円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～ 平成25年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の新株の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有 する自己株式を代用するため、 資本への組入れはない。	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関 する事項	-	-

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 権利の譲渡、質入れ及び相続は認めない。

各新株予約権の一部行使はできない。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。

株主総会の特別決議日（平成17年6月29日）		
	事業年度末現在 （平成21年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成21年5月31日）
新株予約権の数	458個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	458,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 855円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～ 平成26年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の新株の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有 する自己株式を代用するため、 資本への組入れはない。	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関 する事項	-	-

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 権利の譲渡、質入れ及び相続は認めない。

各新株予約権の一部行使はできない。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりである。

株主総会の特別決議日（平成18年6月29日）		
	事業年度末現在 （平成21年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成21年5月31日）
新株予約権の数	500個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	500,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 843円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～ 平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の新株の発行価格及び資本組入額	新株の発行に代えて、当社が有 する自己株式を代用するため、 資本への組入れはない。	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	（注）4	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 権利の譲渡及び質入れは認めない。

各新株予約権の一部行使はできない。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結した「新株予

約権割当に関する契約」で定めるところによる。

4 組織再編行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、総称して「存続会社等」という。）の新株予約権を次号の条件に従い交付することができる。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以下「合併契約等」という。）において定めた場合に限るものとする。

前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。

(a) 交付される存続会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付する。

(b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数

交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」という。）は、次の算式により算出される。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率（以下「割当比率」という。）}} \times \text{対する存続会社等の株式の割当ての比率（以下「割当比率」という。）}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整する。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとする。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勸案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができる。

(c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」という。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

(d) 承継新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日（平成20年7月1日）と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の満了日（平成27年6月30日）までとする。

(e) 承継新株予約権の行使条件

承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めない。

各承継新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによる。

(f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、 に定める
資本金等増加限度額から、 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(g) 承継新株予約権の取得条項

存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは
株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会
社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することがで
きる。

承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないこと
が確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新
株予約権を無償で取得することができる。

(h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要する。

株主総会の特別決議日（平成19年6月28日）		
	事業年度末現在 （平成21年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成21年5月31日）
新株予約権の数	395個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	395,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 633円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成21年12月28日～ 平成28年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の新株の発行価格及び資本組入額	発行価格 633円 資本組入額 317円	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	（注）4	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 権利の譲渡及び質入れは認めない。

各新株予約権の一部行使はできない。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。

4 組織再編行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、総称して「存続会社等」という。）の新株予約権を次号の条件に従い交付することができる。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以下「合併契約等」という。）において定めた場合に限るものとする。

前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。

(a) 交付される存続会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付する。

(b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数

交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」という。）は、次の算式により算出される。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率（以下「割当比率」という。）}} \times \text{対する存続会社等の株式の割当ての比率（以下「割当比率」という。）}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整する。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとする。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勸案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができる。

(c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」という。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後承継行使価額} = \text{調整前承継行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

(d) 承継新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日（平成21年7月1日）と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の満了日（平成28年6月30日）までとする。

(e) 承継新株予約権の行使条件

承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めない。

各承継新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによる。

(f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、 に定める
資本金等増加限度額から、 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(g) 承継新株予約権の取得条項

存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは
株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会
社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することがで
きる。

承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないこと
が確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新
株予約権を無償で取得することができる。

(h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要する。

株主総会の特別決議日（平成20年6月27日）		
	事業年度末現在 （平成21年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成21年5月31日）
新株予約権の数	300個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	300,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	（注）2	1株当たり 294円（注）3
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日～平成29年6月30日までの期間で当社取締役会において決定する期間	平成23年5月15日～平成29年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の新株の発行価格及び資本組入額	未定	発行価格 294円 資本組入額 147円
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 本新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限る。)の価額は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額に、目的株式数を乗じた金額とする。1株当たりの払込金額は、本新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。ただし、当該金額が本新株予約権発行の日の当社普通株式の普通取引終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、本新株予約権の発行後に当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当社は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の割合}}$$

また、本新株予約権の発行後に当社が時価を下回る金額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権行使の場合を除く。)には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 権利の譲渡及び質入れは認めない。

各新株予約権の一部行使はできない。

退任時の取扱い、その他条件については当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当てに関する契約」で定めるところによる。

- 5 組織再編行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、総称して「存続会社等」という。）の新株予約権を次号の条件に従い交付することができる。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以下「合併契約等」という。）において定めた場合に限るものとする。

前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。

- (a) 交付される存続会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付する。

- (b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数

交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」という。）は、次の算式により算出される。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率（以下「割当比率」という。）}} \times \text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率（以下「割当比率」という。）}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整する。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \begin{matrix} \text{株式分割又は} \\ \text{株式併合の割合} \end{matrix}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとする。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができる。

(c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」という。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

(d) 承継新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日（平成23年5月15日）と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の満了日（平成29年6月30日）までとする。

(e) 承継新株予約権の行使条件

承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めない。

各承継新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによる。

- (f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。
承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、に定める資本金等増加限度額から、に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (g) 承継新株予約権の取得条項
存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができる。
承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができる。
- (h) 承継新株予約権の譲渡制限
譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要する。

株主総会の特別決議日（平成20年6月27日）		
	事業年度末現在 （平成21年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成21年5月31日）
新株予約権の数	110,000,000個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	110,000,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	（注）2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の新株の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	-	-

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

2 権利行使の始期は（注）3(1)で定める行使条件が成就した日から2ヶ月が経過する日とし、終期は平成23年9月30日又は当該成就日から3ヶ月が経過する日の何れか早い日である。

3 (1) 新株予約権者は、当社の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に定義される意味を有し、共同保有者の保有株券等を含めて算出される。）、又は株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に基づき、株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合を合計したものを意味する。）が20%以上となる者（以下「特定大量保有者」という。）が現れたことを当社取締役会が認識し、公表した日から10日間が経過したとき、又は公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法27条の2第1項に定義される。）の買付け等（同項に定義される。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者（以下「特定大量買付者」という。特定大量保有者と併せて、以下「特定株式保有者」という。）が公開買付開始公告を行った日から10日間が経過したときに限り、新株予約権を行使することができる。

但し、当社は、企業価値の最大化の観点から必要があると認める場合には、取締役会の決議をもって、予め公表することにより上記「20%」の割合を引き上げることができる。

また、以下の各号に定める者は、特定株式保有者、並びに、共同保有者及び特別関係者に該当しないものとする。

当社

当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）

当社の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）

当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と当社が認めた者で、かつ特定株式保有者となった後10日以内にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者

自己株式の取得等当社側の事情により、その意思によることなく特定株式保有者となった者(但し 当社の株券等をその後新たに取得してなお特定株式保有者に該当する場合を除く。)

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスが新株予約権を信託譲渡した場合の当該信託を受託する信託銀行及び信託会社

その者が当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される意味を有する。)を取得し、保有することにより当社の企業価値が最大化されると当社取締役会が決議する者

なお、(注)3(1)及び(3)において、共同保有者とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される意味を有し、特別関係者とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される意味を有するものとする。

(2) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(3) (注)3(1)及び(2)に拘わらず、以下の各号に定める者は新株予約権を行使できないものとする。

特定大量保有者

特定大量保有者の共同保有者

特定大量買付者

特定大量買付者の特別関係者

上記 から までに該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者

上記 から までに該当する者を実質的に支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者(なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される意味を有する。)をいう。)

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスが新株予約権を信託譲渡した場合の当該信託を受託する信託銀行及び信託会社(但し、当該信託の受託者としての地位に基づいて保有する新株予約権に限る。)

(3) 【ライツプランの内容】

決議年月日	平成20年 6月27日
付与対象者	当社株主
新株予約権の数	110,000,000個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	110,000,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	(注)2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
取得条項に関する事項	(注)4
信託の設定の状況	(注)5
代用払込みに関する事項	-

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

2 権利行使の始期は(注)3(1)で定める行使条件が成就した日から2ヶ月が経過する日とし、終期は平成23年9月30日又は当該成就日から3ヶ月が経過する日の何れか早い日である。

3 (1) 新株予約権者は、当社の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に定義される意味を有し、共同保有者の保有株券等を含めて算出される。)、又は株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に基づき、株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合を合計したものを意味する。)が20%以上となる者(以下「特定大量保有者」という。)が現れたことを当社取締役会が認識し、公表した日から10日間が経過したとき、又は公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法27条の2第1項に定義される。)の買付け等(同項に定義される。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令7条1項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者(以下「特定大量買付者」という。特定大量保有者と併せて、以下「特定株式保有者」という。)が公開買付開始公告を行った日から10日間が経過したときに限り、新株予約権を行使することができる。

但し、当社は、企業価値の最大化の観点から必要があると認める場合には、取締役会の決議をもって、予め公表することにより上記「20%」の割合を引き上げることができる。

また、以下の各号に定める者は、特定株式保有者、並びに、共同保有者及び特別関係者に該当しないもの

とする。

当社

当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）

当社の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）

当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と当社が認めた者で、かつ特定株式保有者となった後10日以内にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者

自己株式の取得等当社側の事情により、その意思によることなく特定株式保有者となった者(但し当社の株券等をその後新たに取得してなお特定株式保有者に該当する場合を除く。)

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスが新株予約権を信託譲渡した場合の当該信託を受託する信託銀行及び信託会社

その者が当社の株券等(金融商品取引法27条の23第1項に定義される意味を有する。)を取得し、保有することにより当社の企業価値が最大化されると当社取締役会が決議する者

なお、(注)3(1)及び(3)において、共同保有者とは、金融商品取引法27条の23第5項に定義される意味を有し、特別関係者とは、金融商品取引法27条の2第7項に定義される意味を有するものとする。

(2) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(3) (注)3(1)及び(2)に拘わらず、以下の各号に定める者(以下、「非適格者」という。)は新株予約権を行使できないものとする。

特定大量保有者

特定大量保有者の共同保有者

特定大量買付者

特定大量買付者の特別関係者

上記 から までに該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者

上記 から までに該当する者を実質的に支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者(なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則3条3項に定義される意味を有する。)をいう。)

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス

一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスが新株予約権を信託譲渡した場合の当該信託を受託する信託銀行及び信託会社(但し、当該信託の受託者としての地位に基づいて保有する新株予約権に限る。)

4 取得条項に関する事項

(1) 当社は、上記3(1)に定める行使条件が成就した場合には、取締役会決議により定めた日において、本新株予約権のうち上記3(3)に定める者の新株予約権を除いた本新株予約権を取得することができる。この場合には、当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり当社普通株式1株を交付する。この場合において、当社がかかる交付に先立ち効力が発生する株式分割又は株式併合を行うときは、次のとおり対象株式数の調整を行う。なお、1株未満の端数は切り捨てる。

$$\begin{array}{l} \text{調整後対象} \\ \text{株式数} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前対象} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{株式分割又は} \\ \text{株式併合の比率} \end{array}$$

(2) 上記(1)に基づき当社により取得されなかった本新株予約権のうち、上記3(3)に定める非適格者以外の者へ譲渡された新株予約権については、当社は、取締役会決議により定めた日において、当該新株予約権を取得することができる。この場合には、当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり当社普通株式1株を交付する。この場合において、当社がかかる交付に先立ち効力が発生する株式分割又は株式併合を行うときは、上記(1)に定める対象株式数の調整の規定を準用する。

(3) 当社は、上記3(1)に定める行使条件が成就した場合には、取締役会決議により定めた日(以下「取得日」という。)において、本新株予約権のうち上記3(3)に定める非適格者が保有する新株予約権の全部又は一部

(当社取締役会が別に定めるところによる。)を取得することができる。この場合には、当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり以下の金銭を交付する。

取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)を平均した額(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)

(4) 上記(1)から(3)までに拘わらず、当社は、上記3(1)に定める行使条件が成就するまでの間において、次の事由に該当する場合には、取締役会決議により定めた日において、本新株予約権の全部を無償で取得する。

ア．取締役会が当社の企業価値を最大化するために必要であると認めた場合

イ．株主提案により選任される取締役の数が在任取締役の過半数となった場合

ウ．上記ア.及びイ.のほか、取締役会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断した場合

5 信託の設定の状況

委託者	一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス
受託者	みずほ信託銀行株式会社
受益者	第一受益者は、行使条件の成就日直後の基準日現在の発行会社の株主名簿に記載又は記録された当社の株主とする。 なお基準日とは、社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項各号の日又は同条第8項に基づき総株主通知が行われる日とする。 第二受益者は、委託者とする。
信託契約締結日	平成20年7月10日
信託契約の期間	平成20年7月10日から平成23年9月30日又は行使条件の成就日から3ヶ月間が経過する日の何れか早い日までとする。
信託目的	受託者が信託契約に従い、新株予約権及び金銭を管理し、行使条件が成就した場合に第一受益者に新株予約権を交付することを目的とする。
信託財産	新株予約権110,000,000個及び金銭
信託財産の交付事由	本新株予約権募集事項に定める行使条件が成就し、かつ新株予約権の受益者への交付につき当社取締役会による承認決議が行われたこと。
信託財産の交付	原則として、第一受益者が保有する当社株式1株当たり新株予約権2個を交付するが、当社の発行済株式総数の増減があった場合にはその増減後の発行済株式総数に応じて修正されることがある。
信託報酬	委託者負担
信託の計算	計算期日は信託契約に定める所定の日及び信託終了日
報告	当社及び委託者宛
最終計算承認	当社及び委託者

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成12年6月6日	366,000	49,209,846	-	7,324	-	7,815

(注) 自己株式の利益による消却によるものである。

(5) 【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	38	25	150	54	-	2,198	2,465	-
所有株式数 (単元)	-	15,914	243	8,455	2,915	-	21,347	48,874	335,846
所有株式数の割合(%)	-	32.56	0.50	17.30	5.96	-	43.68	100	-

(注) 自己株式2,528,071株は、「個人その他」及び「単元未満株式の状況」の欄にそれぞれ2,528単元及び71株記載されている。

(6) 【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,427	6.96
中本不動産(株)	広島県廿日市市阿品4丁目19番18号	2,382	4.84
日本マスタートラスト信託銀行(株)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,236	4.55
中本 祐昌	広島県廿日市市	2,169	4.41
中本 信子	広島県廿日市市	1,681	3.42
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	1,568	3.19
中本 雅生	広島県廿日市市	1,544	3.14

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
中勇不動産(株)	広島県廿日市市須賀7番31号	1,446	2.94
中本 利夫	広島県廿日市市	1,150	2.34
中本 昭文	広島県廿日市市	1,148	2.33
計	-	18,756	38.11

- (注) 1 上記日本トラスティ・サーブス信託銀行(株)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は3,427千株である。なお、それらの内訳は、(株)もみじ銀行退職給付信託分739千株、及びその他信託業務等に係る株式2,688千株である。
- 2 上記日本マスタートラスト信託銀行(株)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は2,236千株である。なお、それらの内訳は、(株)広島銀行退職給付信託分1,801千株、D I C(株)退職給付信託分152千株、及びその他信託業務等に係る株式283千株である。
- 3 当社は自己株式を2,528千株(5.14%)所有しているが、上記には含んでいない。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,528,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 46,346,000	46,346	-
単元未満株式	普通株式 335,846	-	-
発行済株式総数	49,209,846	-	-
総株主の議決権	-	46,346	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式株が含まれている。

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ウッドワン	広島県廿日市市木材 港南1-1	2,528,000	-	2,528,000	5.14
計	-	2,528,000	-	2,528,000	5.14

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、自己株式取得方式によるストックオプション制度及び新株予約権方式によるストックオプション制度を採用している。

当該制度の内容は次のとおりである。

自己株取得方式

当該制度は、旧商法第210条ノ2第2項の規定に基づき、当社が自己株式を買付ける方法により、平成13年6月28日第49回定時株主総会終結時に在任する取締役及び執行役員に対して付与することを平成13年6月28日の定時株主総会において決議されたものである。

当該制度の内容は、次のとおりである。

決議年月日	平成13年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役員 4名
株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
株式の数	202,000株
譲渡価額	918円(注)
権利行使期間	平成15年7月1日～平成21年6月30日
権利行使についての条件	退任時は権利喪失(ただし、取締役会が承認したときはこの限りではない。) 権利の譲渡・質入れ・相続の禁止
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 株式分割及び時価を下回る価額で新株を発行する場合には、次の算式により譲渡価額を調整する。ただし、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後譲渡価額} = \text{調整前譲渡価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

新株予約権方式

当該制度は、旧商法第280条ノ21の規定に基づき、平成14年6月27日第50回定時株主総会、平成15年6月27日第51回定時株主総会、平成16年6月29日第52回定時株主総会及び平成17年6月29日第53回定時株主総会終結時に在任する取締役及び執行役員に対して特に有利な条件(無償)をもって新株予約権を発行することを平成14年6月27日、平成15年6月27日、平成16年6月29日及び平成17年6月29日の定時株主総会においてそれぞれ特別決議されたものである。また、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成18年6月29日第54回定時株主総

会、平成19年6月28日第55回定時株主総会、平成20年6月27日第56回定時株主総会及び平成21年6月26日第57回定時株主総会終結時に在任する取締役及び執行役員に対して特に有利な条件（無償）をもって新株予約権を発行することを平成18年6月29日、平成19年6月28日、平成20年6月27日及び平成21年6月26日の定時株主総会においてそれぞれ特別決議されたものである。

当該制度の内容は、次のとおりである。

決議年月日	平成14年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役員 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
株式の数	99,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり740円（注）
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使の条件	権利の譲渡、質入れ及び相続は認めない。 各新株予約権の一部行使はできない。 退任時の取扱い、その他条件については本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

決議年月日	平成15年6月27日
-------	------------

付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社執行役員 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
株式の数	182,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり910円(注)
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日～平成24年6月30日
新株予約権の行使の条件	権利の譲渡、質入れ及び相続は認めない。 各新株予約権の一部行使はできない。 退任時の取扱い、その他条件については本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

決議年月日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社執行役員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
株式の数	185,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,020円(注)

新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成25年6月30日
新株予約権の行使の条件	権利の譲渡、質入れ及び相続は認めない。 各新株予約権の一部行使はできない。 退任時の取扱い、その他条件については本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社執行役員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
株式の数	500,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり855円(注)
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成26年6月30日

新株予約権の行使の条件	権利の譲渡、質入れ及び相続は認めない。 各新株予約権の一部行使はできない。 退任時の取扱い、その他条件については本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社執行役員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
株式の数	500,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり843円(注)1
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～平成27年6月30日
新株予約権の行使の条件	権利の譲渡及び質入れは認めない。 各新株予約権の一部行使はできない。 その他条件については本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。

新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1 株式分割または株式併合を行う場合は、当社は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、発行日以降当社が時価を下回る金額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権行使の場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 組織再編行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」という。)の新株予約権を次号の条件に従い交付することができる。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画(以下「合併契約等」という。)において定めた場合に限るものとする。

前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。

(a) 交付される存続会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付する。

(b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数

交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」という。）は、次の算式により算出される。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率（以下「割当比率」という。）}} \times \text{対する存続会社等の株式の割当ての比率（以下「割当比率」という。）}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整する。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとする。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勸案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができる。

(c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」という。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

(d) 承継新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日（平成20年7月1日）と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から本新株予約権を行使することができる期間の満了日（平成27年6月30日）までとする。

(e) 承継新株予約権の行使条件

承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めない。

各承継新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによる。

(f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、 に定める
資本金等増加限度額から、 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(g) 承継新株予約権の取得条項

存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは
株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会
社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することがで
きる。

承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないこと
が確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新
株予約権を無償で取得することができる。

(h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要する。

決議年月日	平成19年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社執行役員 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
株式の数	395,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり633円(注)1
新株予約権の行使期間	平成21年12月28日～平成28年6月30日
新株予約権の行使の条件	権利の譲渡及び質入れは認めない。 各新株予約権の一部行使はできない。 その他条件については本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当てに関する契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1 株式分割または株式併合を行う場合には、当社は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、発行日以降当社が時価を下回る金額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権行使の場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 組織再編行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」という。)の新株予約権を次号の条件に従い交付することができる。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、次

号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以下「合併契約等」という。）において定めた場合に限るものとする。

(a) 交付される存続会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付する。

(b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数

交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」という。）は、次の算式により算出される。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率（以下「割当比率」という。）}} \times \text{対する存続会社等の株式の割当ての比率（以下「割当比率」という。）}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整する。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとする。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができる。

(c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」という。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

(d) 承継新株予約権を行使することができる期間

平成21年7月1日から平成28年6月30日までの期間で当社取締役会において決定する期間で、本新株予約権を行使することができる期間の開始日と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(e) 承継新株予約権の行使条件

承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めない。

各承継新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによる。

(f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、に定める資

本金等増加限度額から、 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(g) 承継新株予約権の取得条項

存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができる。承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができる。

(h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要する。

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社執行役員 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
株式の数	300,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり294円(注)1
新株予約権の行使期間	平成23年5月15日～平成29年6月30日
新株予約権の行使の条件	権利の譲渡及び質入れは認めない。 各新株予約権の一部行使はできない。 その他条件については本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当てに関する契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1 株式分割または株式併合を行う場合には、当社は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の割合}}$$

また、本新株予約権の発行後に当社が時価を下回る金額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権行使の場合を除く。)には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 組織再編行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、総称して「存続会社等」という。)の新株予約権を次号の条件に従い交付することができる。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、次

号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以下「合併契約等」という。）において定めた場合に限るものとする。

(a) 交付される存続会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付する。

(b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数

交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」という。）は、次の算式により算出される。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率（以下「割当比率」という。）}} \times \text{対する存続会社等の株式の割当ての比率（以下「割当比率」という。）}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整する。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとする。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができる。

(c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」という。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後承継行使価額} = \frac{\text{調整前承継行使価額}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

(d) 承継新株予約権を行使することができる期間

平成22年7月1日から平成29年6月30日までの期間で当社取締役会において決定する期間で、本新株予約権を行使することができる期間の開始日と定めた日と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日と定めた日までとする。

(e) 承継新株予約権の行使条件

承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めない。

各承継新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによる。

(f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、に定める資

本金等増加限度額から、 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(g) 承継新株予約権の取得条項

存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができる。承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができる。

(h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要する。

決議年月日	平成21年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社執行役員 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
株式の数	300,000株
新株予約権の行使時の払込金額	(注)1
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日～平成30年6月30日までの期間で当社取締役会において決定する期間
新株予約権の行使の条件	権利の譲渡及び質入れは認めない。 各新株予約権の一部行使はできない。 その他条件については本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権割当に関する契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1 本新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限る。)の価額は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額に、目的株式数を乗じた金額とする。1株当たりの払込金額は、本新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。ただし、当該金額が本新株予約権発行の日の当社普通株式の普通取引終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、本新株予約権の発行後に当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当社は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の割合}}$$

また、本新株予約権の発行後に当社が時価を下回る金額で新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権行使の場合を除く。)には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 組織再編行為時の取扱

当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、総称して「存続会社等」という。）の新株予約権を次号の条件に従い交付することができる。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以下「合併契約等」という。）において定めた場合に限るものとする。

(a) 交付される存続会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付する。

(b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数

交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」という。）は、次の算式により算出される。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率（以下「割当比率」という。）}} \times \text{合併契約等に定める当社株式1株に}$$

ただし、存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整する。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の割合}}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとする。

存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき合理的な調整を行うことができる。

(c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」という。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割又は株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後承継行使価額} = \text{調整前承継行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の割合}}$$

(d) 承継新株予約権を行使することができる期間

平成23年7月1日から平成30年6月30日までの期間で当社取締役会において決定する期間で、本新株予約権を行使することができる期間の開始日と定めた日と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日と定めた日までとする。

(e) 承継新株予約権の行使条件

承継新株予約権の譲渡及び質入れは認めない。

各承継新株予約権の一部行使はできないものとする。

その他承継新株予約権の行使条件は、合併契約等に定めるところによる。

(f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、 に定める資本金等増加限度額から、 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(g) 承継新株予約権の取得条項

存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会又は取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができる。

承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができる。

(h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要する。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	20,815	9,785
当期間における取得自己株式	1,348	370

(注) 当期間における取得自己株式には、平成21年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていない。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	2,528,071	-	2,529,419	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成21年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていない。

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の最重点施策のひとつと認識し、企業の経営基盤の強化をはかりつつ安定配当を維持する中で、業績の動向を勘案し利益還元の一層の充実をはかる方針である。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会である。

当事業年度の剰余金の配当については、継続的な安定配当の基本方針のもと、厳しい経済情勢の影響を受けたことを勘案し、1株4円50銭とし、中間配当金6円と合わせて、10円50銭とした。

内部留保金の使途については、安定した経営体質の改善強化と今後の新規事業への投資資金等に活用する予定である。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めている。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、次のとおりである。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成20年11月7日 取締役会決議	280	6.00
平成21年6月26日 定時株主総会決議	210	4.50

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第53期	第54期	第55期	第56期	第57期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	1,180	955	1,184	1,030	685
最低(円)	780	640	751	540	180

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものである。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年 10月	11月	12月	平成21年 1月	2月	3月
最高(円)	434	414	360	355	302	270
最低(円)	257	312	286	260	196	180

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものである。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	-	中本 祐昌	昭和35年12月12日生	昭和59年4月 当社に入社 平成3年6月 当社取締役技術センター部長 平成7年2月 当社常務取締役経営統括本部長兼商品企画部長兼技術開発部長 平成9年6月 当社専務取締役経営統括本部長兼技術開発部長 平成11年6月 当社代表取締役・専務取締役経営統括本部長 平成12年12月 JUKEN SANGYO (PHILS.) CORP.代表取締役社長(現在に至る) 平成13年6月 ㈱中国住建代表取締役社長 同 ㈱住建造作材(現 ㈱ウッドジョイ)代表取締役社長 同 当社代表取締役社長(現在に至る) 同 住建(上海)有限公司董事長(現在に至る) 平成14年12月 木隆木業(上海)有限公司(現 沃達王木業(上海)有限公司)董事長(現在に至る) 平成15年8月 JUKEN NISSHO LTD.(現 JUKEN NEW ZEALAND LTD.)代表取締役社長(現在に至る) 平成16年9月 沃達王國際有限公司董事長(現在に至る)	(注)4	2,169
専務取締役	営業本部本部長	栗城 孝司	昭和24年5月18日生	昭和48年4月 当社に入社 平成2年6月 当社取締役東海事業部長兼集成材工場長 平成9年6月 当社常務取締役営業本部本部長兼物流部長 平成13年6月 当社専務取締役営業本部本部長(現在に至る) 平成20年4月 ㈱ベルキッチン代表取締役社長(現在に至る) 平成20年5月 ㈱ウッドジョイ代表取締役社長(現在に至る)	(注)4	2

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役	製造本部本部長 関連事業室長	竹田 平	昭和30年7月23日生	昭和53年4月 当社に入社 平成5年6月 当社参与関連事業室長 平成13年6月 当社取締役東海製造部長 平成15年8月 当社取締役、JUKEN NISSHO LTD.(現 JUKEN NEW ZEALAND LTD.)専務取締役 平成19年6月 当社取締役本社製造部長兼物流部長兼購買部長 平成20年5月 ㈱中国住建代表取締役社長(現在に至る) 平成20年6月 当社常務取締役製造本部本部長 平成20年8月 当社常務取締役製造本部本部長兼関連事業室長(現在に至る)	(注)3	6

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役	西日本営業本部本部長	岩井 茂樹	昭和25年8月13日生	昭和49年4月 平成7年2月 平成9年6月 平成10年4月 平成18年4月 平成20年2月 平成20年6月 平成21年6月 当社に入社 当社参与首都圏ブロック長兼 東京支店長 当社取締役東京支店長 当社取締役営業推進部長 当社取締役営業推進部長兼開 発営業部長 当社取締役営業本部副本部長 兼開発営業部長 当社取締役西日本営業本部長 当社常務取締役西日本営業本 部本部長(現在に至る)	(注)4	8
取締役	東海製造部長	増田 望	昭和25年12月15日生	昭和48年4月 平成8年8月 平成9年6月 平成11年6月 平成19年6月 当社に入社 当社参与収納システム・造作 材(現階段工場)工場長兼資 材センター(現階段工場2 課)部長 当社取締役収納システム・造 作材(現階段工場)・広島単 板(現階段工場2課)各工場 長 当社取締役本社製造部長 当社取締役東海製造部長兼品 質管理部東海分室長(現在に 至る)	(注)4	21
取締役	総務人事部長	澤井 誠	昭和25年2月17日生	昭和48年4月 昭和63年6月 平成14年6月 平成16年4月 平成17年6月 平成21年1月 平成21年6月 旧㈱日本興業銀行へ入行 同行仙台支店審査 審査役 興銀リース㈱執行役員福岡支 店長 昭和情報機器㈱経理部長 当社顧問 当社取締役総務人事部長 当社取締役総務人事部長兼経 理部長 当社取締役総務人事部長(現 在に至る)	(注)3	5

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	東日本営業本部本部長 開発営業部長	山口 忠一	昭和21年9月1日生	昭和48年8月 クリナップ㈱入社 昭和60年6月 同社取締役 平成13年4月 同社専務取締役(営業全部門管掌) 平成19年4月 当社に入社 平成20年6月 当社取締役東日本営業本部本部長兼開発営業部長(現在に至る)	(注)3	5
取締役	経理部長	今田 裕志	昭和24年5月29日生	昭和48年4月 ㈱広島銀行に入行 平成7年6月 同行高陽支店長 平成13年6月 同行融資第二部長 平成15年6月 同行大阪支店長 平成17年4月 同行法務コンプライアンス室理事 平成17年6月 同行常任監査役 平成21年5月 当社顧問 平成21年6月 当社取締役経理部長(現在に至る)	(注)4	-
取締役	-	中本 信子	昭和4年1月31日生	昭和34年7月 中本造林㈱監査役 平成2年5月 同監査役退任 平成2年6月 当社取締役(現在に至る)	(注)3	1,681

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	-	宮崎 正樹	昭和10年2月17日生	平成5年2月 当社退職 平成5年4月 学校法人鈴峯学園経理課長 平成10年4月 学校法人鈴峯学園理事法人事務局長 平成13年6月 当社常勤監査役(現在に至る)	(注)5	2
監査役	-	肥和野 邦夫	昭和4年10月9日生	昭和58年6月 中国塗料(株)常務取締役 昭和62年6月 大竹化学(株)代表取締役社長 平成8年6月 大竹化学(株)代表取締役会長 同 明新産業(株)代表取締役社長 平成9年3月 大竹明新化学(株)顧問 平成9年10月 肥和野技術士事務所所長(現在に至る) 平成10年6月 当社監査役(現在に至る)	(注)5	19
監査役	-	村岡 卓夫	昭和12年2月7日生	昭和63年7月 三原税務署長 平成元年7月 広島国税局直税部法人税課長 平成3年7月 広島国税局総務部人事第一課長 平成6年7月 広島東税務署長 平成7年7月 広島国税局調査査察部長 平成8年8月 村岡税理士事務所所長(現在に至る) 平成10年9月 当社顧問税理士 平成11年6月 当社監査役(現在に至る)	(注)6	1
監査役	-	須山 正敏	昭和19年1月11日生	昭和42年3月 当社に入社 平成3年2月 当社情報システム部次長 平成7年2月 当社総務人事部次長 平成16年6月 当社監査役(現在に至る)	(注)5	3
計						3,923

(注)1 取締役社長 中本祐昌は、取締役 中本信子の孫である。

2 監査役 肥和野邦夫、村岡卓夫の2氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役である。

3 取締役の任期は、平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。

4 取締役の任期は、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。

5 監査役の任期は、平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。

6 監査役の任期は、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。

7 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行

機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入している。

執行役員は7名で、JUKEN SANGYO(PHILS.)CORP.及び沃達王國際有限公司担当 竹内敏、東日本地区担当営業部長 青木一正、海外営業担当部長兼JUKEN NEW ZEALAND LTD.担当 田宮邦夫、株式会社ベルキッチン担当 大山晶一、JUKEN NEW ZEALAND LTD.担当 川戸宏之、生産管理室部長兼経理部長付部長兼技術開発部基礎開発課長兼情報システム部次長 高橋雄二、物流部長兼海外物流室長 大志茂和敏で構成している。

8 当社は法令に定める監査役の員数を欠くことなる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任している。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
秦 清	昭和22年3月17日生	昭和49年4月 平成11年4月 平成13年3月 平成16年7月 平成18年5月 平成20年5月	弁護士開業（現在に至る） 広島弁護士会会長兼中国地方弁護士連合会理事長 広島県労働委員会公益委員 広島市安佐北区選挙管理委員会委員長（現在に至る） 株式会社アスティ社外監査役（現在に至る） 広島県呉市公平委員会委員長	(注)	-

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社の経営理念である「業界一流のメーカーとして、本業を極め、本業に徹し、一流の商品をお客様にご提供することを通じて、社会の発展に貢献する」を実践していく為、経営に対する考え方、仕事への取り組み姿勢、判断の基準等をまとめ経営トップを含めた全従業員の日々の規範とし、高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成に努めており、今後さらにこの規範等の充実、整備を進めていく方針である。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

(1) 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社は、監査役制度を採用している。平成21年3月31日現在5名の監査役(内社外監査役3名)により、取締役及び執行役員の職務執行について、厳正な監視を行っている。

また、取締役会は、平成21年3月31日現在8名の取締役で構成され、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行状況の監督を行うため、原則月一回の定例の取締役会を開催している。また、経営効率を向上させ、取締役及び使用人の職務の執行を効率的かつ機動的に行うために、関係取締役及び関係各部署の幹部をメンバーとする経営統括会議を原則毎週開催している。

毎事業年度の経営計画については、全社計画を策定し、各部署において具体策を立案及び実行している。また、業務執行の強化及び経営効率の向上をはかるため、執行役員制度を導入している。

内部統制については、取締役及び全ての使用人の職務が適法かつ適正に行われるため及び高い企業倫理の育成と健全な企業風土の醸成を図るため、権限、情報管理、コンプライアンスやリスクに関する各種規定やルール等を整備運用し、当社監査役等と連携して推進している。さらに、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組の強化の一環として、内部監査室等の体制面の充実を図っている。

会計監査は西日本監査法人に依頼しており、定期的な監査の他、会計上の課題については随時確認を行い、会計処理の適正性に努めている。また、顧問契約に基づく顧問弁護士より法律問題全般について必要に応じて助言と指導を受けている。

なお当社と当社の社外監査役との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係については、記載すべき事項はない。

(2) リスク管理体制整備の状況

当社の全体のリスク管理を推進するため、リスク管理担当の役員を置いている。担当役員は取締役総務人事部長がこれにあたり、総務人事部が中心となり全社的なリスク管理体制の構築、運営、リスク管理に関する内部監査の実施等を行っている。各部門においては、顕在的リスク及び潜在的リスクの検証を行い、リスク現実化の未然防止策及びリスク現実化の際の対応策等を策定している。

(3) 会計監査の状況

当社は、西日本監査法人と会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結している。

業務を執行した公認会計士の氏名

金本 善行、梶田 滋

会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 8名、その他 5名

責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である西日本監査法人は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結している。その契約内容の概要は次のとおりである。

西日本監査法人は、本契約の履行に伴い生じた損害について、西日本監査法人に悪意又は重大な過失があった場合を除き、40百万円又は西日本監査法人の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって当社に対する損害賠償責任の限度額としている。

(4) 役員報酬の内容

区分	取締役		監査役		計		摘要
	支給人員 (名)	支給額 (百万円)	支給人員 (名)	支給額 (百万円)	支給人員 (名)	支給額 (百万円)	
定款又は株主総会決議に基づく報酬	10	201	5	33	15	234	(注) 1
計		201		33		234	(注) 2

(注) 1 株主総会で承認を受けた報酬額は、平成18年6月29日定時株主総会決議により取締役の報酬額を年額300百万円以内とし、監査役の報酬額を年額40百万円以内とされている。また、当該取締役の報酬とは別枠で、当社取締役に対するストックオプションとして割当てする新株予約権に関する報酬額を年額500百万円以内とされている。

2 上記のほか、使用人兼務取締役6名の使用人給与及び賞与53百万円を支給している。

(5) 取締役の定数及び選解任の決議要件

当社の定款において、取締役の定数について、その員数を9名以内としている。また同じく定款において、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の5分の3以上の決議をもって行うこととし、解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行うこととしている。

(6) その他当社定款規定について

自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めている。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める範囲内で免除することができる旨を定款に定めている。

中間配当

当社は株主への機動的な利益の還元を行うため、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、登録株式質権者および信託の受託者に対し、会社法第454条第5項による中間配当を行うことができる旨を定款に定めている。

(7) その他

(新株予約権を活用した企業価値防衛策の導入について)

当社は、企業価値最大化のための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、下記のとおり、第二回信託型買収防衛策（特別目的会社及び信託を用いて新株予約権を発行する方式）の導入、および第三回事前警告型買収防衛策（新株予約権に関する発行登録制度を用いる方式）を企業価値防衛策として導入することにつき承認を得た。

第二回信託型買収防衛策

新株予約権の発行目的 当社は、当社に対する濫用的な買収等によって当社の企業価値が毀損することを未然に防止し、当社に対する買収等の提案がなされた場合に、当社の企業価値の最大化を達成するために必要かつ合理的な企業価値防衛策として用いることを目的として、発行要項に定める新株予約権を発行する。

株式の種類 普通株式

割当先 有限責任中間法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスに全て

新株発行の予定株数 1億1,000万株（1株につき1個）

新株予約権発行価額 無償とする。

割当日 平成20年7月10日

行使価額 1株につき1円

行使期間 行使期間の始期は、行使条件が成就した日（当社の株券等保有割合又は株券等所有割合が20%以上となる者が現れたことを当社取締役会が認識し公表した日から10日間が経過したときが属する日から2ヶ月間が経過する日、又は公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者が公開買付開始公告を行った日から10日間が経過したときが属する日から2ヶ月間が経過する日）とし、終期は平成23年9月30日又は当該成就日から3ヶ月間が経過する日の何れか早い方の日とする。

第三回事前警告型買収防衛策

新株予約権の発行目的 当社は、当社に対する濫用的な買収等によって当社の企業価値が毀損することを未然に防止し、当社に対する買収等の提案がなされた場合に、当社の企業価値の最大化を達成するために必要かつ合理的な企業価値防衛策として用いることを目的として、発行要項に定める新株予約権を発行する。
第二回信託型買収防衛策の発動を原則とするが、買収等の態様、租税法その他の法令上の制約等に鑑み、第三回事前警告型買収防衛策の発動が選択される場合がある。

株式の種類 普通株式

割当先及び割当方法 割当期日における株主に対して1株につき、新株予約権2個を割当てる。

新株発行の予定株数 1億1,000万株(1株につき1個)を上限とする。
新株予約権発行価額 無償とする。
割当日 発行登録日から平成23年9月30日までの間で、当社取締役会が別途定める。
行使価額 1株につき1円

なお、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の施行により「中間法人法」が廃止されたことに伴い、有限責任中間法人ウッドワンセキュリティーズホールディングスは、平成21年5月25日開催の定時社員総会においてその名称を「一般社団法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス」に変更している。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	-	30	-
連結子会社	-	-	5	-
計	-	-	35	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項なし。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項なし。

【監査報酬の決定方針】

会計監査人に対する監査報酬を決定するにあたり、会計監査人より提示される監査計画の内容をもとに、監査工数等の妥当性を勘案、協議し、監査役会の同意を得た上で決定することとしている。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成している。

なお、前連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成している。

なお、第56期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第57期事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)及び当連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の連結財務諸表並びに第56期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)及び第57期事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の財務諸表について、西日本監査法人により監査を受けている。

1【連結財務諸表等】
 (1)【連結財務諸表】
 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,502	4,362
受取手形及び売掛金	3 14,251	10,334
たな卸資産	24,588	-
商品及び製品	-	6,555
仕掛品	-	2,846
原材料及び貯蔵品	-	10,422
繰延税金資産	591	710
その他	3 2,239	541
貸倒引当金	117	131
流動資産合計	46,055	35,641
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1, 4 13,456	1, 4 11,002
機械装置及び運搬具（純額）	1 13,886	1 10,900
土地	4 13,081	4 11,527
建設仮勘定	682	399
立木	24,964	17,594
その他（純額）	1 1,850	1 1,911
有形固定資産合計	67,921	53,336
無形固定資産		
のれん	1,555	-
その他	699	555
無形固定資産合計	2,255	555
投資その他の資産		
投資有価証券	2 1,710	1,344
美術品	9,137	9,124
繰延税金資産	630	4,680
その他	4 4,486	4 2,347
貸倒引当金	181	58
投資その他の資産合計	15,783	17,437
固定資産合計	85,960	71,330
資産合計	132,016	106,971

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	7,404	6,710
短期借入金	4, 5 25,081	4, 5 29,404
1年内償還予定の社債	575	3,000
未払法人税等	217	122
未払消費税等	469	113
賞与引当金	598	588
為替予約	-	12,141
その他	4,286	2,609
流動負債合計	38,634	54,691
固定負債		
社債	16,087	12,000
長期借入金	4, 5 28,854	4, 5 20,621
繰延税金負債	3,088	354
退職給付引当金	265	401
役員退職慰労引当金	574	471
その他	1,340	1,028
固定負債合計	50,211	34,877
負債合計	88,845	89,568
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,324	7,324
資本剰余金	7,816	7,816
利益剰余金	21,313	9,632
自己株式	2,116	2,126
株主資本合計	34,338	22,646
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	117	207
繰延ヘッジ損益	752	4,274
為替換算調整勘定	1,246	921
評価・換算差額等合計	1,880	5,403
新株予約権	113	160
少数株主持分	6,838	0
純資産合計	43,171	17,403
負債純資産合計	132,016	106,971

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
売上高	91,851	74,717
売上原価	64,788	50,929
売上総利益	27,062	23,787
販売費及び一般管理費	1, 2 25,805	1, 2 22,478
営業利益	1,257	1,308
営業外収益		
受取利息	66	60
受取配当金	149	46
仕入割引	49	67
受取賃貸料	107	219
為替差益	123	195
投資有価証券売却益	30	-
その他	326	318
営業外収益合計	854	907
営業外費用		
支払利息	1,289	1,125
売上割引	600	576
投資有価証券売却損	97	0
たな卸資産評価損	356	-
その他	188	103
営業外費用合計	2,531	1,804
経常利益又は経常損失()	419	411
特別利益		
固定資産売却益	3 2	3 14
貸倒引当金戻入額	22	53
投資有価証券売却益	109	2
関係会社清算益	330	-
関係会社出資金売却益	316	-
退職給付制度改定益	269	-
役員退職慰労引当金戻入額	-	153
受取保険金	-	73
その他	108	31
特別利益合計	1,160	329
特別損失		
固定資産売却損	4 24	4 75
固定資産除却損	5 37	5 71
減損損失	7 14	7 67
為替差損	2,418	6 14,089
投資有価証券売却損	197	151
投資有価証券評価損	638	35
過年度役員退職慰労引当金繰入額	525	-
子会社株式売却損	-	1,235
その他	152	8, 9 177
特別損失合計	4,009	15,902

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
税金等調整前当期純損失 ()	3,268	15,161
法人税、住民税及び事業税	397	237
法人税等調整額	2,553	3,854
法人税等合計	2,155	3,616
少数株主利益又は少数株主損失 ()	70	423
当期純損失 ()	1,183	11,121

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	7,324	7,324
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	7,324	7,324
資本剰余金		
前期末残高	8,028	7,816
当期変動額		
連結子会社の株式交換端数処理による減少	212	-
当期変動額合計	212	-
当期末残高	7,816	7,816
利益剰余金		
前期末残高	24,775	21,313
当期変動額		
剰余金の配当	564	560
当期純損失()	1,183	11,121
持分法適用会社の減少に伴う増加高	79	-
中国会計基準による減少高	7	-
在外子会社の会計基準変更に伴う減少高	1,786	-
当期変動額合計	3,461	11,681
当期末残高	21,313	9,632
自己株式		
前期末残高	1,914	2,116
当期変動額		
自己株式の取得	202	9
当期変動額合計	202	9
当期末残高	2,116	2,126
株主資本合計		
前期末残高	38,214	34,338
当期変動額		
剰余金の配当	564	560
当期純損失()	1,183	11,121
連結子会社の株式交換端数処理による減少	212	-
自己株式の取得	202	9
持分法適用会社の減少に伴う増加高	79	-
中国会計基準による減少高	7	-
在外子会社の会計基準変更に伴う減少高	1,786	-
当期変動額合計	3,875	11,691
当期末残高	34,338	22,646

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	430	117
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	548	90
当期変動額合計	548	90
当期末残高	117	207
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	145	752
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	606	5,026
当期変動額合計	606	5,026
当期末残高	752	4,274
為替換算調整勘定		
前期末残高	2,613	1,246
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,367	2,168
当期変動額合計	1,367	2,168
当期末残高	1,246	921
評価・換算差額等合計		
前期末残高	3,189	1,880
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,308	7,284
当期変動額合計	1,308	7,284
当期末残高	1,880	5,403
新株予約権		
前期末残高	43	113
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	69	47
当期変動額合計	69	47
当期末残高	113	160
少数株主持分		
前期末残高	7,304	6,838
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	465	6,838
当期変動額合計	465	6,838
当期末残高	6,838	0

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
純資産合計		
前期末残高	48,752	43,171
当期変動額		
剰余金の配当	564	560
当期純損失 ()	1,183	11,121
連結子会社の株式交換端数処理による減少	212	-
自己株式の取得	202	9
持分法適用会社の減少に伴う増加高	79	-
中国会計基準による減少高	7	-
在外子会社の会計基準変更に伴う減少高	1,786	-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	1,705	14,076
当期変動額合計	5,581	25,767
当期末残高	43,171	17,403

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	3,268	15,161
減価償却費	4,814	4,028
減損損失	14	67
のれん償却額	449	-
有形固定資産売却損益(は益)	55	129
子会社株式売却損益(は益)	-	1,235
投資有価証券売却損益(は益)	154	148
投資有価証券評価損益(は益)	638	35
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	25
受取利息及び受取配当金	216	107
支払利息	1,289	1,125
為替差損益(は益)	1,932	11,566
関係会社清算損益(は益)	330	-
売上債権の増減額(は増加)	2,178	566
たな卸資産の増減額(は増加)	2,339	1,939
仕入債務の増減額(は減少)	6,029	324
役員賞与支払額	60	-
その他	256	1,339
小計	3,705	7,212
利息及び配当金の受取額	240	115
利息の支払額	1,291	1,105
法人税等の支払額	1,091	234
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,563	5,987
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	2,747	2,105
有形固定資産の売却による収入	54	147
投資有価証券の取得による支出	7	107
投資有価証券の売却による収入	831	1,056
子会社株式の取得による支出	-	2,999
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	540
その他	3	113
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,865	3,356

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	4,169	2,480
長期借入れによる収入	10,345	7,224
長期借入金の返済による支出	13,115	12,013
社債の発行による収入	2,947	-
社債の償還による支出	3,075	-
自己株式の取得による支出	202	9
配当金の支払額	559	548
連結子会社の株式交換端数処理による支出	212	-
その他	37	35
財務活動によるキャッシュ・フロー	261	2,901
現金及び現金同等物に係る換算差額	331	393
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	371	123
現金及び現金同等物の期首残高	4,610	4,238
現金及び現金同等物の期末残高	4,238	4,362

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>すべての子会社を連結している。 連結子会社26社 JUKEN NEW ZEALAND LTD. 住建(上海)有限公司 株式会社中国住建 株式会社ジューケン特販 株式会社ウッドジョイ JUKEN SANGYO (PHILS.) CORP. 沃達王木業(上海)有限公司 沃達王國際有限公司 有限責任中間法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス I G C 株式会社 株式会社ベルテクノ 株式会社ベルキッチン 株式会社ベル染色 株式会社ベルキッチンインターナショナル 株式会社東海ベルテクノ 株式会社ベルテクノプラント工業 株式会社ソーキー 株式会社関東ベルテクノ技研 株式会社ベルテクノトランス 株式会社サンスタージャパン BELTECNO,INC. Canyon Creek Cabinet Company Sokee Corporation 上海百特諾厨衛設備有限公司 百特諾(上海)科貿有限公司 Beltecno Malaysia Sdn.Bhd</p> <p>なお、前連結会計年度において連結子会社であった SINGAPORE JUKEN SANGYO PTE.LTD.は、沃達王國際有限公司に業務を移管し、平成19年8月4日付けで清算したため、連結の範囲から除いている。</p> <p>上記のうち、(株)ベルキッチン、(株)ベル染色、(株)ベルキッチンインターナショナルについては、(株)ベルテクノの新設分割により当連結会計年度より連結の範囲に含めている。</p> <p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社なし。</p> <p>なお、前連結会計年度において持分法適用の関連会社であった湖南遠大鈴木住房設備有限公司及び(株)キッチンスタジオは、全株式を売却したため、連結の範囲から除いている。</p> <p>(2) 持分法を適用していない関連会社(株)ベルテクノ技研)は、連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>すべての子会社を連結している。 連結子会社20社 JUKEN NEW ZEALAND LTD. 住建(上海)有限公司 株式会社中国住建 株式会社ジューケン特販 株式会社ウッドジョイ JUKEN SANGYO (PHILS.) CORP. 沃達王木業(上海)有限公司 沃達王國際有限公司 有限責任中間法人ウッドワンセキュリティーズホールディングス I G C 株式会社 株式会社ベルキッチン 株式会社ベルキッチンインターナショナル 株式会社東海ベルキッチン (旧 株式会社東海ベルテクノ) 株式会社ソーキー 株式会社ベルキッチントランス (旧 株式会社ベルテクノトランス) BELTECNO,INC. Canyon Creek Cabinet Company Woodone US Inc. (旧 Sokee Corporation) 上海倍楽厨業有限公司 (旧 上海百特諾厨衛設備有限公司) Belkitchen Malaysia Sdn.Bhd. (旧 Beltecno Malaysia Sdn.Bhd.)</p> <p>なお、平成20年4月22日において、株式売却を行い、以下の会社を連結の範囲から除外している。</p> <p>株式会社ベルテクノ 株式会社ベル染色 株式会社ベルテクノプラント工業 株式会社関東ベルテクノ技研 株式会社サンスタージャパン 百特諾(上海)科貿有限公司</p> <p>また、株式会社ウッドジョイは、平成21年2月1日において株式会社ジューケン特販を吸収合併している。</p> <p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社なし。</p> <p>(2)</p>

<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうち、住建（上海）有限公司、沃達王木業（上海）有限公司、上海百特諾厨衛設備有限公司及び百特諾（上海）科貿有限公司の決算日は12月31日である。連結財務諸表の作成にあたっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致している。</p> <p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっている。 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法によっている。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっている。</p> <p>(ロ)デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 時価法</p> <p>(ハ)たな卸資産 (住宅建材事業) 製品・仕掛品・原材料（主要材料）は、主として移動平均法による低価法によっている。 原材料（補助材料）・貯蔵品は、最終仕入原価法による低価法によっている。</p> <p>(住宅設備機器事業) 製品・仕掛品・原材料は、総平均法による原価法によっている。 貯蔵品は、最終仕入原価法による原価法によっている。</p> <p>(プラント事業) 製品・仕掛品・原材料は、主として個別法による原価法によっている。 貯蔵品は、最終仕入原価法による原価法によっている。</p>	<p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうち、住建（上海）有限公司、沃達王木業（上海）有限公司及び上海倍楽厨業有限公司（旧上海百特諾厨衛設備有限公司）の決算日は12月31日である。連結財務諸表の作成にあたっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致している。</p> <p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p> <p>(ロ)デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 同左</p> <p>(ハ)たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産 評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっている。 (住宅建材事業) 商品・製品・仕掛品・原材料（主要材料）は、主として移動平均法によっている。 原材料（補助材料）・貯蔵品は、最終仕入原価法によっている。</p> <p>(住宅設備機器事業) 商品・製品・仕掛品・原材料は、総平均法によっている。 貯蔵品は、最終仕入原価法によっている。</p> <p>(会計方針の変更) 当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用している。これに伴い、税金等調整前当期純損失は、83百万円増加している。 なお、セグメント情報に与える影響はない。</p>

<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 有形固定資産については、主として定率法を採用している。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用している。なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法によっている。</p> <p>無形固定資産 定額法によっている。なお、耐用年数について当社及び国内連結子会社は、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっているが、海外連結子会社は所在地国の会計基準の規定に基づく方法によっている。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>(イ)貸倒引当金 諸債権の貸倒れに備えるものであって、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>(ロ)賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるものであって、次回支給見込額に基づき、当連結会計年度に属する要支給見込額の全額を計上している。 在外連結子会社には賞与の制度がないので、引当金の計上は行っていない。</p> <p>(ハ)役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上している。 なお、当連結会計年度においては計上していない。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用している。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>(イ)貸倒引当金 同左</p> <p>(ロ)賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるものであって、次回支給見込額に基づき、当連結会計年度に属する要支給見込額の全額を計上している。</p> <p>(ハ)役員賞与引当金 同左</p>

<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(二)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるものであって、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。なお、過去勤務債務は、その発生時に一括して費用処理している。また数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p> <p>(ホ)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上している。</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっている。 なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっている。 ヘッジ手段とヘッジ対象 通貨関連は為替予約等をヘッジ手段とし、外貨建取引をヘッジ対象としている。 また金利関連は、金利スワップ取引をヘッジ手段とし、借入金の支払金利をヘッジ対象としている。 ヘッジ方針 内部規定に基づき為替変動リスク及び金利リスクをヘッジすることを目的とし、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用する方針である。 ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する方法によっている。 なお、ヘッジ手段がヘッジ対象である予定取引の重要な条件と同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できる取引に関しては、ヘッジの有効性の判定を省略している。 特例処理による金利スワップについては、その要件を満たしていることの確認をもって有効性の判定に替えている。</p>	<p>(二)退職給付引当金 同左</p> <p>(ホ)役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>

<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>(イ)立木勘定の金額には、当該連結会計年度に発生した支払利息のうち立木の植林育成費用に対応する金額685百万円(8百万ニュージーランドドル)を含めている。</p> <p>(ロ)消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。</p> <p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっている。</p> <p>6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項 のれんの償却は、5年間の定額法により償却を行っている。</p> <p>7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっている。</p>	<p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>(イ)立木勘定の金額には、当該連結会計年度に発生した支払利息のうち立木の植林育成費用に対応する金額518百万円(9百万ニュージーランドドル)を含めている。</p> <p>(ロ)消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。</p> <p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 同左</p> <p>6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項</p> <p>7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>

【会計方針の変更】

<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表より早期適用が可能になったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用している。</p> <p>これにより、利益剰余金が1,786百万円減少し、営業利益が2百万円増加し、税金等調整前当期純損失は、1,938百万円増加している。</p> <p>(役員退職慰労引当金の会計処理)</p> <p>役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理していたが、当連結会計年度より、改正後の「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号)を適用している。この結果、従来の方法によった場合に比べて当連結会計年度の営業利益が44百万円減少し、経常損失が44百万円増加している。また、過年度相当額525百万円を特別損失に計上した結果、税金等調整前当期純損失は、570百万円増加している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p> <p>(有形固定資産の減価償却の方法)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号) 及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更している。</p> <p>これに伴い、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比べ、営業利益が21百万円減少し、経常損失及び税金等調整前当期純損失がそれぞれ21百万円増加している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している。この変更に伴う損益に与える影響はない。</p>

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(連結貸借対照表)</p> <p>1. 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記している。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ9,850百万円、6,117百万円、8,620百万円である。</p> <p>また、前連結会計年度まで、提出会社において連結子会社からの仕入品を「仕掛品」として表示していたが、事業の実態をよりの確に表示するため、たな卸資産の区分を見直し、当連結会計年度から「原材料及び貯蔵品」として表示している。なお、前連結会計年度末の「仕掛品」に含まれている残高は、2,032百万円である。</p> <p>2. 前連結会計年度において流動負債「その他」に含めて表示していた「為替予約」は、当連結会計年度において、負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたため区分掲記している。</p> <p>なお、前連結会計年度における「為替予約」は512百万円である。</p>

【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(有形固定資産の残存価額の会計処理)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっている。</p> <p>これに伴い、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比べ、営業利益が105百万円減少し、経常損失及び税金等調整前当期純損失がそれぞれ128百万円増加している。</p> <p>(退職給付制度間の移行等に関する会計処理)</p> <p>当社は、適格退職年金制度及び退職一時金制度の一部について、また一部の国内連結子会社は適格退職年金制度の全部について、平成19年4月1日より確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準委員会平成14年1月31日企業会計基準適用指針第1号)を適用した。</p> <p>本移行により、損益に与える影響額は特別利益269百万円である。</p>	<p>(有形固定資産の耐用年数の変更)</p> <p>当社の機械装置のうち木材木製品製造に係る機械については、従来、耐用年数を9、10年としていたが、当連結会計年度より8年に変更している。</p> <p>この変更は、平成20年度の法人税法改正を契機に耐用年数を見直したことによるものである。これにより、当連結会計年度の営業利益は114百万円減少し、経常利益は119百万円減少し、税金等調整前当期純損失は、118百万円増加している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)																																
<p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、68,052百万円である。</p> <p>(2) 関係会社に対するものは、次のとおりである。 投資有価証券(株式) 1百万円</p> <p>(3) 手形債権の流動化 一部の国内連結子会社において手形の流動化を行った。このため、受取手形は、1,730百万円減少し、資金化していない部分378百万円は、その他(流動資産)に計上している。</p> <p>(4) このうち次のとおり借入金の担保に供している。 イ 担保提供資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">813百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">233</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(投資その他の資産)</td> <td style="text-align: right;"></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,051</td> </tr> </table> <p>ロ 上記に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,107百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">65</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,172</td> </tr> </table> <p>(5) 財務制限条項 借入金のうち平成18年6月28日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約(平成20年3月31日現在借入金残高4,875百万円)において財務制限条項が付されており、各年度の決算期末日における当社の貸借対照表における固定比率を150%以下に維持する条項及び経常損益の2期連続損失とならないように維持する条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失する。</p>	建物及び構築物	813百万円	土地	233	その他	5	(投資その他の資産)		計	1,051	長期借入金	1,107百万円	短期借入金	65	計	1,172	<p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、57,944百万円である。</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4) このうち次のとおり借入金の担保に供している。 イ 担保提供資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">779百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">228</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(投資その他の資産)</td> <td style="text-align: right;"></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,013</td> </tr> </table> <p>ロ 上記に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,021百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">64</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,085</td> </tr> </table> <p>(5) 財務制限条項 借入金のうち平成18年6月28日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約(平成21年3月31日現在借入金残高3,375百万円)において財務制限条項が付されており、各年度の決算期末日における当社の貸借対照表における固定比率を150%以下に維持する条項及び経常損益の2期連続損失とならないように維持する条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない時は、期限の利益を喪失する。 なお、当社は平成21年3月期決算において、連結子会社の主に為替評価損失の影響による純資産の減少補填をデットエクイティスワップで増資したことにより、当該財務制限条項の一つである決算期末日における当社の貸借対照表における固定比率を150%以下に維持する条項に抵触した。しかし、エージェントである株式会社広島銀行を含め参加金融機関8行と期限の利益喪失の請求猶予に関する交渉の結果、上記の固定費比率150%以下に維持する条項の見直しとなり、平成21年3月期決算において期限の利益喪失請求をしないことの承諾を得た。</p>	建物及び構築物	779百万円	土地	228	その他	5	(投資その他の資産)		計	1,013	長期借入金	1,021百万円	短期借入金	64	計	1,085
建物及び構築物	813百万円																																
土地	233																																
その他	5																																
(投資その他の資産)																																	
計	1,051																																
長期借入金	1,107百万円																																
短期借入金	65																																
計	1,172																																
建物及び構築物	779百万円																																
土地	228																																
その他	5																																
(投資その他の資産)																																	
計	1,013																																
長期借入金	1,021百万円																																
短期借入金	64																																
計	1,085																																

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																										
<p>(1) 販売費及び一般管理費の主な科目と金額は、次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">運送費</td> <td style="text-align: right;">4,880百万円</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">2,109</td> </tr> <tr> <td>給料手当</td> <td style="text-align: right;">5,393</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">650</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">202</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td style="text-align: right;">1,992</td> </tr> </table>	運送費	4,880百万円	広告宣伝費	2,109	給料手当	5,393	賞与引当金繰入額	650	退職給付費用	202	賃借料	1,992	<p>(1) 販売費及び一般管理費の主な科目と金額は、次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">運送費</td> <td style="text-align: right;">4,582百万円</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">1,675</td> </tr> <tr> <td>給料手当</td> <td style="text-align: right;">4,818</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">369</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">88</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">216</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td style="text-align: right;">1,871</td> </tr> </table>	運送費	4,582百万円	広告宣伝費	1,675	給料手当	4,818	賞与引当金繰入額	369	役員退職慰労引当金繰入額	88	退職給付費用	216	賃借料	1,871
運送費	4,880百万円																										
広告宣伝費	2,109																										
給料手当	5,393																										
賞与引当金繰入額	650																										
退職給付費用	202																										
賃借料	1,992																										
運送費	4,582百万円																										
広告宣伝費	1,675																										
給料手当	4,818																										
賞与引当金繰入額	369																										
役員退職慰労引当金繰入額	88																										
退職給付費用	216																										
賃借料	1,871																										
<p>(2) 一般管理費に含まれる研究開発費は、386百万円である。</p>	<p>(2) 一般管理費に含まれる研究開発費は、349百万円である。</p>																										
<p>(3) 固定資産売却益の内容は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>その他(工具器具備品)</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2</td> </tr> </table>	建物及び構築物	0百万円	機械装置及び運搬具	2	その他(工具器具備品)	0	計	2	<p>(3) 固定資産売却益の内容は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">5</td> </tr> <tr> <td>その他(工具、器具及び備品)</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">14</td> </tr> </table>	建物及び構築物	4百万円	機械装置及び運搬具	4	土地	5	その他(工具、器具及び備品)	0	計	14								
建物及び構築物	0百万円																										
機械装置及び運搬具	2																										
その他(工具器具備品)	0																										
計	2																										
建物及び構築物	4百万円																										
機械装置及び運搬具	4																										
土地	5																										
その他(工具、器具及び備品)	0																										
計	14																										
<p>(4) 固定資産売却損の内容は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">20</td> </tr> <tr> <td>その他(工具器具備品)</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産 (ソフトウェア、電話加入権)</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">24</td> </tr> </table>	建物及び構築物	2百万円	機械装置及び運搬具	20	その他(工具器具備品)	1	無形固定資産 (ソフトウェア、電話加入権)	0	計	24	<p>(4) 固定資産売却損の内容は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">29</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">7</td> </tr> <tr> <td>建設仮勘定</td> <td style="text-align: right;">38</td> </tr> <tr> <td>その他(工具、器具及び備品)</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">75</td> </tr> </table>	建物及び構築物	0百万円	機械装置及び運搬具	29	土地	7	建設仮勘定	38	その他(工具、器具及び備品)	0	計	75				
建物及び構築物	2百万円																										
機械装置及び運搬具	20																										
その他(工具器具備品)	1																										
無形固定資産 (ソフトウェア、電話加入権)	0																										
計	24																										
建物及び構築物	0百万円																										
機械装置及び運搬具	29																										
土地	7																										
建設仮勘定	38																										
その他(工具、器具及び備品)	0																										
計	75																										
<p>(5) 固定資産除却損の内容は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">15百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">12</td> </tr> <tr> <td>その他(工具器具備品)</td> <td style="text-align: right;">9</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">37</td> </tr> </table>	建物及び構築物	15百万円	機械装置及び運搬具	12	その他(工具器具備品)	9	計	37	<p>(5) 固定資産除却損の内容は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">18百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">26</td> </tr> <tr> <td>建設仮勘定</td> <td style="text-align: right;">19</td> </tr> <tr> <td>その他(工具、器具及び備品)</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">71</td> </tr> </table>	建物及び構築物	18百万円	機械装置及び運搬具	26	建設仮勘定	19	その他(工具、器具及び備品)	6	計	71								
建物及び構築物	15百万円																										
機械装置及び運搬具	12																										
その他(工具器具備品)	9																										
計	37																										
建物及び構築物	18百万円																										
機械装置及び運搬具	26																										
建設仮勘定	19																										
その他(工具、器具及び備品)	6																										
計	71																										
<p>(6)</p>	<p>(6) 為替差損 JUKEN NEW ZEALAND LTD.の外貨借入金の期末換算等から生じた為替差損や未決済為替予約から生じた為替差損は、著しい相場変動により発生したため特別損失として計上している。</p>																										

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)				当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)									
(7) 減損損失 当社グループは、以下の固定資産について減損損失を計上した。				(7) 減損損失 当社グループは、以下の固定資産について減損損失を計上した。									
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)						
大阪府 守口市 他	管理業務	無形固定資産 その他 (借地権)	9	本社 広島県 廿日市市	生産設備他	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他、美術品	61						
愛知県 一宮市 他	遊休資産	土地	5	愛知県 豊橋市	生産設備	機械装置及び運搬具	3						
計			14	愛知県 蒲郡市	生産設備	機械装置及び運搬具	1						
				計			67						
<p>当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基本として資産をグルーピングしている。使用見込みのない遊休資産は個別にグルーピングしている。この遊休資産に関しては、原則として回収可能価額は正味売却価額を使用し、固定資産税評価額等により算定した評価額に基づき帳簿価額を回収可能価額まで減額している。</p>				<p>当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基本として資産をグルーピングしている。使用見込みのない遊休資産、美術品は個別にグルーピングしている。この遊休資産に関して回収可能価額は、原則として取得価額の5%を正味売却価額として、帳簿価額を正味売却価額まで減額している。美術品については、美術専門家等の第三者より入手した価格に基づき算定した価格を回収可能価額とし、そのうち帳簿価額に対して著しい下落をしている美術品について回収可能価額まで減額している。</p>									
(8)				(8) その他の特別損失の主な内訳									
				<table border="0"> <tr> <td>たな卸資産評価損</td> <td>83百万円</td> </tr> <tr> <td>契約電力ヘッジ損</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>準不燃材補修対応費用</td> <td>28</td> </tr> </table>				たな卸資産評価損	83百万円	契約電力ヘッジ損	52	準不燃材補修対応費用	28
たな卸資産評価損	83百万円												
契約電力ヘッジ損	52												
準不燃材補修対応費用	28												
(9)				(9) 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額									
				<table border="0"> <tr> <td>売上原価</td> <td>96百万円</td> </tr> <tr> <td>その他(特別損失)</td> <td>83</td> </tr> </table>				売上原価	96百万円	その他(特別損失)	83		
売上原価	96百万円												
その他(特別損失)	83												

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	49,209	-	-	49,209

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	2,188	318	-	2,507

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりである。

自己株の買付けによる増加 300千株
単元未満株式の買取りによる増加 18千株

3 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第一回SPC方式信託型セキュリティプラン型新株予約権	普通株式	100,000	-	-	100,000	-
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	113
合計			100,000	-	-	100,000	113

(注) 1 第一回SPC方式信託型セキュリティプラン型新株予約権は、特定大量保有者による提出会社に対する濫用的な買収等によって提出会社の企業価値を毀損することを未然に防止し、提出会社に対する買収等の提案がなされた場合に、提出会社の企業価値の最大化を達成するために必要かつ合理的な企業価値防衛策を用いることを目的として発行している。現時点では特定大量保有者による提出会社に対する買収等の提案がなされていないため、当該新株予約権の権利行使期間初日は到来していない。

2 スtock・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していない。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	282	6.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年11月9日 取締役会	普通株式	282	6.00	平成19年9月30日	平成19年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	280	6.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	49,209	-	-	49,209

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	2,507	20	-	2,528

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりである。

単元未満株式の買取りによる増加 20千株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第一回SPC方式信託型セキュリティプラン型新株予約権	普通株式	100,000	-	100,000	-	-
	第二回信託型新株予約権	普通株式	-	110,000	-	110,000	-
	平成18年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	117
	平成19年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	43
合計			100,000	110,000	100,000	110,000	160

(注) 1 第二回信託型新株予約権は、特定大量保有者による提出会社に対する濫用的な買収等によって提出会社の企業価値を毀損することを未然に防止し、提出会社に対する買収等の提案がなされた場合に、提出会社の企業価値の最大化を達成するために必要かつ合理的な企業価値防衛策を用いることを目的として発行している。現時点では特定大量保有者による提出会社に対する買収等の提案がなされていないため、当該新株予約権の権利行使期間初日は到来していない。

2 平成19年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していない。

3 第一回SPC方式信託型セキュリティプラン型新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の消却によるものである。

4 第二回信託型新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものである。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	280	6.0	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年11月7日 取締役会	普通株式	280	6.0	平成20年9月30日	平成20年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	210	4.5	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																										
<p>(1) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">4,502百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">263</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,238</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	4,502百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	263	現金及び現金同等物	4,238	<p>(1) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">4,362百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,362</td> </tr> </table> <p>(2) 株式会社ベルテクノ及び株式会社ベル染色の株式売却により連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳</p> <p style="padding-left: 20px;">株式会社ベルテクノ及び株式会社ベル染色の株式売却価額と売却による収入は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">9,480百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">2,787</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">5,679</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">4,472</td> </tr> <tr> <td>株式売却損</td> <td style="text-align: right;">1,235</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">株式会社ベルテクノ及び株式会社ベル染色の売却額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">880</td> </tr> <tr> <td>株式会社ベルテクノ及び株式会社ベル染色の現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">339</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引：売却による収入</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">540</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	4,362百万円	現金及び現金同等物	4,362	流動資産	9,480百万円	固定資産	2,787	流動負債	5,679	固定負債	4,472	株式売却損	1,235	株式会社ベルテクノ及び株式会社ベル染色の売却額	880	株式会社ベルテクノ及び株式会社ベル染色の現金及び現金同等物	339	差引：売却による収入	540
現金及び預金勘定	4,502百万円																										
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	263																										
現金及び現金同等物	4,238																										
現金及び預金勘定	4,362百万円																										
現金及び現金同等物	4,362																										
流動資産	9,480百万円																										
固定資産	2,787																										
流動負債	5,679																										
固定負債	4,472																										
株式売却損	1,235																										
株式会社ベルテクノ及び株式会社ベル染色の売却額	880																										
株式会社ベルテクノ及び株式会社ベル染色の現金及び現金同等物	339																										
差引：売却による収入	540																										

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)					当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)				
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額					1 ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア)有形固定資産 住宅建材事業におけるその他(工具、器具及び備品)である。 (イ)無形固定資産 住宅建材事業におけるその他(ソフトウェア)である。 リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計処理基準に関する事項(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりである。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりである。 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
機械装置及び運搬具	250	98	131	19	機械装置及び運搬具	137	26	102	8
その他(工具器具備品他)	1,364	660	106	597	その他(工具、器具及び備品他)	1,197	833	-	363
合計	1,614	759	238	616	合計	1,334	859	102	372
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(2)未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内 285百万円 1年超 429百万円 合計 715百万円 リース資産減損勘定期末残高 98百万円</p> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 支払リース料 308百万円 リース資産減損勘定の取崩額 54百万円 減価償却費相当額 254百万円</p> <p>(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。</p>					<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(2)未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内 250百万円 1年超 158百万円 合計 408百万円 リース資産減損勘定期末残高 35百万円</p> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 支払リース料 257百万円 リース資産減損勘定の取崩額 28百万円 減価償却費相当額 228百万円</p> <p>(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。</p>				
2 オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料 1年内 110百万円 1年超 172百万円 合計 282百万円					2 オペレーティング・リース取引(借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 87百万円 1年超 144百万円 合計 231百万円				

(有価証券関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(1) その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日)

	種類	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	264	444	180
	その他	-	-	-
	小計	264	444	180
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,476	1,091	384
	その他	-	-	-
	小計	1,476	1,091	384
合計		1,740	1,536	204

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額である。

なお、当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損626百万円を計上している。

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

売却額(百万円)	売却益の合計(百万円)	売却損の合計(百万円)
831	140	294

(3) 時価評価されていない主な有価証券(平成20年3月31日)

内容	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	129
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	44

(注) 非上場株式の連結貸借対照表計上額は当連結会計年度において、投資有価証券評価損として減損処理(11百万円)を行ったため、減損処理後の計上額となっている。

なお、当該株式の減損にあたっては、直近の財務諸表における1株当たり純資産が1株当たり取得原価に比べ50%以上下落した場合には、出資後の経過年数等を勘案し、また当該会社の財政状態の回復可能性等を考慮の上、減損処理を行っている。

当連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

(1) その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日）

	種類	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	143	218	74
	その他	-	-	-
	小計	143	218	74
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,418	981	437
	その他	-	-	-
	小計	1,418	981	437
合計		1,562	1,199	362

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額である。

なお、当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損23百万円を計上している。

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

売却額（百万円）	売却益の合計（百万円）	売却損の合計（百万円）
451	2	151

(3) 時価評価されていない主な有価証券（平成21年3月31日）

内容	連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	113
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	30

(注) 非上場株式の連結貸借対照表計上額は当連結会計年度において、投資有価証券評価損として減損処理（11百万円）を行ったため、減損処理後の計上額となっている。

なお、当該株式の減損にあたっては、直近の財務諸表における1株当たり純資産が1株当たり取得原価に比べ50%以上下落した場合には、出資後の経過年数等を勘案し、また当該会社の財政状態の回復可能性等を考慮の上、減損処理を行っている。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1 取引の状況に関する事項(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

取引の内容及び利用目的等

当社グループは、通常の営業過程における輸出入取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するため、為替予約取引等を行っている。また、長期借入金に係わる将来の金利変動リスクを軽減するため、一部借入金に対し、金利スワップ取引を行っている。

なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っている。

(1) ヘッジ手段とヘッジ対象

通貨関連は為替予約等をヘッジ手段とし、外貨建取引をヘッジ対象としている。また、長期借入金に係わる将来の金利変動リスクを軽減するため、一部借入金に対し、金利スワップ取引を行っている。

なお金利関連は、金利スワップ取引をヘッジ手段とし、借入金の支払金利をヘッジ対象としている。

(2) ヘッジ方針

内部規定に基づき為替変動リスク及び金利リスクをヘッジすることを目的とし、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用する方針である。

(3) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する方法によっている。

なお、ヘッジ手段がヘッジ対象である予定取引の重要な条件と同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できる取引に関しては、ヘッジの有効性の判定を省略している。

特例処理による金利スワップについては、その要件を満たしていることの確認をもって有効性の判定に替えている。

取引に対する取組方針

通貨関連のデリバティブ取引については、主として、外貨建の売上及び仕入をヘッジするためのものであるため、外貨建売掛金及び買掛金の範囲内で行うこととし、投機目的のためデリバティブ取引は行わない方針である。

金利関連のデリバティブ取引については、現在、変動金利を固定金利に変換する目的で金利スワップ取引を利用しているのみであり、投機目的のためデリバティブ取引は行わない方針である。

取引に係るリスクの内容

為替予約取引等には、為替相場の変動によるリスク、金利スワップ取引においては、市場金利によるリスクをそれぞれ有している。

また、当社グループのデリバティブ取引の契約先は国内の格付信用の高い金融機関であり、契約不履行によるリスクは極めて少ないものと判断している。

取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の実行及び管理は、「社内管理規定」に従い、経理部が実行及び管理を行っている。為替予約等の締結、金利スワップ契約の締結等は取締役会に報告し、事前承認を受けることになっており、取引後のデリバティブ取引の内容については取締役会に報告することになっている。

2 取引の時価等に関する事項(平成20年3月31日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

通貨関連

種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
為替予約取引等				
買建				
USD買・日本円売	2,641	2,463	415	415
売建				
日本円売・NZD買	17,069	14,366	2,003	2,003
合計	19,710	16,830	2,418	2,418

(注) 1 時価の算定方法

期末の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定している。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、除いている。

当連結会計年度

1 取引の状況に関する事項（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

取引の内容及び利用目的等

当社グループは、通常の営業過程における輸出入取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するため、為替予約取引等を行っている。また、長期借入金に係わる将来の金利変動リスクを軽減するため、一部借入金に対し、金利スワップ取引を行っている。

なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っている。

(1) ヘッジ手段とヘッジ対象

通貨関連は為替予約等をヘッジ手段とし、外貨建取引をヘッジ対象としている。また、長期借入金に係わる将来の金利変動リスクを軽減するため、一部借入金に対し、金利スワップ取引を行っている。

なお金利関連は、金利スワップ取引をヘッジ手段とし、借入金の支払金利をヘッジ対象としている。

(2) ヘッジ方針

内部規定に基づき為替変動リスク及び金利リスクをヘッジすることを目的とし、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用する方針である。

(3) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較する方法によっている。

なお、ヘッジ手段がヘッジ対象である予定取引の重要な条件と同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できる取引に関しては、ヘッジの有効性の判定を省略している。

特例処理による金利スワップについては、その要件を満たしていることの確認をもって有効性の判定に替えている。

取引に対する取組方針

通貨関連のデリバティブ取引については、主として、外貨建の売上及び仕入をヘッジするためのものであるため、外貨建売掛金及び買掛金の範囲内で行うこととし、投機目的のためデリバティブ取引は行わない方針である。

金利関連のデリバティブ取引については、現在、変動金利を固定金利に変換する目的で金利スワップ取引を利用しているのみであり、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針である。

取引に係るリスクの内容

為替予約取引等には、為替相場の変動によるリスク、金利スワップ取引においては、市場金利によるリスクをそれぞれ有している。

また、当社グループのデリバティブ取引の契約先は国内の格付信用の高い金融機関であり、契約不履行によるリスクは極めて少ないものと判断している。

取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の実行及び管理は、「社内管理規定」に従い、経理部が実行及び管理を行っている。為替予約等の締結、金利スワップ契約の締結等は取締役会に報告し、事前承認を受けることになっており、取引後のデリバティブ取引の内容については取締役会に報告することになっている。

2 取引の時価等に関する事項（平成21年3月31日）

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

通貨関連

種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
為替予約取引等				
買建				
USD買・日本円売	6,572	6,102	1,501	1,501
売建				
日本円売・NZD買	8,500	6,991	4,647	4,647
合計	15,072	13,093	6,149	6,149

(注) 1 時価の算定方法

期末の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定している。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、除いている。

(退職給付関係)

前連結会計年度

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、適格退職金制度及び退職一時金制度の一部について、また一部の国内子会社は適格退職金制度の全部について、平成19年4月より、確定拠出年金制度に移行した。一部の在外子会社は、現地国の法律に基づく確定給付型制度がある。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合がある。

2 退職給付債務に関する事項(平成20年3月31日)

	前連結会計年度
イ 退職給付債務	1,121百万円
ロ 年金資産(退職給付信託を含む)	529
ハ 未積立退職給付債務(イ+ロ)	591
ニ 未認識数理計算上の差異	326
ホ 退職給付引当金(ハ+ニ)	265

(注) 一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用している。

3 退職給付費用に関する事項(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

	前連結会計年度
イ 勤務費用	86百万円
ロ 利息費用	2
ハ 期待運用収益	-
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	6
ホ 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ)	95
ヘ 確定拠出年金制度移行に伴う損益	269
ト 確定拠出年金制度への掛金拠出額	219
計(ホ+ヘ+ト)	44

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、勤務費用に計上している。

4 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ 割引率	2%(但し、在外子会社においては8.63%)
ハ 期待運用収益率	0%
ニ 過去勤務債務の処理年数	当期一括処理
ホ 数理計算上の差異の処理年数	5年(但し、一部国内子会社においては8年) (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数による定額法によりそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理することとしている。)

当連結会計年度

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、適格退職金制度及び退職一時金制度の一部について、また一部の国内子会社は適格退職金制度の全部について、平成19年4月より、確定拠出年金制度に移行した。一部の在外子会社は、現地国の法律に基づく確定給付型制度がある。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合がある。

2 退職給付債務に関する事項(平成21年3月31日)

	当連結会計年度
イ 退職給付債務	1,230百万円
ロ 年金資産(退職給付信託を含む)	399
ハ 未積立退職給付債務(イ+ロ)	830
ニ 未認識数理計算上の差異	429
ホ 退職給付引当金(ハ+ニ)	401

(注) 一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用している。

3 退職給付費用に関する事項(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

	当連結会計年度
イ 勤務費用	92百万円

	当連結会計年度
ロ 利息費用	22
ハ 期待運用収益	-
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	65
ホ 退職給付費用（イ + ロ + ハ + ニ）	180
ヘ 確定拠出年金制度移行に伴う損益	-
ト 確定拠出年金制度への掛金拠出額	138
計（ホ + ヘ + ト）	318

（注）簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、勤務費用に計上している。

4 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ 割引率	2%（但し、在外子会社においては15.12%）
ハ 期待運用収益率	0%
ニ 過去勤務債務の処理年数	当期一括処理
ホ 数理計算上の差異の処理年数	5年
	（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数による定額法によりそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしている。）

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

- 1 スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費の株式報酬費用 69百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成13年ストック・オプション	平成14年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役10名、当社執行役員4名	当社取締役10名、当社執行役員4名
株式の種類別ストック・オプションの数(注)	普通株式 202,000株	普通株式 99,000株
付与日	平成13年12月10日	平成14年11月19日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること、ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではない。	権利確定日現在、在籍していること、ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではない。
対象勤務期間	平成13年12月10日から 平成15年6月30日まで	平成14年11月19日から 平成16年6月30日まで
権利行使期間	平成15年7月1日から 平成21年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができる。	平成16年7月1日から 平成23年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができる。

	平成15年ストック・オプション	平成16年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役8名、当社執行役員4名	当社取締役8名、当社執行役員5名
株式の種類別ストック・オプションの数(注)	普通株式 182,000株	普通株式 185,000株
付与日	平成15年9月30日	平成16年6月29日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること、ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではない。	権利確定日現在、在籍していること、ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではない。
対象勤務期間	平成15年9月30日から 平成17年6月30日まで	平成16年6月29日から 平成18年6月30日まで
権利行使期間	平成17年7月1日から 平成24年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができる。	平成18年7月1日から 平成25年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができる。

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役9名、 当社執行役員5名	当社取締役9名、 当社執行役員5名	当社取締役9名、 当社執行役員7名
株式の種類別ストック・オプションの数(注)	普通株式 500,000株	普通株式 500,000株	普通株式 395,000株
付与日	平成17年7月1日	平成18年7月31日	平成19年12月27日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること、ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではない。	権利確定日現在、在籍していること、ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではない。	権利確定日現在、在籍していること、ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではない。
対象勤務期間	平成17年7月1日から 平成19年6月30日まで	平成18年7月31日から 平成20年6月30日まで	平成19年12月27日から 平成21年12月27日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から 平成26年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができる。	平成20年7月1日から 平成27年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができる。	平成21年12月28日から 平成28年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができる。

(注) 株式数に換算して記載している。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載している。

ストック・オプションの数

	平成13年ストック・オプション	平成14年ストック・オプション	平成15年ストック・オプション
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	-	-	-
付与(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	202,000	82,000	173,000
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	202,000	82,000	173,000

	平成16年ストック・オプション	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション
権利確定前				
前連結会計年度末(株)	-	500,000	500,000	-
付与(株)	-	-	-	395,000
失効(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	500,000	-	-
未確定残(株)	-	-	500,000	395,000
権利確定後				
前連結会計年度末(株)	185,000	500,000	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	185,000	500,000	-	-

単価情報

	平成13年ストック・オプション	平成14年ストック・オプション	平成15年ストック・オプション
権利行使価格(円)	918	740	910
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

	平成16年ストック・オプション	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション
権利行使価格(円)	1,020	855	843	633
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	234	164

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成19年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法

は以下のとおりである。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
主な基礎数値及び見積方法

	平成19年ストック・オプション
株価変動性(注)1	33.751%/年
予想残存期間(注)2	5.3年
予想配当(注)3	12円
無リスク利率(注)4	1.083%/年

(注)1 5.3年(平成14年8月から平成19年11月)の株価実績に基づき算出している。

2 合理的に見積もることが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっている。

3 平成19年3月期末配当及び平成19年9月中間配当実績によっている。

4 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りである。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、失効数の見積りは行っていない。

当連結会計年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

1 ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の株式報酬費用47百万円

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成13年ストック・オプション	平成14年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役10名、当社執行役員4名	当社取締役10名、当社執行役員4名
株式の種類別ストック・オプションの数（注）	普通株式 202,000株	普通株式 99,000株
付与日	平成13年12月10日	平成14年11月19日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではない。	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではない。
対象勤務期間	平成13年12月10日から 平成15年6月30日まで	平成14年11月19日から 平成16年6月30日まで
権利行使期間	平成15年7月1日から 平成21年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができる。	平成16年7月1日から 平成23年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができる。

	平成15年ストック・オプション	平成16年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役8名、当社執行役員4名	当社取締役8名、当社執行役員5名
株式の種類別ストック・オプションの数（注）	普通株式 182,000株	普通株式 185,000株
付与日	平成15年9月30日	平成16年6月29日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではない。	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではない。
対象勤務期間	平成15年9月30日から 平成17年6月30日まで	平成16年6月29日から 平成18年6月30日まで
権利行使期間	平成17年7月1日から 平成24年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができる。	平成18年7月1日から 平成25年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができる。

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役9名、 当社執行役員5名	当社取締役9名、 当社執行役員5名	当社取締役9名、 当社執行役員7名
株式の種類別ストック・オプションの数（注）	普通株式 500,000株	普通株式 500,000株	普通株式 395,000株
付与日	平成17年7月1日	平成18年7月31日	平成19年12月27日
権利確定条件	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではない。	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではない。	権利確定日現在、在籍していること。ただし、取締役会の承認がある場合はこの限りではない。
対象勤務期間	平成17年7月1日から 平成19年6月30日まで	平成18年7月31日から 平成20年6月30日まで	平成19年12月27日から 平成21年12月27日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から 平成26年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができる。	平成20年7月1日から 平成27年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができる。	平成21年12月28日から 平成28年6月30日まで ただし、権利確定後退職した場合は、取締役会の承認をもって引続き権利行使することができる。

（注）株式数に換算して記載している。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載している。

ストック・オプションの数

	平成13年ストック・オプション	平成14年ストック・オプション	平成15年ストック・オプション
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	-	-	-
付与(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	202,000	82,000	173,000
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-
失効(株)	50,000	25,000	50,000
未行使残(株)	152,000	57,000	123,000

	平成16年ストック・オプション	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション
権利確定前				
前連結会計年度末(株)	-	-	500,000	395,000
付与(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	500,000	-
未確定残(株)	-	-	-	395,000
権利確定後				
前連結会計年度末(株)	185,000	500,000	500,000	-
権利確定(株)	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-
失効(株)	50,000	42,000	-	-
未行使残(株)	135,000	458,000	500,000	-

単価情報

	平成13年ストック・オプション	平成14年ストック・オプション	平成15年ストック・オプション
権利行使価格(円)	918	740	910
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

	平成16年ストック・オプション	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション
権利行使価格(円)	1,020	855	843	633
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	234	164

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションはない。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、失効数の見積りは行っていない。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)																																																																								
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">431百万円</td></tr> <tr><td>長期未払退職金</td><td style="text-align: right;">287</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">15</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">240</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">233</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">361</td></tr> <tr><td>未実現利益</td><td style="text-align: right;">310</td></tr> <tr><td>繰越欠損</td><td style="text-align: right;">4,469</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">1,071</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">7,420</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">2,181</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,238</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>固定資産</td><td style="text-align: right;">6,323</td></tr> <tr><td>圧縮記帳積立金</td><td style="text-align: right;">95</td></tr> <tr><td>退職給付信託設定益</td><td style="text-align: right;">209</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">477</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">7,105</td></tr> <tr><td>繰延税金負債の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,866</td></tr> </table>	退職給付引当金	431百万円	長期未払退職金	287	未払事業税	15	賞与引当金	240	役員退職慰労引当金	233	減価償却費	361	未実現利益	310	繰越欠損	4,469	その他	1,071	繰延税金資産小計	7,420	評価性引当金	2,181	繰延税金資産合計	5,238	固定資産	6,323	圧縮記帳積立金	95	退職給付信託設定益	209	その他	477	繰延税金負債合計	7,105	繰延税金負債の純額	1,866	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">484百万円</td></tr> <tr><td>長期未払退職金</td><td style="text-align: right;">224</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">15</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">195</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">190</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">279</td></tr> <tr><td>未実現利益</td><td style="text-align: right;">23</td></tr> <tr><td>繰越欠損</td><td style="text-align: right;">7,341</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">3,032</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">11,787</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">1,415</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">10,371</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>固定資産</td><td style="text-align: right;">4,689</td></tr> <tr><td>圧縮記帳積立金</td><td style="text-align: right;">95</td></tr> <tr><td>退職給付信託設定益</td><td style="text-align: right;">206</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">344</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,334</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,037</td></tr> </table>	退職給付引当金	484百万円	長期未払退職金	224	未払事業税	15	賞与引当金	195	役員退職慰労引当金	190	減価償却費	279	未実現利益	23	繰越欠損	7,341	その他	3,032	繰延税金資産小計	11,787	評価性引当金	1,415	繰延税金資産合計	10,371	固定資産	4,689	圧縮記帳積立金	95	退職給付信託設定益	206	その他	344	繰延税金負債合計	5,334	繰延税金資産の純額	5,037
退職給付引当金	431百万円																																																																								
長期未払退職金	287																																																																								
未払事業税	15																																																																								
賞与引当金	240																																																																								
役員退職慰労引当金	233																																																																								
減価償却費	361																																																																								
未実現利益	310																																																																								
繰越欠損	4,469																																																																								
その他	1,071																																																																								
繰延税金資産小計	7,420																																																																								
評価性引当金	2,181																																																																								
繰延税金資産合計	5,238																																																																								
固定資産	6,323																																																																								
圧縮記帳積立金	95																																																																								
退職給付信託設定益	209																																																																								
その他	477																																																																								
繰延税金負債合計	7,105																																																																								
繰延税金負債の純額	1,866																																																																								
退職給付引当金	484百万円																																																																								
長期未払退職金	224																																																																								
未払事業税	15																																																																								
賞与引当金	195																																																																								
役員退職慰労引当金	190																																																																								
減価償却費	279																																																																								
未実現利益	23																																																																								
繰越欠損	7,341																																																																								
その他	3,032																																																																								
繰延税金資産小計	11,787																																																																								
評価性引当金	1,415																																																																								
繰延税金資産合計	10,371																																																																								
固定資産	4,689																																																																								
圧縮記帳積立金	95																																																																								
退職給付信託設定益	206																																																																								
その他	344																																																																								
繰延税金負債合計	5,334																																																																								
繰延税金資産の純額	5,037																																																																								
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税金等調整前当期純損失を計上したため、記載していない。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税金等調整前当期純損失を計上したため、記載していない。</p>																																																																								

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略している。

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略している。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

	住宅建材事業 (百万円)	住宅設備機器事業 (百万円)	プラント事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	67,440	17,221	7,189	91,851	-	91,851
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	14	14	-	28	(28)	-
計	67,455	17,235	7,189	91,880	(28)	91,851
営業費用	66,128	17,444	6,606	90,179	414	90,594
営業利益又は営業損失 ()	1,326	208	582	1,701	(443)	1,257
資産、減価償却費及び資本的 支出						
資産	119,176	16,423	6,784	142,384	(10,367)	132,016
減価償却費	4,483	278	53	4,814	449	5,263
資本的支出	2,477	291	27	2,795	-	2,795

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっている。

2 各事業の主要な製商品

- (1) 住宅建材事業 造作材、床材、内装材、構造材
- (2) 住宅設備機器事業 厨房機器、洗面機器、浴槽機器
- (3) プラント事業 給排水衛生機器、染色整理機械

3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、449百万円であり、その主なものは、ベルテクノ株式取得に関わるのれん償却費である。

4 会計方針の変更

「会計処理の変更」に記載のとおり、役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理していたが、当連結会計年度から、改正後の「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号)を適用している。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて当連結会計年度における営業費用は、「住宅建材事業」が32百万円増加、「住宅設備機器事業」が10百万円増加、「プラント事業」が1百万円増加し「住宅建材事業」及び「プラント事業」の営業利益が同額減少し、「住宅設備機器事業」の営業損失が同額増加している。

「会計処理の変更」に記載のとおり、当連結会計年度から、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正(「所得税法等の一部を改正する法律平成19年3月30日法律第6号」及び「法人税法施行令の一部を改正する政令平成19年3月30日政令第83号」)に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更している。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて当連結会計年度における営業費用は、「住宅建材事業」が16百万円増加、「住宅設備機器事業」「プラント事業」の増加は軽微であり、「住宅建材事業」及び「プラント事業」の営業利益が同額減少し、「住宅設備機器事業」の営業損失が同額増加している。

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	住宅建材事業 (百万円)	住宅設備機器 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	61,900	12,816	74,717	-	74,717
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	94	-	94	(94)	-
計	61,995	12,816	74,812	(94)	74,717
営業費用	60,234	13,269	73,503	(94)	73,408
営業利益又は営業損失()	1,760	452	1,308	-	1,308
資産、減価償却費及び資本的支 出					
資産	106,145	15,494	121,639	(14,667)	106,971
減価償却費	3,673	354	4,028	-	4,028
資本的支出	2,152	137	2,290	-	2,290

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっている。

2 各事業の主要な製商品

(1) 住宅建材事業 造作材、床材、内装材、構造材

(2) 住宅設備機器事業 厨房機器、洗面機器、浴槽機器

3 事業区分の変更

プラント事業を含む株式会社ベルテクノ及び株式会社ベル染色の株式を平成20年4月22日に売却したことにより、当連結会計年度より事業の種類別セグメントから当該事業を除外している。

4 追加情報

(有形固定資産の耐用年数の変更)

「追加情報」に記載のとおり、当社の機械装置のうち木材木製品製造に係る機械については、従来、耐用年数を9、10年としていたが、当連結会計年度より8年に変更している。

この変更は、平成20年度の法人税法改正を契機に耐用年数を見直したことによるものである。これにより、当連結会計年度の営業利益は住宅建材事業で114百万円減少している。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	ニュージ ランド (百万円)	中華人民共 和国 (百万円)	その他の地 域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益								
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	77,465	8,826	5,454	87	18	91,851	-	91,851
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	33	-	11,006	5,074	4,251	20,365	(20,365)	-
計	77,498	8,826	16,461	5,162	4,269	112,217	(20,365)	91,851
営業費用	77,602	8,141	16,290	5,164	4,314	111,513	(20,918)	90,594
営業利益又は営業損失()	104	684	170	1	44	704	553	1,257
資産	90,999	4,567	45,616	13,105	2,846	157,135	(25,118)	132,016

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 本邦以外の区分に属する国または地域、

その他の地域.....フィリピン共和国、マレーシア

3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、449百万円であり、その主なものは、ベルテクノ株式取得に関わるのれん償却費である。

4 会計方針の変更

「会計処理の変更」に記載のとおり、役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理していたが、当連結会計年度から、改正後の「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号）を適用している。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて当連結会計年度における営業費用は、「日本」が、44百万円増加し営業損失が同額増加している。

「会計処理の変更」に記載のとおり、当連結会計年度から、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したのものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更している。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて当連結会計年度における営業費用は、「日本」が21百万円増加し、営業損失が同額増加している。

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	ニュージ ランド (百万円)	中華人民共 和国 (百万円)	その他の地 域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益								
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	64,786	5,846	3,960	89	34	74,717	-	74,717
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	17	-	8,439	6,197	4,405	19,059	(19,059)	-
計	64,804	5,846	12,399	6,286	4,439	93,777	(19,059)	74,717
営業費用	64,796	5,611	11,863	6,250	4,190	92,712	(19,303)	73,408
営業利益	8	235	535	36	249	1,065	243	1,308
資産	80,250	4,082	38,441	12,934	3,511	139,222	(32,250)	106,971

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 本邦以外の区分に属する国または地域、

その他の地域.....フィリピン共和国、マレーシア

3 追加情報

（有形固定資産の耐用年数の変更）

「追加情報」に記載のとおり、当社の機械装置のうち木材木製品製造に係る機械については、従来、耐用年数を9、10年としていたが、当連結会計年度より8年に変更している。

この変更は、平成20年度の法人税法改正を契機に耐用年数を見直したことによるものである。これにより当連結会計年度の営業利益は、「日本」で114百万円減少している。

【海外売上高】

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	米国(百万円)	その他(百万円)	計(百万円)
海外売上高	8,826	5,350	14,176
連結売上高	-	-	91,851
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	9.6	5.8	15.4

- (注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっている。
 2 本邦以外の区分に属する主な国または地域
 その他の地域.....ニュージーランド、中華人民共和国
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	米国(百万円)	その他(百万円)	計(百万円)
海外売上高	5,846	3,982	9,829
連結売上高	-	-	74,717
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	7.8	5.3	13.2

- (注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっている。
 2 本邦以外の区分に属する主な国または地域
 その他の地域.....ニュージーランド、中華人民共和国
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

役員及び個人主要株主等

属性	名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及び それらの 近親者が 議決権の 過半数を 所有して いる会社	中本造林 株式会社	広島県 廿日市市	45	製材業及び 外壁材の製 造	当社代表取 締役中本祐 昌及び近親 者が100% を直接所有	なし	固有製 品の仕 入、販 売	外壁材の仕 入 山林枝打ち 費用	811 2	買掛金等	72
	株式会社 住建リース	広島県 廿日市市	30	合板足場板 のリース及 びエクステ リア事業	当社取締役 中本利夫の 近親者が 100%を直 接所有	なし	部材の 賃加工	部材の賃加 工	39	買掛金等	3
	株式会社 広島リゾート	広島県 廿日市市	55	リゾート事 業	当社取締役 中本利夫の 近親者が 100%を間 接所有	兼任 2名	研修会 議施設 の賃借	研修会議施 設の賃借	8	立替金 未払金	2 0
	株式会社 きのご屋本舗	広島県 廿日市市	30	きのこの栽 培及び販売	当社代表取 締役中本祐 昌及び近親 者が100% を直接所有	兼任 2名	贈答用 品の購 入	贈答用品	3	未払金	0
	株式会社 ワズネット	広島県 廿日市市	0	コンピュ ータソフト ウェアの開 発及び販売	当社代表取 締役中本祐 昌が100% を直接所有	兼任 1名	ソフト ウェア の購入	ソフトウェ アの購入 (注2)	92	立替金	1
	株式会社 mimozax	横浜市 神奈川区	0	健康食品の 製造及び販 売	当社代表取 締役中本祐 昌が100% を直接所有	なし	利息の 受取	利息の受取	2	未収入金 立替金	244 1

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引価格については一般的な市場価格を参考にし相互協議の上決定している。支払条件についても一般の取引と同様な支払条件となっている。

- 2 ソフトウェアの購入価格は、独立した第三者による評価書を助案して決定している。
- 3 取引金額には消費税等が含まれていない。
- 4 期末残高には消費税等が含まれている。

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用している。

この結果、従来の開示対象範囲に加えて、財団法人ウッドワン美術館が開示対象に追加している。

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び それらの 近親者が 議決権の 過半数を 所有して いる会社	中本造林 株式会社	広島県 廿日市市	45	製材業及び外壁 材の製造	当社代表取締役 中本祐昌及び 近親者 (所有) 直接 100.0	固有製品の 仕入、販売	外壁材の 仕入	812	買掛金	58
	株式会社 mimozax	横浜市 神奈川区	0	健康食品の製造 及び販売	当社代表取締 役中本祐昌 (所有) 直接 100.0	特許権の売 却	なし	-	未収入金	244
役員及びそ の近親者	財団法人 ウッドワン 美術館	広島県 廿日市市	-	理事長 当社代表取締役 中本祐昌	16.7%	-	建屋及び設 備の賃貸料 収入と運営 費用の立替 (注2)	36	未収入金	77

（注）1 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引価格については一般的な市場価格を参考にし相互協議の上決定している。支払条件についても一般の取引と同様な支払条件となっている。

- 2 取引は、いわゆる第三者のためのものである。
- 3 取引金額には消費税等が含まれていない。
- 4 期末残高には消費税等が含まれている。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	775円53銭	1株当たり純資産額	369円37銭
1株当たり当期純損失金額	25円22銭	1株当たり当期純損失金額	238円19銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載していない。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していない。	

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	当連結会計年度末 (平成21年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計(百万円)	43,171	17,403
普通株式に係る純資産額(百万円)	36,219	17,242
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	113	160
少数株主持分	6,838	0
普通株式の発行済株式数(株)	49,209,846	49,209,846
普通株式の自己株式数(株)	2,507,256	2,528,071
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	46,702,590	46,681,775

2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
連結損益計算書上の当期純損失() (百万円)	1,183	11,121
普通株式に係る当期純損失() (百万円)	1,183	11,121
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	46,925,472	46,691,552
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳		
新株予約権	-	-
普通株式増加数	-	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権の潜在株式の数 102,037,000株	新株予約権の潜在株式の数 111,820,000株

(重要な後発事象)

<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>												
<p>当社は、平成20年4月22日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるI G C株式会社の普通株式を追加取得することにより同社を完全子会社化し、同社株主との間で株式譲渡契約を締結すること、I G C株式会社の完全子会社である株式会社ベルテクノ及び株式会社ベル染色の普通株式の全てを売却し、買主との間で両社に関する株式譲渡契約を締結することを決議している。</p> <p>1 株式取得及び売却の理由</p> <p>当社は、連結子会社であるI G C株式会社(当社議決権所有割合53.3%)を通じて、平成18年11月20日より株式会社ベルテクノに対して公開買付けを実施後、平成19年3月1日をもって同社を子会社化している。当社は、同社をグループ化後、両社の強みを活かして機動的かつ効率的な経営体制を構築すべく、平成20年2月1日を期日として、I G C株式会社のもとプラント事業(建築設備機器)を営む株式会社ベルテクノを分割会社として、プラント事業(染色整理機械)を営む株式会社ベル染色、住宅設備機器事業を営む株式会社ベルキッチン及び株式会社ベルキッチンインターナショナルを承継会社とした会社分割を行っている。</p> <p>当社としては、I G C株式会社を完全子会社とし、住宅建材事業と住宅設備機器事業の更なるシナジーを図るべく意思決定の一本化及び当社グループと事業内容が相違し、かつ今後のグループとして相乗効果が望めないプラント事業(建築設備機器及び染色整理機械)の整理を目的として、I G C株式会社の普通株式の追加取得、株式会社ベルテクノ及び株式会社ベル染色の株式を売却することを決定している。</p> <p>2 株式取得及び売却の内容</p> <p>(1) 株式取得の内容</p> <p>株式を取得する会社の名称、事業内容、規模</p> <p>名称 I G C株式会社</p> <p>主な事業内容 有価証券の取得及び保有に関する事業</p> <p>資本金 100百万円</p> <p>取得先、取得株式数及び取得前後の所有株式の状況</p> <table border="0" data-bbox="215 1568 726 1814"> <tr> <td>異動前の 所有株式数</td> <td>8株</td> <td>(議決権所有割合53.3%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(取得先内訳:</td> </tr> <tr> <td>取得株式数</td> <td>7株</td> <td>鈴木洋氏5株 鈴木喬氏2株)</td> </tr> <tr> <td>異動後の 所有株式数</td> <td>15株</td> <td>(議決権所有割合100%)</td> </tr> </table>		異動前の 所有株式数	8株	(議決権所有割合53.3%)			(取得先内訳:	取得株式数	7株	鈴木洋氏5株 鈴木喬氏2株)	異動後の 所有株式数	15株	(議決権所有割合100%)
異動前の 所有株式数	8株	(議決権所有割合53.3%)											
		(取得先内訳:											
取得株式数	7株	鈴木洋氏5株 鈴木喬氏2株)											
異動後の 所有株式数	15株	(議決権所有割合100%)											

<p>前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)</p>																																										
<p>株式取得の時期 平成20年4月22日 取得金額 2,999百万円 (2) 株式売却の内容 異動する子会社の概要</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>()株式会社</td> <td>()株式会社</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>ベルテクノ</td> <td>ベル染色</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(特定子会社)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主な事業内容</td> <td>建築設備</td> <td>染色整理</td> </tr> <tr> <td></td> <td>機器事業</td> <td>機械事業</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>2,137百万円</td> <td>10百万円</td> </tr> </table> <p>株式譲渡先の名称 B Tホールディング株式会社 譲渡先、譲渡株式数及び譲渡前後の所有株式の状況</p> <p>()株式会社ベルテクノ</p> <table border="0"> <tr> <td>異動前の</td> <td>7,490,873株</td> </tr> <tr> <td>所有株式数</td> <td>(議決権所有割合100%)</td> </tr> <tr> <td>譲渡株式数</td> <td>7,490,873株</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(譲渡先：B Tホールディング)</td> </tr> <tr> <td>異動後の</td> <td>0株</td> </tr> <tr> <td>所有株式数</td> <td>(議決権所有割合0%)</td> </tr> </table> <p>()株式会社ベル染色</p> <table border="0"> <tr> <td>異動前の</td> <td>200株</td> </tr> <tr> <td>所有株式数</td> <td>(議決権所有割合100%)</td> </tr> <tr> <td>譲渡株式数</td> <td>200株</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(譲渡先：B Tホールディング)</td> </tr> <tr> <td>異動後の</td> <td>0株</td> </tr> <tr> <td>所有株式数</td> <td>(議決権所有割合0%)</td> </tr> </table> <p>株式譲渡日 平成20年4月22日 譲渡金額 1,000百万円</p> <p>3 株式取得及び売却による損益に与える影響(概算) 特別損失900百万円</p>		()株式会社	()株式会社	名称	ベルテクノ	ベル染色		(特定子会社)		主な事業内容	建築設備	染色整理		機器事業	機械事業	資本金	2,137百万円	10百万円	異動前の	7,490,873株	所有株式数	(議決権所有割合100%)	譲渡株式数	7,490,873株		(譲渡先：B Tホールディング)	異動後の	0株	所有株式数	(議決権所有割合0%)	異動前の	200株	所有株式数	(議決権所有割合100%)	譲渡株式数	200株		(譲渡先：B Tホールディング)	異動後の	0株	所有株式数	(議決権所有割合0%)	
	()株式会社	()株式会社																																									
名称	ベルテクノ	ベル染色																																									
	(特定子会社)																																										
主な事業内容	建築設備	染色整理																																									
	機器事業	機械事業																																									
資本金	2,137百万円	10百万円																																									
異動前の	7,490,873株																																										
所有株式数	(議決権所有割合100%)																																										
譲渡株式数	7,490,873株																																										
	(譲渡先：B Tホールディング)																																										
異動後の	0株																																										
所有株式数	(議決権所有割合0%)																																										
異動前の	200株																																										
所有株式数	(議決権所有割合100%)																																										
譲渡株式数	200株																																										
	(譲渡先：B Tホールディング)																																										
異動後の	0株																																										
所有株式数	(議決権所有割合0%)																																										

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社 ウッドワン	第7回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成16年 5月7日	3,000	3,000 (3,000)	1.53	無担保社債	平成21年 9月7日
株式会社 ウッドワン	第8回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成16年 5月7日	3,000	3,000	1.77	無担保社債	平成22年 9月7日
株式会社 ウッドワン	第9回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	平成18年 4月27日	6,000	6,000	2.90	無担保社債	平成23年 10月25日
株式会社 ウッドワン	第10回無担保社債 (適格機関投資家限定、 分割譲渡制限特約付)	平成19年 12月14日	2,000	2,000	2.13	無担保社債	平成24年 12月14日
株式会社 ウッドワン	第11回無担保社債 (適格機関投資家限定)	平成19年 12月14日	1,000	1,000	1.82	無担保社債	平成24年 12月14日
株式会社 ベルテクノ	第5回無担保社債 (株式会社U F J銀行保 証付および適格機関投資 家限定)	平成15年 9月26日	162	-	1.01	無担保社債	平成22年 9月24日
株式会社 ベルテクノ	第7回無担保社債 (株式会社大垣共立銀行 保証付および適格機関投 資家限定)	平成16年 10月25日	500	-	1.01	無担保社債	平成21年 10月23日
株式会社 ベルテクノ	第8回無担保社債 (株式会社U F J銀行保 証付および適格機関投資 家限定)	平成17年 12月30日	500	-	0.70	無担保社債	平成20年 12月30日
株式会社 ベルテクノ	第9回無担保社債 (株式会社三菱東京U F J銀行保証付および適格 機関投資家限定)	平成18年 9月25日	500	-	0.80	無担保社債	平成21年 9月25日
合計	-	-	16,662	15,000 (3,000)	-	-	-

(注) 1 「当期末残高」欄の(内書)は、1年以内償還予定の金額である。

2 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
3,000	3,000	6,000	3,000	-

3 株式会社ベルテクノの第5回無担保社債、第7回無担保社債、第8回無担保社債、第9回無担保社債については、平成20年4月22日において、当該会社の株式売却を行い連結の範囲から除外しているため、当期末残高はない。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	14,648	18,013	1.3	-
1年以内に返済予定の長期借入金	10,433	11,391	2.2	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	6	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	28,854	20,621	2.6	平成22年3月 ~28年2月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	16	-	平成24年7月 ~26年3月
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	53,936	50,048	-	-

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載している。

2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載していない。

3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりである。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	10,766	4,831	2,920	922
リース債務	6	6	3	0

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	第2四半期 自平成20年7月1日 至平成20年9月30日	第3四半期 自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	第4四半期 自平成21年1月1日 至平成21年3月31日
売上高(百万円)	19,521	20,642	18,161	16,392
税金等調整前四半期純利益 金額()又は税金等調整 前四半期純損失金額() (百万円)	232	7,138	8,865	1,075
四半期純利益金額又は四半 期純損失金額() (百万円)	551	4,409	6,808	648
1株当たり四半期純利益金 額又は四半期純損失金額 ()(円)	11.81	94.43	145.84	13.88

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,625	1,826
受取手形	1,445	1,451
売掛金	4 6,670	4 6,255
製品	6,253	-
商品及び製品	-	5,095
原材料	3,089	-
仕掛品	3,845	1,496
貯蔵品	441	-
原材料及び貯蔵品	-	6,147
前払費用	146	103
繰延税金資産	534	635
短期貸付金	4 6,552	4 3,060
未収入金	4 964	4 529
仮払金	4 67	-
立替金	4 367	-
その他	10	4 436
貸倒引当金	45	37
流動資産合計	31,971	27,001
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2 5,608	2 5,227
構築物（純額）	2 247	2 222
機械及び装置（純額）	2 6,835	2 2,485
車両運搬具（純額）	2 19	2 13
工具、器具及び備品（純額）	2 1,431	2 1,599
土地	7,997	7,997
リース資産（純額）	-	2 19
建設仮勘定	143	144
有形固定資産合計	22,281	17,709
無形固定資産		
ソフトウェア	403	373
水道施設利用権	44	29
電話加入権	31	31
電信電話専用施設利用権	2	2
リース資産	-	2
無形固定資産合計	481	438

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	1,303	1,177
関係会社株式	7,993	20,650
出資金	23	23
関係会社出資金	79	25
従業員に対する長期貸付金	6	7
関係会社長期貸付金	1,500	-
破産更生債権等	41	4
長期前払費用	47	53
繰延税金資産	629	738
投資不動産	97	97
美術品	9,137	9,124
その他	933	893
貸倒引当金	91	37
投資その他の資産合計	21,702	32,758
固定資産合計	44,465	50,907
資産合計	76,436	77,908
負債の部		
流動負債		
支払手形	39	31
買掛金	4,065	5,498
短期借入金	8,133	11,013
1年内返済予定の長期借入金	3,127	5,437
1年内償還予定の社債	-	3,000
リース債務	-	6
未払金	1,737	1,747
未払費用	318	421
未払法人税等	61	97
未払事業所税	31	31
預り金	77	77
賞与引当金	423	446
為替予約	-	1,601
その他	960	36
流動負債合計	18,976	29,445
固定負債		
社債	15,000	12,000
長期借入金	10,237	5,299
リース債務	-	16
退職給付引当金	243	374
役員退職慰労引当金	361	442
その他	963	729
固定負債合計	26,805	18,862
負債合計	45,781	48,307

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,324	7,324
資本剰余金		
資本準備金	7,815	7,815
資本剰余金合計	7,815	7,815
利益剰余金		
利益準備金	836	836
その他利益剰余金		
別途積立金	17,430	16,130
土地圧縮積立金	140	140
繰越利益剰余金	711	394
利益剰余金合計	17,696	16,712
自己株式	2,116	2,126
株主資本合計	30,719	29,726
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	119	226
繰延ヘッジ損益	58	59
評価・換算差額等合計	177	285
新株予約権	113	160
純資産合計	30,655	29,600
負債純資産合計	76,436	77,908

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
売上高		
製品売上高	61,080	63,899
原材料売上高	696	308
売上高合計	61,776	64,207
売上原価		
製品期首たな卸高	6,468	6,253
当期製品仕入高	¹⁰ 13,473	¹⁰ 16,118
当期製品製造原価	¹⁰ 31,683	¹⁰ 29,154
合計	51,625	51,526
他勘定振替高	¹ 580	¹ 752
製品期末たな卸高	6,253	5,095
製品売上原価	44,791	¹¹ 45,678
売上総利益	16,984	18,529
販売費及び一般管理費		
運搬費	3,507	3,652
広告宣伝費	1,879	1,585
販売手数料	560	546
貸倒引当金繰入額	16	-
役員報酬	219	234
役員退職慰労引当金繰入額	32	80
株式報酬費用	69	47
給料及び手当	2,920	3,630
賞与	633	697
賞与引当金繰入額	231	266
退職給付費用	93	172
法定福利費	533	644
福利厚生費	143	141
交際費	166	115
旅費及び交通費	545	566
通信費	318	275
光熱費	120	152
消耗品費	314	323
租税公課	209	198
事業所税	31	31
減価償却費	1,086	862
図書費	13	13
会議費	1	1
修繕費	175	166
保険料	83	80
賃借料	1,433	1,749
車両費	192	243
手数料	29	36
研究費	143	119
雑費	1,051	1,079
販売費及び一般管理費合計	² 16,758	² 17,717
営業利益	226	811

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
営業外収益		
受取利息	173	10 213
受取配当金	137	41
仕入割引	49	67
受取賃貸料	10 615	10 383
為替差益	-	94
その他	240	209
営業外収益合計	1,216	1,010
営業外費用		
支払利息	420	415
社債利息	319	333
社債発行費償却	52	-
売上割引	573	545
たな卸資産評価損	209	-
その他	96	65
営業外費用合計	1,671	1,360
経常利益又は経常損失()	228	462
特別利益		
固定資産売却益	3 0	3, 10 657
投資有価証券売却益	97	2
貸倒引当金戻入額	18	16
関係会社清算益	137	-
その他	13	4 70
特別利益合計	267	747
特別損失		
固定資産売却損	5 0	5 169
固定資産除却損	6 22	6 54
減損損失	-	7 67
投資有価証券評価損	25	-
過年度役員退職慰労引当金繰入額	323	-
為替差損	415	8 1,085
その他	141	9, 11 290
特別損失合計	929	1,667
税引前当期純損失()	890	457
法人税、住民税及び事業税	95	102
法人税等調整額	233	136
法人税等合計	138	34
当期純損失()	752	423

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	第56期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		第57期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
原材料費		20,795	70.4	18,909	70.5
労務費	(1)	3,763	12.7	3,620	13.5
経費	(2)	4,995	16.9	4,275	16.0
当期総製造費用		29,553	100	26,805	100
期首仕掛品たな卸高		5,975		3,845	
合計		35,529		30,651	
期末仕掛品たな卸高		3,845		1,496	
当期製品製造原価		31,683		29,154	

(注) 原価計算の方法は、組別工程別等級別総合原価計算法による。

(脚注)

	第56期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第57期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
(1)	このうちには賞与引当金繰入額192百万円、退職給付費用79百万円を含んでいる。	このうちには賞与引当金繰入額179百万円、退職給付費用113百万円を含んでいる。
(2)	このうち主なものは次のとおりである。 減価償却費 979百万円 外注工賃 1,052 修繕費 523 電力料 318 租税公課 168 消耗品費 668	このうち主なものは次のとおりである。 減価償却費 991百万円 外注工賃 836 修繕費 414 電力料 289 租税公課 171 消耗品費 528

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	7,324	7,324
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	7,324	7,324
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	7,815	7,815
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	7,815	7,815
資本剰余金合計		
前期末残高	7,815	7,815
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	7,815	7,815
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	836	836
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	836	836
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	17,070	17,430
当期変動額		
別途積立金の積立	360	-
別途積立金の取崩	-	1,300
当期変動額合計	360	1,300
当期末残高	17,430	16,130
土地圧縮積立金		
前期末残高	140	140
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	140	140
繰越利益剰余金		
前期末残高	965	711
当期変動額		
別途積立金の積立	360	-
別途積立金の取崩	-	1,300
剰余金の配当	564	560
当期純損失()	752	423
当期変動額合計	1,676	316
当期末残高	711	394

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
利益剰余金合計		
前期末残高	19,012	17,696
当期変動額		
別途積立金の積立	-	-
別途積立金の取崩	-	-
剰余金の配当	564	560
当期純損失()	752	423
当期変動額合計	1,316	983
当期末残高	17,696	16,712
自己株式		
前期末残高	1,914	2,116
当期変動額		
自己株式の取得	202	9
当期変動額合計	202	9
当期末残高	2,116	2,126
株主資本合計		
前期末残高	32,238	30,719
当期変動額		
剰余金の配当	564	560
当期純損失()	752	423
自己株式の取得	202	9
当期変動額合計	1,518	993
当期末残高	30,719	29,726
評価・換算差額等		
 その他有価証券評価差額金		
前期末残高	501	119
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	620	107
当期変動額合計	620	107
当期末残高	119	226
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	144	58
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	202	1
当期変動額合計	202	1
当期末残高	58	59
評価・換算差額等合計		
前期末残高	646	177
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	823	108
当期変動額合計	823	108
当期末残高	177	285

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
新株予約権		
前期末残高	43	113
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	69	47
当期変動額合計	69	47
当期末残高	113	160
純資産合計		
前期末残高	32,928	30,655
当期変動額		
剰余金の配当	564	560
当期純損失（ ）	752	423
自己株式の取得	202	9
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	754	61
当期変動額合計	2,272	1,054
当期末残高	30,655	29,600

【重要な会計方針】

<p>第56期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>第57期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)子会社株式は移動平均法に基づく原価法によっている。 (ロ)其他有価証券 (1)時価のあるものは決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっている。 (2)時価のないものは移動平均法に基づく原価法によっている。</p> <p>2 デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 時価法</p> <p>3 たな卸資産の評価基準及び評価方法 (イ)製品・仕掛品・原材料(主要材料)は移動平均法に基づく低価法によっている。 (ロ)原材料(補助材料)及び貯蔵品は最終仕入原価法に基づく低価法によっている。</p> <p>4 固定資産の減価償却の方法 (イ)有形固定資産の減価償却は、定率法によっている。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用している。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として、3年間で均等償却する方法によっている。 (ロ)無形固定資産の減価償却は、定額法によっている。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。また、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。 (ハ)長期前払費用の償却は、均等償却によっている。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。</p>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)同左 (ロ)其他有価証券 (1)同左 (2)同左</p> <p>2 デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 時価法</p> <p>3 たな卸資産の評価基準及び評価方法 通常の販売目的で保有するたな卸資産 評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)によっている。 (イ)商品・製品・仕掛品・原材料(主要材料) 移動平均法 (ロ)原材料(補助材料)及び貯蔵品 最終仕入原価法 (会計方針の変更) 当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用している。これに伴い税引前当期純損失は、62百万円増加している。</p> <p>4 固定資産の減価償却の方法 (イ)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法によっている。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用している。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として、3年間で均等償却する方法によっている。 (ロ)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっている。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。また、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。 (ハ)長期前払費用 均等償却によっている。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。</p>

<p style="text-align: center;">第56期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第57期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>5 繰延資産の処理方法 社債発行費 支出時に全額費用処理している。</p> <p>6 引当金の計上基準 貸倒引当金 諸債権の貸倒れに備えるものであって、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるものであって、次回支給見込額に基づき当事業年度に属する月分の要支給見込額の全額を計上している。</p> <p>役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上している。 なお、当事業年度においては計上していない。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるものであって、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。なお、過去勤務債務は、その発生時に一括して費用処理している。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、それぞれ発生の翌期から費用処理することとしている。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上している。</p> <p>7 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p>	<p>(二)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p> <p>5 繰延資産の処理方法</p> <p>6 引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>役員賞与引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 同左</p> <p>役員退職慰労引当金 同左</p> <p>7 リース取引の処理方法</p>

<p style="text-align: center;">第56期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第57期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>8 ヘッジ会計の方法</p> <p style="padding-left: 20px;">ヘッジ会計の方法</p> <p style="padding-left: 20px;">原則として繰延ヘッジ処理によっている。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっている。</p> <p style="padding-left: 20px;">ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p style="padding-left: 20px;">通貨関連は為替予約等をヘッジ手段とし、外貨建取引をヘッジ対象としている。</p> <p style="padding-left: 20px;">また、金利関連は金利スワップ取引をヘッジ手段とし、借入金の支払金利をヘッジ対象としている。</p> <p style="padding-left: 20px;">ヘッジ方針</p> <p style="padding-left: 20px;">内部規定に基づき為替変動リスク及び金利リスクをヘッジすることを目的とし、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用する方針である。</p> <p style="padding-left: 20px;">ヘッジ有効性評価の方法</p> <p style="padding-left: 20px;">ヘッジ手段がヘッジ対象である予定取引の重要な条件と同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものであると想定できるため、ヘッジの有効性の判定を省略している。特例処理による金利スワップについては、その要件を満たしていることの確認をもって有効性の判定に替えている。</p> <p>9 その他財務諸表作成のための重要な事項</p> <p style="padding-left: 20px;">消費税等の会計処理</p> <p style="padding-left: 40px;">税抜方式によっている。</p>	<p>8 ヘッジ会計の方法</p> <p style="padding-left: 20px;">ヘッジ会計の方法</p> <p style="padding-left: 40px;">同左</p> <p style="padding-left: 20px;">ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p style="padding-left: 40px;">同左</p> <p style="padding-left: 20px;">ヘッジ方針</p> <p style="padding-left: 40px;">同左</p> <p style="padding-left: 20px;">ヘッジ有効性評価の方法</p> <p style="padding-left: 40px;">同左</p> <p>9 その他財務諸表作成のための重要な事項</p> <p style="padding-left: 20px;">消費税等の会計処理</p> <p style="padding-left: 40px;">同左</p>

【会計方針の変更】

<p>第56期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>第57期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(役員退職慰労引当金の会計処理) 役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理していたが、当事業年度より、改正後の「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号)を適用している。この結果、従来の方法によった場合に比べて営業利益が32百万円減少し、経常損失が32百万円増加している。また、過年度相当額323百万円を特別損失に計上した結果、税引前当期純損失は、356百万円増加している。</p> <p>(有形固定資産の減価償却の方法) 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号) 及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更している。</p> <p>これに伴い、前事業年度と比べ、営業利益が16百万円減少し、経常損失及び税引前当期純損失がそれぞれ16百万円増加している。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している。</p> <p>この変更に伴う損益に与える影響はない。</p>

【表示方法の変更】

<p>第56期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>第57期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表)</p> <p>1. 財務諸表等規則の改正により、前事業年度は「破産債権・更生債権等」として表示していたものを、当事業年度においては「破産更生債権等」として表示している。</p>	<p>(貸借対照表)</p> <p>1. 前事業年度まで、連結子会社からの仕入品を「仕掛品」として表示していたが、事業の実態をよりの確に表示するため、たな卸資産の区分を見直し、当事業年度から「原材料及び貯蔵品」として表示している。なお、前事業年度末の「仕掛品」に含まれている残高は、2,032百万円である。</p> <p>2. 前事業年度まで、区分掲記していた「仮払金」(当事業年度23百万円)は、資産の合計額の100分の1以下であるため、流動資産の「その他」に含めて表示している。</p> <p>3. 前事業年度まで、区分掲記していた「立替金」(当事業年度404百万円)は、資産の合計額の100分の1以下であるため、流動資産の「その他」に含めて表示している。</p> <p>4. 前事業年度において流動負債「その他」に含めて表示していた「為替予約」は、当事業年度において、負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたため区分掲記している。</p> <p>なお、前事業年度における「為替予約」は512百万円である。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度まで区分掲記していた「投資有価証券評価損」(当事業年度3百万円)は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、特別損失の「その他」に含めて表示している。</p>

【追加情報】

<p>第56期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>第57期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(有形固定資産の残存価額の会計処理)</p> <p>法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっている。</p> <p>これに伴い、前事業年度と同一の方法によった場合と比べ、営業利益が97百万円減少し、経常損失及び税引前当期純損失がそれぞれ120百万円増加している。</p> <p>(退職給付制度間の移行等に関する会計処理)</p> <p>当社は平成19年4月1日より適格退職年金制度退職一時金制度の一部について、確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準委員会 平成14年1月31日 企業会計基準適用指針第1号)を適用した。</p> <p>本移行により、損益に与える影響は軽微である。</p>	<p>(有形固定資産の耐用年数の変更)</p> <p>当社の機械装置のうち木材木製品製造に係る機械については、従来、耐用年数を9、10年としていたが、当事業年度より8年に変更している。</p> <p>この変更は、平成20年度の法人税法改正を契機に耐用年数を見直したことによるものである。これにより、当事業年度の営業利益は112百万円減少し、経常利益は117百万円減少し、税引前当期純損失は、116百万円増加している。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

	第56期 (平成20年3月31日)	第57期 (平成21年3月31日)
(1)	このうち次のとおり借入金の担保に供している。 イ 担保提供資産 出資金 5百万円 ロ 上記に対応する債務 長期借入金 5百万円	このうち次のとおり借入金の担保に供している。 イ 担保提供資産 出資金 5百万円 ロ 上記に対応する債務 長期借入金 5百万円
(2)	有形固定資産の減価償却累計額は39,026百万円である。	有形固定資産の減価償却累計額は36,152百万円である。
(3)	投資不動産の明細は次のとおりである。 土地 97百万円	投資不動産の明細は次のとおりである。 土地 97百万円
	偶発債務(保証債務) 下記会社の金融機関からの借入金に対する保証 JUKEN NEW ZEALAND LTD. 23,286百万円 (うち11,346百万円は、99百万米ドル 16百万ニュージーランドドル) 住建(上海)有限公司 566百万円 (5百万米ドル) JUKEN SANGYO (PHILS.) CORP. 150百万円 沃達王木業(上海)有限公司 1,174百万円 (11百万米ドル、0百万人民币) 沃達王國際有限公司 755百万円 (うち380百万円は、29百万香港ドル) なお、関係会社の為替予約等契約の保証を行っており、期末日時点の契約残高は、496百万ニュージーランドドルである。	偶発債務(保証債務) 下記会社の金融機関からの借入金に対する保証 JUKEN NEW ZEALAND LTD. 22,024百万円 (うち9,610百万円は、96百万米ドル 2百万ニュージーランドドル) 住建(上海)有限公司 564百万円 (5百万米ドル) JUKEN SANGYO (PHILS.) CORP. 150百万円 沃達王木業(上海)有限公司 728百万円 (7百万米ドル) 沃達王國際有限公司 602百万円 (43百万香港ドル、0百万米ドル) なお、関係会社の為替予約等契約の保証を行っており、期末日時点の契約残高は、704百万ニュージーランドドルである。
(4)	関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりである。 売掛金 137百万円 短期貸付金 6,552 未収入金 502 仮払金 10 立替金 345 買掛金 233 未払金 265 短期借入金 1,510 未払費用 0 その他(固定負債) 178	関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりである。 売掛金 102百万円 短期貸付金 3,060 未収入金 399 その他(流動資産) 402 買掛金 664 未払金 591 短期借入金 4,100 未払費用 17 その他(固定負債) 63

	第56期 (平成20年3月31日)	第57期 (平成21年3月31日)
(5)	<p>財務制限条項</p> <p>借入金のうち平成18年6月28日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約(平成20年3月31日現在借入金残高4,875百万円)において財務制限条項が付されており、各年度の決算期末日における当社の貸借対照表における固定比率を150%以下に維持する条項及び経常損益の2期連続損失とならないように維持する条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失する。</p>	<p>財務制限条項</p> <p>借入金のうち平成18年6月28日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約(平成21年3月31日現在借入金残高3,375百万円)において財務制限条項が付されており、各年度の決算期末日における当社の貸借対照表における固定比率を150%以下に維持する条項及び経常損益の2期連続損失とならないように維持する条項に抵触した場合に多数貸付人の協議が整わない場合は、期限の利益を喪失する。</p> <p>なお、当社は平成21年3月期決算において、連結子会社の主に為替評価損失の影響による純資産の減少補填をデットエクイティスワップで増資したことにより、当該財務制限条項の一つである決算期末日における当社の貸借対照表における固定比率を150%以下に維持する条項に抵触した。しかし、エージェントである株式会社広島銀行を含め参加金融機関8行と期限の利益喪失の請求猶予に関する交渉の結果、上記の固定費比率150%以下に維持する条項の見直しとなり、平成21年3月期決算において期限の利益喪失請求をしないことの承諾を得た。</p>

	第56期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第57期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																				
(7)		<p>減損損失 当社グループは、以下の固定資産について減損損失を計上した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社 広島県 廿日市市</td> <td>生産設備他</td> <td>建物、機械及び装置、工具、器具及び備品、美術品</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>愛知県 豊橋市</td> <td>生産設備</td> <td>機械及び装置</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>愛知県 蒲郡市</td> <td>生産設備</td> <td>機械及び装置</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td>67</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基本として資産をグルーピングしている。使用見込みのない遊休資産、美術品は個別にグルーピングしている。この遊休資産に関して回収可能価額は、原則として取得価額の5%を正味売却価額として、帳簿価額を正味売却価額まで減額している。美術品については、美術専門家等の第三者より入手した価格に基づき算定した価格を回収可能価額とし、そのうち帳簿価額に対して著しい下落をしている美術品について回収可能価額まで減額している。</p>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	本社 広島県 廿日市市	生産設備他	建物、機械及び装置、工具、器具及び備品、美術品	61	愛知県 豊橋市	生産設備	機械及び装置	3	愛知県 蒲郡市	生産設備	機械及び装置	1	計			67
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																			
本社 広島県 廿日市市	生産設備他	建物、機械及び装置、工具、器具及び備品、美術品	61																			
愛知県 豊橋市	生産設備	機械及び装置	3																			
愛知県 蒲郡市	生産設備	機械及び装置	1																			
計			67																			
(8)		<p>為替差損 未決済為替予約から生じた為替差損は、著しい相場変動により発生したため特別損失として計上している。</p>																				
(9)		<p>その他の特別損失の主な内訳</p> <table> <tbody> <tr> <td>子会社株式売却費用</td> <td>119百万円</td> </tr> <tr> <td>たな卸資産評価損</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>関連会社出資金評価損</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>準不燃材補修対応費用</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券売却損</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table>	子会社株式売却費用	119百万円	たな卸資産評価損	62	関連会社出資金評価損	53	準不燃材補修対応費用	28	投資有価証券売却損	22										
子会社株式売却費用	119百万円																					
たな卸資産評価損	62																					
関連会社出資金評価損	53																					
準不燃材補修対応費用	28																					
投資有価証券売却損	22																					
(10)	<p>関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりである。</p> <table> <tbody> <tr> <td>製品仕入</td> <td>9,282百万円</td> </tr> <tr> <td>原材料費</td> <td>7,264</td> </tr> <tr> <td>外注工賃</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>受取賃貸料</td> <td>530</td> </tr> </tbody> </table>	製品仕入	9,282百万円	原材料費	7,264	外注工賃	5	受取賃貸料	530	<p>関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりである。</p> <table> <tbody> <tr> <td>製品仕入</td> <td>11,521百万円</td> </tr> <tr> <td>原材料費</td> <td>7,624</td> </tr> <tr> <td>外注工賃</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>受取利息</td> <td>207</td> </tr> <tr> <td>受取賃貸料</td> <td>206</td> </tr> <tr> <td>固定資産売却益</td> <td>657</td> </tr> </tbody> </table>	製品仕入	11,521百万円	原材料費	7,624	外注工賃	22	受取利息	207	受取賃貸料	206	固定資産売却益	657
製品仕入	9,282百万円																					
原材料費	7,264																					
外注工賃	5																					
受取賃貸料	530																					
製品仕入	11,521百万円																					
原材料費	7,624																					
外注工賃	22																					
受取利息	207																					
受取賃貸料	206																					
固定資産売却益	657																					
(11)		<p>通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額</p> <table> <tbody> <tr> <td>売上原価</td> <td>21百万円</td> </tr> <tr> <td>その他(特別損失)</td> <td>62</td> </tr> </tbody> </table>	売上原価	21百万円	その他(特別損失)	62																
売上原価	21百万円																					
その他(特別損失)	62																					

(株主資本等変動計算書関係)

第56期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	2,188	318	-	2,507

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりである。

自己株の買付けによる増加 300千株
単元未満株式の買取りによる増加 18千株

第57期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	2,507	20	-	2,528

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりである。

単元未満株式の買取りによる増加 20千株

(リース取引関係)

第56期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)				第57期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																							
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				1 ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア)有形固定資産 工具、器具及び備品である。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアである。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりである。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりである。 (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																				
工具、器具及び備品	1,146	583	563	車両運搬具	4	1	2																				
ソフトウェア	41	18	22	工具、器具及び備品	1,156	806	349																				
合計	1,187	601	586	ソフトウェア	41	26	14																				
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(2)未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>227百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>358百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>586百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>232百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>232百万円</td> </tr> </table> <p>(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。</p>				1年内	227百万円	1年超	358百万円	合計	586百万円	支払リース料	232百万円	減価償却費相当額	232百万円	<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(2)未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>230百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>136百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>366百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。</p> <p>(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>225百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>225百万円</td> </tr> </table> <p>(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。</p>				1年内	230百万円	1年超	136百万円	合計	366百万円	支払リース料	225百万円	減価償却費相当額	225百万円
1年内	227百万円																										
1年超	358百万円																										
合計	586百万円																										
支払リース料	232百万円																										
減価償却費相当額	232百万円																										
1年内	230百万円																										
1年超	136百万円																										
合計	366百万円																										
支払リース料	225百万円																										
減価償却費相当額	225百万円																										
2 オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料																											
1年内			205百万円																								
1年超			188百万円																								
合計			394百万円																								
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はない。				(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はない。																							

(有価証券関係)

第56期 (平成20年3月31日)	第57期 (平成21年3月31日)
子会社株式で時価のあるものはない。	同左

(税効果会計関係)

第56期 (平成20年3月31日)	第57期 (平成21年3月31日)																																																																				
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(繰延税金資産)</th> <th style="text-align: right;">百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">431</td></tr> <tr><td>長期未払退職金</td><td style="text-align: right;">263</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">12</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">170</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">145</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">103</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">253</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">227</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,609</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">140</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,468</td></tr> </tbody> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(繰延税金負債)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>退職給付信託設定益</td><td style="text-align: right;">209</td></tr> <tr><td>圧縮記帳積立金</td><td style="text-align: right;">95</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">304</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">1,164</td></tr> </tbody> </table>	(繰延税金資産)	百万円	退職給付引当金	431	長期未払退職金	263	未払事業税	12	賞与引当金	170	役員退職慰労引当金	145	減価償却費	103	繰越欠損金	253	その他	227	繰延税金資産小計	1,609	評価性引当額	140	繰延税金資産合計	1,468	(繰延税金負債)		退職給付信託設定益	209	圧縮記帳積立金	95	繰延税金負債合計	304	繰延税金資産の純額	1,164	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(繰延税金資産)</th> <th style="text-align: right;">百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">484</td></tr> <tr><td>長期未払退職金</td><td style="text-align: right;">214</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">15</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">180</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">178</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">108</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">319</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">385</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,885</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">210</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,675</td></tr> </tbody> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(繰延税金負債)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>退職給付信託設定益</td><td style="text-align: right;">206</td></tr> <tr><td>圧縮記帳積立金</td><td style="text-align: right;">95</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">301</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">1,373</td></tr> </tbody> </table>	(繰延税金資産)	百万円	退職給付引当金	484	長期未払退職金	214	未払事業税	15	賞与引当金	180	役員退職慰労引当金	178	減価償却費	108	繰越欠損金	319	その他	385	繰延税金資産小計	1,885	評価性引当額	210	繰延税金資産合計	1,675	(繰延税金負債)		退職給付信託設定益	206	圧縮記帳積立金	95	繰延税金負債合計	301	繰延税金資産の純額	1,373
(繰延税金資産)	百万円																																																																				
退職給付引当金	431																																																																				
長期未払退職金	263																																																																				
未払事業税	12																																																																				
賞与引当金	170																																																																				
役員退職慰労引当金	145																																																																				
減価償却費	103																																																																				
繰越欠損金	253																																																																				
その他	227																																																																				
繰延税金資産小計	1,609																																																																				
評価性引当額	140																																																																				
繰延税金資産合計	1,468																																																																				
(繰延税金負債)																																																																					
退職給付信託設定益	209																																																																				
圧縮記帳積立金	95																																																																				
繰延税金負債合計	304																																																																				
繰延税金資産の純額	1,164																																																																				
(繰延税金資産)	百万円																																																																				
退職給付引当金	484																																																																				
長期未払退職金	214																																																																				
未払事業税	15																																																																				
賞与引当金	180																																																																				
役員退職慰労引当金	178																																																																				
減価償却費	108																																																																				
繰越欠損金	319																																																																				
その他	385																																																																				
繰延税金資産小計	1,885																																																																				
評価性引当額	210																																																																				
繰延税金資産合計	1,675																																																																				
(繰延税金負債)																																																																					
退職給付信託設定益	206																																																																				
圧縮記帳積立金	95																																																																				
繰延税金負債合計	301																																																																				
繰延税金資産の純額	1,373																																																																				
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失を計上したため、記載していない。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失を計上したため、記載していない。</p>																																																																				

(1 株当たり情報)

第56期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		第57期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	653円97銭	1株当たり純資産額	630円66銭
1株当たり当期純損失金額	16円04銭	1株当たり当期純損失金額	9円06銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載していない。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していない。	

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	第56期 (平成20年3月31日)	第57期 (平成21年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計(百万円)	30,655	29,600
普通株式に係る純資産額(百万円)	30,542	29,440
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	113	160
普通株式の発行済株式数(株)	49,209,846	49,209,846
普通株式の自己株式数(株)	2,507,256	2,528,071
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	46,702,590	46,681,775

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

項目	第56期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第57期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
損益計算書上の当期純損失()(百万円)	752	423
普通株式に係る当期純損失()(百万円)	752	423
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	46,925,472	46,691,552
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳		
新株予約権	-	-
普通株式増加数	-	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権の潜在株式の数 102,037,000株	新株予約権の潜在株式の数 111,820,000株

(重要な後発事象)

該当事項なし。

【附属明細表】
【有価証券明細表】
【株式】

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
(投資有価証券)		
其他有価証券		
住友林業(株)	489,000	321
大和ハウス工業(株)	220,000	174
(株)F & A アクアホールディングス	173,700	165
すてきナイスグループ(株)	1,031,000	159
凸版印刷(株)	106,000	70
(株)山口フィナンシャルグループ(優先株)	50	50
(株)サンヨーハウジング名古屋	480	34
JKホールディングス(株)	49,490	28
(株)山口フィナンシャルグループ	28,050	26
(株)三井住友フィナンシャルグループ	6,700	22
越智産業(株)	273,122	124
他27銘柄		
計	2,377,592	1,177

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	16,875	15	38 (0)	16,852	11,624	388	5,227
構築物	1,490	8	6	1,493	1,270	31	222
機械及び装置	31,414	211	7,850 (42)	23,775	21,289	1,184	2,485
車両運搬具	401	1	47	354	341	5	13
工具、器具及び備品	2,985	299	63 (11)	3,222	1,622	111	1,599
土地	7,997	-	-	7,997	-	-	7,997
リース資産	-	22	-	22	3	3	19
建設仮勘定	143	508	507	144	-	-	144
有形固定資産計	61,308	1,066	8,513 (54)	53,861	36,152	1,725	17,709
無形固定資産							
ソフトウェア	918	137	356	700	326	167	373
水道施設利用権	220	-	-	220	191	14	29
電話加入権	31	-	0	31	-	-	31
電信電話専用施設利用権	13	-	0	12	10	0	2
リース資産	-	2	-	2	0	0	2
無形固定資産計	1,183	140	356	967	528	183	438
長期前払費用	92	52	38	105	52	46	53
繰延資産							
-	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりである。

(機械及び装置)

JUKEN NEW ZEALAND LTD.へ設備売却 4,765百万円

JUKEN SANGYO (PHILS.) CORP.へ設備売却 2,692百万円

2. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額である。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	136	40	46	(注1) 54	75
賞与引当金	423	446	423	-	446
役員退職慰労引当金	361	80	-	-	442

(注) 1 貸倒引当金の当期減少額の「その他」のうち、47百万円は洗替、7百万円は回収による取崩である。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

(A) 流動資産

イ 現金及び預金

種類	金額(百万円)
現金	13
預金	
当座預金	1,797
普通預金	15
小計	1,812
計	1,826

ロ 受取手形

(a) 相手先別内訳

相手先名	金額(百万円)
小林(株)	122
野原産業(株)	120
小池木材(株)	103
マルコマ(株)	83
明和産業(株)	57
院庄林業(株)他	964
計	1,451

(b) 期日別内訳

期日	金額(百万円)	比率(%)
平成21年4月30日以前	500	34.5
" 5月31日 "	416	28.7
" 6月30日 "	358	24.7
" 7月31日 "	176	12.1
計	1,451	100

ハ 売掛金

(a) 相手先別内訳

相手先名	金額(百万円)	相手先名	金額(百万円)
三井住商建材(株)	1,302	中部ホームサービス(株)	159
住友林業(株)	1,094	双日建材(株)他	3,245
丸紅建材(株)	247		
伊藤忠建材(株)	205	計	6,255

(b) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回転率(回)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$(B) \div \frac{(A) + (D)}{2} = (E)$	$\frac{(C)}{(A) + (B)}$	$365 \div (E)$
6,670	67,418	67,833	6,255	10.4	91.6	35.0

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しているが、上記金額には消費税等が含まれている。

二 商品及び製品

品名	金額(百万円)
合板床板	1,214
造作材	1,902
その他	1,978
計	5,095

ホ 仕掛品

品名	金額(百万円)
合板床板	437
造作材	925
その他	133
計	1,496

ヘ 原材料及び貯蔵品

品名	金額(百万円)
主要材料	
原木	205
合板等	5,213
小計	5,419
補助材料	
接着剤	13
塗料	10
包装材料	15
その他金具等	253
小計	293
貯蔵品	
刃具消耗品	134
その他	300
小計	434
計	6,147

(B) 固定資産 投資その他の資産
イ 関係会社株式

銘柄	金額（百万円）
JUKEN NEW ZEALAND LTD.	9,657
沃達王國際有限公司	6,255
I G C(株)	4,599
(株)ウッドジョイ他	137
計	20,650

□ 美術品

品名	金額（百万円）
絵画 453点	7,561
陶磁器 259点	1,451
その他	112
計	9,124

(C) 流動負債

イ 支払手形

(a) 相手先別内訳

相手先名	金額（百万円）
製品及び原材料	
(株)小島	2
小計	2
経費	
(株)小島	28
小計	28
計	31

(b) 期日別内訳

期日	金額（百万円）	比率（％）
平成21年4月30日以前	7	24.0
〃 5月31日 〃	11	35.5
〃 6月30日 〃	6	19.7
〃 7月31日 〃	6	20.8
計	31	100

□ 買掛金

相手先	金額（百万円）
住友林業(株)	611
丸紅(株)	530
双日(株)	456
三井住商建材(株)	433
(株)ベルキッチン	362

相手先	金額（百万円）
住友林業クレスト(株)他	3,104
計	5,498

八 短期借入金

借入先名	金額（百万円）
(株)ベルキッチン	2,900
(株)広島銀行	1,880
(株)みずほコーポレート銀行	1,490
農林中央金庫	1,210
I G C(株)	1,200
(株)三菱東京UFJ銀行他	2,333
計	11,013

二 1年以内返済予定長期借入金

借入先名	金額（百万円）
(株)広島銀行	1,812
(株)みずほコーポレート銀行	1,618
(株)三菱東京UFJ銀行	653
農林中央金庫	593
(株)三井住友銀行	462
(株)もみじ銀行他	296
計	5,437

(D) 固定負債

イ 社債

区分	金額（百万円）
第8回無担保社債	3,000
第9回無担保社債	6,000
第10回無担保社債	2,000
第11回無担保社債	1,000
計	12,000

(注) 発行年月、利率等については、「第5 経理の状況」「1 連結財務諸表等」「連結附属明細表」の「社債明細表」に記載している。

ロ 長期借入金

借入先名	金額（百万円）
(株)広島銀行	1,609
(株)みずほコーポレート銀行	1,250
(株)三井住友銀行	518
商工組合中央金庫	511

借入先名	金額（百万円）
農林中央金庫	484
(株)三菱東京UFJ銀行他	926
計	5,299

(3)【その他】
該当事項なし。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	日本経済新聞
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はない。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出している。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度 第56期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）平成20年6月30日関東財務局長に提出。
- (2) 四半期報告書及び確認書
第57期第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）平成20年8月12日関東財務局長に提出
第57期第2四半期（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）平成20年11月13日関東財務局長に提出
第57期第3四半期（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）平成21年2月13日関東財務局長に提出
- (3) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（株式譲渡契約）の規定に基づく臨時報告書
平成20年4月22日関東財務局長に提出。
- (4) 訂正発行登録書（社債）
平成20年4月28日、平成20年6月30日、平成20年8月12日関東財務局長に提出。
- (5) 訂正発行登録書（新株予約権証券）
平成20年4月28日、平成20年8月12日、平成20年11月14日、平成21年2月13日関東財務局長に提出。
- (6) 発行登録取下届出書（新株予約権証券）を平成20年6月27日関東財務局長に提出。
- (7) 発行登録書（新株予約権証券）及びその添付書類を平成20年6月30日関東財務局長に提出。
- (8) 有価証券届出書（新株予約権証券）及びその添付書類を平成20年6月30日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月19日

株式会社ウッドワン

取締役会 御中

西日本監査法人

代表社員 公認会計士 金本善行
業務執行社員

代表社員 公認会計士 梶田 滋
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウッドワン及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 会計処理の変更に記載されているとおり、会社は「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」が適用できることとなったため当連結会計年度より適用している。
2. 会計処理の変更に記載されているとおり、改正後の「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」を当連結会計年度より適用している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成20年4月22日開催の取締役会において、会社の連結子会社であるI G C株式会社の普通株式を追加取得することにより同社を完全子会社化し、同社株主との間で株式譲渡契約を締結すること、I G C株式会社の完全子会社である株式会社バルテクノ及び株式会社バル染色の普通株式の全てを売却し、買主との間で両社に関する株式譲渡契約を締結することを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月22日

株式会社ウッドワン

取締役会 御中

西日本監査法人

代表社員 公認会計士 金本善行
業務執行社員

代表社員 公認会計士 梶田滋
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウッドワン及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ウッドワンの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ウッドワンが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月19日

株式会社ウッドワン

取締役会 御中

西日本監査法人

代表社員 公認会計士 金本善行
業務執行社員

代表社員 公認会計士 梶田滋
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウッドワンの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計処理の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より、改正後の「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月22日

株式会社ウッドワン

取締役会 御中

西日本監査法人

代表社員 公認会計士 金本善行
業務執行社員

代表社員 公認会計士 梶田滋
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウッドワンの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第57期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウッドワンの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。